

教育委員会定例会事項書

令和元年10月3日（木）

9：30～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 黒 田 委 員

2 前回定例会審議結果の確認（別紙参照）

3 報告題

- | | | |
|----|---|------------------------------------|
| 報告 | 1 | 令和2年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の結果について |
| 報告 | 2 | 次期三重県教育ビジョン（仮称）中間案について |
| 報告 | 3 | 三重県特別支援教育推進基本計画の中間案について |
| 報告 | 4 | 県立学校施設に係る長寿命化計画の中間案について |
| 報告 | 5 | 指定管理者が行う公の施設の管理状況について |

4 閉会宣言

前回定例会の審議結果

1 日時

令和元年9月19日(木)

開会 9時30分

閉会 9時41分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 廣田教育長、森脇委員、大森委員、黒田委員、原田委員

議事録署名者 大森委員

4 採択議案の件名

議案第36号 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案

議案第37号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について

議案第38号 職員の人事異動(市町立小中学校)について

議案第39号 三重県総合博物館協議会委員の任免について

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

該当なし

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

報告 1

令和 2 年度三重県公立学校教員採用選考試験第 2 次選考試験の結果について

令和 2 年度三重県公立学校教員採用選考試験第 2 次選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。

令和元年 10 月 3 日提出

三重県教育委員会事務局
教職員課長

令和2年度三重県公立学校教員採用選考試験の結果について

1 第1次選考試験

(1) 試験日

令和元年7月20日 筆答試験(教養)、筆答試験(専門)、集団面接等

(2) 結果

申込者数 2,842名
受験者数 2,622名
合格者数 1,173名

2 第2次選考試験

(1) 試験日

令和元年8月17日 論述試験等

令和元年8月20日 技能・実技試験

令和元年8月23日から30日までの8日間 集団・個人面接

(2) 結果

受験者数 1,096名
合格者数 465名

(内訳) 小学校教諭	240名	中学校教諭	115名
高等学校教諭	62名	特別支援学校教諭	20名
養護教諭	22名	栄養教諭	6名

- 合格者数は、前年度より 98名増加
- 倍率は、全体で5.6倍(前年度 7.2倍)

小学校教諭	3.8倍(前年度 4.8倍)
中学校教諭	7.0倍(前年度 10.2倍)
高等学校教諭	9.4倍(前年度 10.6倍)
特別支援学校教諭	4.9倍(前年度 5.7倍)
養護教諭	7.6倍(前年度 9.7倍)
栄養教諭	7.2倍(前年度 15.0倍)

倍率=第1次選考試験受験者数/第2次選考試験合格者数

- 全合格者数のうち、特別選考合格者数

障がい者を対象とした特別選考	2名		
スポーツ競技者特別選考	4名		
小学校英語教育推進者特別選考	3名		
社会人特別選考	3名		
教職経験者等を対象とした特別選考 [I]	16名		
教職経験者等を対象とした特別選考 [II]	148名※		
(※の内訳) 小学校教諭	75名	中学校教諭	41名
高等学校教諭	16名	特別支援学校教諭	10名
養護教諭	6名		

令和2年度三重県公立学校教員採用選考試験
第2次選考試験合格状況

三重県教育委員会

校種等・教科・科目		採用見込数	申込者数	第1次選考試験 受験者数	第1次選考試験 合格者数	第2次選考試験 受験者数	第2次選考試験 合格者数	
小学校教諭		約235名	997	920	507	480	240	
中学校 教諭	国語	約15名	127	117	45	43	15	
	社会	約16名	159	145	52	49	17	
	数学	約18名	110	108	55	49	18	
	理科	約16名	71	68	50	47	17	
	音楽	約4名	46	43	13	13	4	
	美術	約5名	32	27	15	15	5	
	保健体育	約12名+スポ3名	197	186	40	38	15	
	技術	約3名	10	10	9	7	3	
	家庭	約4名	11	11	11	10	4	
	英語	約17名	102	95	51	45	17	
	小計	約110名+スポ3名	865	810	341	316	115	
高等 学校 教諭	国語	約6名	70	61	18	15	6	
	地理歴史	世界史	約2名	74	64	15	12	5
		日本史	約2名					
		地理	約1名					
	公民	約2名	18	17	6	6	2	
	数学	約8名	91	87	24	24	8	
	理科	物理	約2名	77	63	15	13	5
		化学	約2名					
		生物	約1名					
	保健体育	約5名+スポ1名	142	134	16	16	6	
	看護	約2名	4	2	2	2	2	
	家庭	約4名	18	16	12	11	4	
	農業	約2名	12	11	6	6	2	
	工業	機械系	約4名	22	20	12	11	4
		土木系	約2名	2	2	1	1	1
	商業	約3名	36	32	9	8	3	
	英語	約11名	70	61	34	25	11	
福祉	約3名	15	14	9	9	3		
小計	約62名+スポ1名	651	584	179	159	62		
特別 支援 学校 教諭	小学部	約16名	70	63	48	46	16	
	中学部・高等部	音楽	約2名	10	9	6	5	2
		保健体育	約2名	27	26	6	6	2
	小計	約20名	107	98	60	57	20	
養護教諭	約22名	175	167	66	64	22		
栄養教諭	約6名	47	43	20	20	6		
合計	約455名+スポ4名	2,842	2,622	1,173	1,096	465		

公立学校教員採用選考実施状況

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	R2	
小学校教諭	申込者数	958	1,007	1,075	1,083	1,042	1,019	1,026	1,045	999	997
	受験者数	882	927	987	1,009	974	936	964	965	919	920
	1次合格者数	413	446	510	567	476	505	508	518	521	507
	2次合格者数	210	200	240	290	238	252	247	252	192	240
中学校教諭	申込者数	975	979	1044	1042	1032	1020	1,005	939	933	865
	受験者数	869	859	943	950	936	937	907	868	857	810
	1次合格者数	349	320	357	367	369	359	386	358	254	341
	2次合格者数	141	125	138	145	138	133	132	126	84	115
高等学校教諭	申込者数	927	938	938	891	848	870	806	760	645	651
	受験者数	776	798	803	790	744	760	694	666	550	584
	1次合格者数	311	298	268	304	205	268	178	169	153	179
	2次合格者数	128	106	93	111	72	87	61	57	52	62
特別支援学校教諭	申込者数	72	73	72	84	77	76	88	97	97	107
	受験者数	66	68	63	82	74	72	82	91	91	98
	1次合格者数	32	37	33	51	36	40	48	42	49	60
	2次合格者数	16	16	13	25	16	18	21	17	16	20
養護教諭	申込者数	231	226	227	238	218	196	219	224	211	175
	受験者数	211	204	200	213	202	181	201	209	194	167
	1次合格者数	72	36	53	71	60	56	67	77	60	66
	2次合格者数	26	12	17	24	23	19	22	28	20	22
栄養教諭	申込者数	88	66	66	57	67	53	57	60	55	47
	受験者数	69	47	54	48	54	41	52	52	45	43
	1次合格者数	25	24	16	13	22	14	18	16	9	20
	2次合格者数	8	8	5	5	6	5	5	5	3	6
合計	申込者数	3,251	3,289	3,422	3,395	3,284	3,234	3,201	3,125	2,940	2,842
	受験者数	2,873	2,903	3,050	3,092	2,984	2,927	2,900	2,851	2,656	2,622
	1次合格者数	1,202	1,161	1,237	1,373	1,168	1,242	1,205	1,180	1,046	1,173
	2次合格者数	529	467	506	600	493	514	488	485	367	465

報告 2

次期三重県教育ビジョン（仮称）中間案について

次期三重県教育ビジョン（仮称）中間案について、別紙のとおり報告する。

令和元年10月3日提出

三重県教育委員会事務局
教育政策課長

次期「三重県教育ビジョン（仮称）」中間案について

現行の三重県教育ビジョンの計画期間が令和元年度末で終了することから、次期の三重県教育ビジョン（仮称）を策定しています。

三重県教育改革推進会議におけるこれまでの審議をふまえ、別添資料のとおり中間案をとりまとめました。中間案の概要は以下のとおりです。

1 次期教育ビジョンの各構成の考え方について

(1) 次期「三重県教育ビジョン（仮称）」の構成

はじめに

- 1 策定の趣旨 2 位置づけ 3 対象範囲 4 計画期間 5 構成

第1章 総論

- 1 教育を取り巻く社会情勢の変化
- 2 三重の教育における基本方針
- 3 教育ビジョンに込める想い

第2章 基本施策・施策

基本施策	施策
1 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成	(1) 学力の育成
	(2) 外国人児童生徒教育の推進
	(3) 幼児教育の推進
	(4) 人権教育の推進
	(5) 道徳教育の推進
	(6) 読書活動・文化芸術活動の推進
	(7) 体力の向上と学校スポーツの推進
	(8) 健康教育・食育の推進
2 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成	(1) 主体的に社会を形成する力の育成
	(2) キャリア教育の充実
	(3) グローカル教育の推進
	(4) 知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成
3 特別支援教育の推進	(1) 一人ひとりの学びを支える教育の推進
	(2) 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進

4 安全で安心な学びの場づくり	(1) いじめや暴力のない学校づくり
	(2) 防災教育・防災対策の推進
	(3) 子どもたちの安全・安心の確保
	(4) 不登校児童生徒への支援
	(5) 学びのセーフティネットの構築・学びの継続
	(6) 学校施設の充実
5 地域との協働と信頼される学校づくり	(1) 地域とともにある学校づくり
	(2) 学校の特色化・魅力化
	(3) 教職員の資質向上とコンプライアンスの推進
	(4) 学校における働き方改革の推進
	(5) 家庭の教育力の向上
	(6) 社会教育の推進と地域の教育力の向上
	(7) 文化財の保存・継承・活用

第3章 教育ビジョンの実現に向けて

- 1 進行管理
- 2 県民力の結集による教育ビジョンの実現に向けて

(2) 「三重の教育における基本方針」について（別添資料 7 ページ）

次期教育施策大綱における「三重の教育における基本方針」を掲載し、次期教育ビジョンにおいては教育施策大綱をふまえた施策展開を行っていくことを示しています。

(3) 「教育ビジョンに込める想い」について（別添資料 11 ページ）

現行の教育ビジョンの「三重の教育宣言」で示した自立する力および共生する力の育成、教育への県民力の結集などの基本理念を継承し、その旨を「はじめに」における「1 策定の趣旨」で示しながら、次期教育ビジョンでめざす3つの方向性を「教育ビジョンに込める想い」として整理しました。

① 誰一人取り残さない教育の推進

本県における教育の特色とも言える、子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かい教育を引き続き推進するとともに、複雑化・多様化する教育的課題に的確に対応していくことを示しています。

② 子どもたちの豊かな未来を創っていく力の育成

これからの変化の激しい時代において、豊かな未来を創っていく力を育む教育を行っていく必要があること、一人ひとりの子どもたちに「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の育成を通じて自分の良さや

可能性を認識するとともに他者への思いやりを育み、それらを基礎として、失敗を恐れずさまざまなことに挑戦し他者との協働をとおして困難な課題を乗り越えていける力を育むことを示しています。

③ 「オール三重」による教育の推進

子どもたちは学校だけでなく、家庭・地域等さまざまな場での学びをとおして成長することから、すべての県民力を教育へ結集し社会総がかりで教育の推進に取り組んでいく必要があること、こうした家庭や地域等との連携・協力のためには信頼される学校づくり、教職員一人ひとりの資質向上やコンプライアンス意識の確立が不可欠であることを示しています。

(4) 「基本施策・施策」について（別添資料 13 ページ）

「三重県教育に込めた想い」を具体的に実現していくための5つの基本施策の基本的な考え方と施策体系を整理しました。施策だけでなく基本施策にも「めざす姿」および「数値目標」を記載しました。

基本施策1（子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成）

人格形成の基礎となる「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の育成に引き続き注力して取り組んでいくこと、これら3つの力が一体的・調和的に育まれる中で、一人ひとりの子どもたちが自分の良さや可能性を認識し、自己肯定感を高め、新たな時代に対応していく力の基礎を形成していくことが大切であること、こうした考え方をメッセージとして示すため、関係施策を一つの基本施策に整理しました。

基本施策2（個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成）

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の一体的で調和の取れた育成を基礎としながら、社会の一員としての自覚と責任を持ち主体的に行動する力、他者との絆を大切にしながら課題の解決に向き合い解決していける力、異なる文化への理解や郷土への愛着を持って世界にあっても地域にあっても活躍できる力など、一人ひとりの子どもたちの豊かな未来を創っていく力の育成に向けた施策を基本施策として整理しました。

基本施策3（特別支援教育の推進）

一人ひとりの特性やニーズに応じた教育を計画的・組織的に実施するとともに、自立と社会参画に必要となる力の育成に注力するため、関係施策を基本施策として整理しました。

基本施策4（安全で安心な学びの場づくり）

基本施策5（地域との協働と信頼される学校づくり）

基本施策1から3の実施・展開を支える土台として、子どもたちが安全かつ安心して学校生活を送り、意欲的な学びを継続することのできる教育環境を作っていくことに向けた基本施策（安全で安心な学びの場づくり）および保護者や地域の方々等からの信頼を基礎として学校・家庭・地域が一体となって教育施策を推進していける環境を作っていくことに向けた基本施策（地域との協働と信頼される学校づくり）に関係施策を整理しました。

(5) 「教育ビジョンの実現に向けて」について（別添資料 89 ページ）

教育ビジョンの進行管理として数値目標の達成状況や取組の進捗状況に基づく自己評価を公表するとともに次年度以降の取組の改善を行っていくこと、「教育への県民力の結集」のもとで期待される保護者や地域住民等の役割について示しています。

2 今後の予定

令和元年10月中旬～11月中旬	パブリックコメント
11月中旬～下旬	三重県キッズ・モニター
12月上旬	三重県教育改革推進会議
12月13日（金）	県議会常任委員会
令和2年2月上旬	三重県教育改革推進会議（最終案）
3月中旬	県議会常任委員会（最終案）
3月下旬	教育委員会

別添資料

令和元年10月3日

三重県教育ビジョン（仮称）

【中間案】

令和元年10月

三重県・三重県教育委員会

目次

はじめに

1 策定の趣旨	1
2 位置づけ	1
3 対象範囲	1
4 計画期間	2
5 構成	2

第1章 総論

1 教育を取り巻く社会情勢の変化	3
2 三重の教育における基本方針	7
3 教育ビジョンに込める想い	11

第2章 基本施策・施策

.....	13
<u>基本施策1 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・ 健やかな身体」の育成</u>	16
（1）学力の育成	17
（2）外国人児童生徒教育の推進	19
（3）幼児教育の推進	21
（4）人権教育の推進	23
（5）道徳教育の推進	25
（6）読書活動・文化芸術活動の推進	27
（7）体力の向上と学校スポーツの推進	29
（8）健康教育・食育の推進	31
<u>基本施策2 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成</u>	34
（1）主体的に社会を形成する力の育成	35
（2）キャリア教育の充実	37
（3）グローバル教育の推進	39
（4）知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成	41

基本施策3 特別支援教育の推進	44
(1) 一人ひとりの学びを支える教育の推進	45
(2) 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進	47
基本施策4 安全で安心な学びの場づくり	50
(1) いじめや暴力のない学校づくり	51
(2) 防災教育・防災対策の推進	55
(3) 子どもたちの安全・安心の確保	57
(4) 不登校児童生徒への支援	61
(5) 学びのセーフティネットの構築・学びの継続	63
(6) 学校施設の充実	67
基本施策5 地域との協働と信頼される学校づくり	70
(1) 地域とともにある学校づくり	71
(2) 学校の特色化・魅力化	73
(3) 教職員の資質向上とコンプライアンスの推進	75
(4) 学校における働き方改革の推進	79
(5) 家庭の教育力の向上	83
(6) 社会教育の推進と地域の教育力の向上	85
(7) 文化財の保存・継承・活用	87

第3章 ビジョンの実現に向けて

1 進行管理	89
2 県民力の結集による教育ビジョンの実現に向けて	89

はじめに

1 教育ビジョンの策定の趣旨

教育を取り巻く社会情勢は、人口減少や少子・高齢化、経済や社会のグローバル化、急速な技術革新に伴う超スマート社会（Society5.0）等が進む中で大きく変化しています。また、子どもを取り巻く課題は、教育格差と貧困の連鎖、いじめへの対応や子どもたちの安全確保、家庭の教育力の低下、地域のつながりの希薄化など多岐にわたるとともにますます複雑化・多様化しています。

こうした社会の変化や課題に的確に対応し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現していくためには、これまで培ってきた三重の教育を大切にしながら（不易）、新たな課題に対して果敢に取り組んでいくこと（流行）が求められています。

本県ではこれまで、中長期的な視点から本県教育のめざすべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す指針である「三重県教育ビジョン」に基づき、自立する力・共生する力の育成、教育への県民力の結集を掲げた「三重の教育宣言」を基本理念として教育に係る施策を展開してきました。

本ビジョンにおいては、「三重の教育宣言」で掲げた基本理念を継承しつつ、新たな課題等に対応していくための指針として、新しい「三重県教育ビジョン（仮称）」を策定しました。

2 教育ビジョンの位置づけ

この「三重県教育ビジョン（仮称）」は、三重の教育の基本的な方針や教育施策について示した「三重県教育施策大綱」をふまえた計画であるとともに、教育基本法第17条第2項に基づいて策定する、本県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置づけます。

3 教育ビジョンの対象範囲

この「三重県教育ビジョン」の対象範囲は次のとおりとします。

- ① 県内の学校教育を中心とした施策（公立学校教育、学校スポーツ等）に関すること
- ② 保護者、地域の方々、市町、民間事業者、NPO、団体等、さまざまな主体と協働・連携した推進が求められる施策（家庭や地域の教育力向上、社会教育の推進等）に関すること

4 教育ビジョンの計画期間

10年先を見据えた4年間(令和2(2020)年度から令和5(2023)年度)とします。

5 教育ビジョンの構成

第1章の「総論」では、教育を取り巻く社会情勢の変化を整理するとともに、「三重県教育施策大綱」の基本方針およびそれをふまえた本県におけるこれからの教育施策への想いを「教育ビジョンに込める想い」として示しています。

第2章の「基本施策・施策」では、基本方針や「教育ビジョンに込める想い」を実現するための5つの基本施策、27の施策を体系化して示すとともに、それぞれの基本施策・施策において「めざす姿」や「数値目標」を、また、それぞれの施策において「現状と課題」および「主な取組」を示しています。

第3章の「ビジョンの実現に向けて」では、このビジョンを社会総がかりで着実に推進するための進行管理の方法等について示しています。

第1章 総論

1 教育を取り巻く社会情勢の変化

教育を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。教育施策を展開するにあたって見逃してはならない社会等の変化を以下に概観します。

1 人口減少、少子・高齢社会の進行

- 本県の人口は全国より1年早い平成19(2007)年をピークに減少に転じ、平成30(2018)年10月現在で179万1千人となっています。
- 国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本県人口は令和7(2025)年には約171万人に、令和27(2045)年には約143万人まで減少することが見込まれています。また、15歳未満人口は令和7(2025)年には20万人を割り込み19万9千人に、令和27(2045)年には15万6千人になる見込みです。一方で、65歳以上人口は令和7(2025)年には53万4千人に、令和27(2045)年には全体の38.3%を占める54万7千人になる見込みです。
- こうした中、将来を支え、活力ある社会を築いていく人材の育成を担う教育の役割が一層重要となっています。

2 選挙権年齢・成年年齢の引き下げ

- 平成28(2016)年から選挙権年齢が18歳以上に引き下げられています。加えて、民法が改正され、令和4(2022)年4月から成年年齢が18歳となります。こうした中で、社会の一員としての自覚や責任、社会を形成する力を学校教育において育てていくことがより一層必要となっています。

3 持続可能で多様性と包摂性のある社会およびダイバーシティ社会の実現

- 平成27(2015)年に国連サミットで採択されたSDGs(持続可能な開発目標)においては、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが教育の目標として掲げられています。
- 本県において平成29(2017)年に、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、誰もが自分らしく参加・活躍できるダイバーシティ社会の実現をめざした「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」を全国に先駆けて策定しました。今後は、教育においても、この推進方針を踏まえてダイバーシティ社会の実現に向けた取組が求められています。

4 急速な技術革新と超スマート社会（Society5.0）の実現

- AI、ビッグデータ等をはじめとする技術革新が進む中、これらの先端技術をあらゆる産業や社会生活等に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立する超スマート社会（Society5.0）の実現をめざした取組が進められています。超スマート社会（Society5.0）においては、革新的技術の実用化により、産業、経済、生活等のさまざまな側面に劇的な変化がもたらされると予測されています。

5 グローバル化の進展

- グローバル化が加速し、情報通信や交通分野での技術革新により人々の社会生活の範囲が拡大しています。社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化しており、国際協調の重要性が一層高まっています。このため、語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性等のグローバルに活躍できる力の育成が求められています。
- 本県における外国人住民数は平成30（2018）年末時点で50,612人と県人口の2.77%を占め、全国4位の外国人比率となっています。
本県の公立小中学校、県立学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒数については、平成30（2018）年5月1日時点で約2,300人と過去5年間で約19.8%増加しています。

6 雇用環境の変化

- ワーク・ライフ・バランスと多様で柔軟な働き方の実現や働きがいのある魅力的な職場づくりを目指す働き方改革、AI等をはじめとする技術革新の進展等に伴う雇用形態の多様化等が進んでいます。
- 若年無業者への支援や早期離職につながる求人と求職のミスマッチの解消等が課題となっており、学校教育におけるキャリア教育の充実、学校とハローワークの連携強化等が求められています。
- 本県における新規学卒者の離職の状況（平成27年3月卒業者）をみると、全国と比べて離職率は低いものの、高等学校卒業者の約35%、大学卒業者の約31%が卒業後3年以内に離職しています。

7 家庭・地域の状況の変化

- 核家族化や少子化の進行など家庭環境の多様化等に伴い、子育て・教育についての悩みや不安を相談できる相手が身近にいないといった課題があることが指摘されています。また、過疎化の進行、ライフスタイルの多様化等により地域の人々の関係性の希薄化・地域コミュニティの弱体化も指摘されています。

- 学習指導要領において、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。

8 子どもの貧困と教育格差

- 家庭の社会的経済的背景（家庭の所得、保護者の学歴等）と子どもの学力や進学機会等には相関関係がみられるとの指摘があります。家庭の経済的な事情などによって子どもたちの将来が左右され、閉ざされるようなことなく、すべての子どもたちが質の高い教育を受け、夢や希望を実現し活躍し続けることができるよう、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、就学・学習支援など関係機関と連携した総合的かつ切れ目ない支援を行っていくことが必要です。

9 子どもたちの安全・安心の確保

- いじめや暴力行為への対応、被虐待児童への対応、不登校児童生徒への支援等においては、その原因や背景が複雑化・多様化している中で学校だけでは対応が困難な事例が増加しており、さまざまな主体の連携による対応が求められています。
- 本県では、平成30年（2018年）4月に「三重県いじめ防止条例」を施行しました。本条例に基づき、社会総がかりで、学校の内外におけるいじめがなくなることをめざして取り組んでいく必要があります。
- 登下校中の子どもたちが巻き込まれる痛ましい事故、子どもたちが被害者となる犯罪などが発生しています。また、台風、豪雨、近い将来発生する可能性が高まっている南海トラフ地震などの自然災害によりかけがえのない命や暮らしの安全・安心が脅かされている中、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、社会全体で子どもたちを守る取組を進めていく必要があります。
- インターネット等の利用により多様な情報に触れることが容易になった一方で、子どもたちがSNSを利用した犯罪に巻き込まれたりするなどの事態が生じており、知り得た情報の意味を読み解く力の育成が必要となっています。

10 スポーツの振興

- 高校生を中心にオール三重で取り組み成功を収めることができた平成30年度全国高等学校総合体育大会、令和元年に開催されたラグビーワールドカップに続き、令和2年にはオリンピック・パラリンピック東京大会、三重県を中心とした東海ブロックにおいて全国中学校体育大会が、令和3年には三重とこわか国体・三重とこわか大会が開催されます。こうした大規模スポーツ大会を契機として、子どもたちの競技力やスポーツへの関心を高め、スポーツの発展を担う人材を育てていくことが求められています。

11 教職員を取り巻く環境

- 社会の変化に伴って学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教職員の業務の多忙化・困難化に伴う労働時間の長時間化が指摘されています。
- 経験豊かな教職員の退職と若手教員の増加に伴い、学校組織における年齢構成が大きく変化しており、これまでの教育実践の蓄積の引き継ぎが難しくなっています。

12 国の教育改革等の動き

- 社会に開かれた教育課程や外国語教育の充実などを含む新しい学習指導要領が実施されるとともに、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保や高大接続改革、学校における働き方改革など国によるさまざまな教育改革が進められており、こうした国の動きに的確に対応していく必要があります。

2 三重の教育における基本方針

「三重県教育ビジョン（仮称）」では、三重の教育の基本的な方針や教育施策を定めた「三重県教育施策大綱」をふまえた教育を展開していきます。「三重県教育施策大綱」の「三重の教育における基本方針」では、子どもたちへの教育を含む、全ての教育・人づくりの方針を以下のように掲げています。

（教育の意義）

- 教育は、子どもたちをはじめとする「学ぶ人」のためのものです。それは、一人ひとりの可能性を「開花」させ、「生き抜いていく力」を育み、人生を豊かに輝かせる営みです。（個人的意義）
- 特に、子どもたちは地域社会の「希望」そのものであり、教育は、子どもたち自身の夢を芽吹かせ、未来に向かって育んでいく「成長の水と光」としての大きな使命を担っています。
- また、教育は、それぞれの個性・能力が社会参画というかたちで咲き誇ることをとおして、社会に発展という「実り」をもたらす活動です。（社会的意義）
- 経済社会活動のあらゆる分野において、知識・情報・技術が活動の基盤であり、「人」がその担い手となることをふまえれば、教育こそが新しい時代を牽引する「イノベーションの源泉」とならなければなりません。

（教育の重要性の一層の高まり）

- 今、人生100年時代や Society5.0 時代の到来による社会の大きな変化が見込まれる中、一人ひとりの豊かな人生の実現のため、教育の重要性はますます高まっています。
- また、人口減少や高齢化の進展が社会的課題となる中、一人ひとりが自らの希望の実現に向けて主体的に社会や地域に関わることにより、地域社会を自立的に発展させていけるよう、教育の充実を図らなければなりません。
- 折しも、国連サミットにおいてSDGsが採択され、持続可能な社会の実現に向け、「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが教育の目標として社会的に認識されつつあります。

（見据える社会の姿と教育の役割）

- このような社会の大きな変化を受けとめ、新しい時代の三重の姿を展望するとき、そこには、一人ひとりが個性に応じて質の高い豊かな教育を受けることができ、互いの人格を尊重し支え合いつつ、身につけた力を生かしていつでも挑戦し、活躍できる社会という未来像があります。

- 新しく幕をあけた令和の時代、この元号にこめられた「一人ひとりが明日への希望とともに、それぞれの花を大きく咲かせる」という願いに心を寄せながら、一人ひとりの輝く未来と希望に満ちた社会の創造に向けた教育を、全力で推進することが肝要です。

(教育に取り組む基本方針)

- そこで、学校はもとより、家庭、地域住民、企業など、教育に携わる全ての者が、「毎日が未来への分岐点」という共通認識のもと、明日の発展につながる教育活動を；

- (1) 新しい時代を「生き抜いていく力」の育成
- (2) 社会の変容がもたらす課題に対応した教育の充実
- (3) 誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現
- (4) 三重に根ざした教育の推進
- (5) あらゆる世代の誰もがいつでも学び、活躍し続けられる環境の整備
- (6) 三重の県民力を結集した社会総がかりでの教育の推進

を基本方針として、進めていきます。

(1) 新しい時代を「生き抜いていく力」の育成

- 社会が大転換を迎えつつあり、将来予測がますます困難となる時代であるからこそ、変化を前向きに受け止め、確固たる自分の軸を持ち、他者との絆を大切にしながら、失敗を恐れず夢と志を持って可能性に挑戦し、豊かな未来を切り拓く力、即ち「生き抜いていく力」が求められます。

そこで、直面する課題に自ら考え判断し、主体的に対応していく「自立」の力、および他者との関わりの中で共に支え合い、新しい社会を創っていく「共生」の力を育む教育を推進します。

- 特に、子どもたちに関しては、興味や関心を持って主体的・積極的に考え学ぶことや、「何を理解しているのか」だけではなく、「それをどのように使うのか」「どのように社会と関わり、よりよい人生を送るのか」という視点を重視しながら、確かな学力、豊かな心、健やかな身体を育む教育を一層推進するとともに、自己肯定感の涵養を図ります。

併せて、「教育の原点」である家庭教育と人間形成の基礎を担う幼児期における教育のさらなる充実を進め、就学後の確かな学びにつなげていきます。

- また、成年年齢の引き下げにより、子どもたちがより早い段階から権利や義務に向き合うこととなる中、新しい時代の「大人」として、社会で自らの役割と責任を果たしていくことができるよう、人と人の関係を大切にしながら様々な課題を解決していく力を育成していきます。

- 一方、厳しい生活環境の中で明日への夢や希望を抱くことが簡単にできない、あるいは、まだ自信や意欲を持たず人間関係がうまく築けないなど、逆境や葛藤の中で懸命に生きている子どもたちがいることをふまえ、一人ひとりが自らをかけたがえのない存在として感じられるよう寄り添うとともに、学ぶ意欲の向上、豊かな人間関係を形成する力の育成等を通じ、誰もが自分の可能性を信じ、人生を大切に歩んでいけるよう支援します。

(2) 社会の変容がもたらす課題に対応した教育の充実

- Society5.0 の進展に伴い予見される社会の大きな変化に対して、積極的にチャンスを見つけ活用し未来を切り拓いていくために、新たな価値を生み出す感性と力、好奇心・探究力など、人ならではの力を培っていきます。
- 少子化・高齢化、グローバル化、環境問題の深刻化、急速な技術革新、雇用環境の変化といった社会の変容がもたらすさまざまな課題をふまえ、グローバル教育、環境教育、プログラミング教育を含む情報教育、キャリア教育等を進めるとともに、その教育内容や手法の充実を図ります。
- 技術革新や社会・制度の変革等により、需要が見込まれる分野の専門家や人手が不足している分野の担い手、地域づくりの推進者など、地域の未来を創る多様な人材の育成・確保に積極的に取り組むとともに、その人材が地域で活躍することのできる環境づくりを進めます。

(3) 誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現

- 家庭の経済的な事情など生まれ育った環境や障がい・国籍等の理由により将来が左右され、閉ざされるようなことがあってはなりません。
一人ひとりを大切にして取組を進めてきた本県教育の成果をふまえ、誰もが共通のスタートラインに立ち、質の高い教育を受け、夢や希望を実現し活躍し続けることができるよう、それぞれの状況に応じた、発達段階で途切れることのない公平公正で最適な学びの環境を整えます。
- いじめ、虐待、不登校等や近年頻発している大規模自然災害、交通事故、犯罪などにより、夢や希望を持って人生を歩もうとしている子どもたちのかけがえない命や教育の機会が奪われることのないよう、安全で安心な教育環境を実現するとともに、子どもたち自らも様々な危険から身を守ることのできる力を育成します。
その際、複雑化・多様化しつつある困難事案に対し、専門性を持った人材が互いに連絡し、問題解決にあたることのできる体制の構築を進めます。

(4) 三重に根ざした教育の推進

- 豊かな美しい自然や多彩な歴史・文化を有する魅力的な地域である三重県において、「多様性」や「包容力」という県民の皆さんの持つ特質や優位性を生かした、三重に根ざした教育活動を推進します。
- 三重に根ざした教育の推進においては、地方創生の観点に立ち、将来世界で活躍する者にも、三重の地で生き郷土の未来を担う者にも、心の根底に生まれ育ったふるさと三重に愛着や誇りを持ち、社会や地域の成長・発展に貢献しようとする思いを育んでいきます。

(5) あらゆる世代の誰もがいつでも学び、活躍し続けられる環境の整備

- 人生100年時代をより豊かに生きるため、一人ひとりが個性と多様性を尊重し合い協働しながら、人生の様々な状況に応じていつでも学び、人生の可能性を広げ、輝き続けられる社会の実現が求められています。
そのため、地域課題解決のための学びや、人生をより豊かにするための学び直しの機会であるリカレント教育等、あらゆる世代の誰もが主体的に学ぶことのできる生涯を通じた学習基盤の充実を図るとともに、その成果を社会に生かし続けることができる環境づくりを進めます。
- その際、学習活動の拠点となる社会教育施設の効果的な活用や、学校、大学等と社会教育施設との連携を図るなど、誰もが居場所と役割を持ち、交流しながらつながり支え合う地域コミュニティの形成に資する教育活動を進めていきます。

(6) 三重の県民力を結集した社会総がかりでの教育の推進

- 人は誰しも、多様な人との関わりの中で、社会性や豊かな感性を身につけ、成長していきます。学校のみならず、家庭、地域住民、企業など社会の構成員全てが教育の当事者であり、可能性を芽吹かせ「開花」させる「土」の役割をもっていると言えます。
学びに向かう者一人ひとりの輝く未来のために、皆で支え合い、自分は何をすべきか、何ができるのかを前向きに考え、それぞれの役割を果たしていく社会総がかりでの教育に取り組んでいきます。
- また、教育は未来創造の営みであり、一人ひとりの強みを伸ばし、弱みを克服する取組を、時間をかけて積み重ねていくその先に、かけがえのない成果が生み出されるものです。
そこで、教育の当事者として結集したすべての者が、幼児期、青少年期から社会人・高齢者など成年期に至るまで、学びの各ステージにおける教育の質を高めるとともに、相互の連携を一層深め、時間軸を貫いて響きあう教育を進めることにより教育的な価値の創造につなげる、いわば「時をつなぐ協創^{*1}」を三重の教育の根幹として大切にしていきます。

^{*1}協創：「みえ県民カビジョン」で示された県政用語。県民の皆さんと行政それぞれが「公」を担う主体として自立し、行動することで、「協働」による成果を生み出し、新しい価値を創造していくこと。

3 教育ビジョンに込める想い

子どもたち一人ひとりが来るべきこれからの時代において、明日への希望とともにそれぞれの花を大きく咲かせていくことができるよう、「三重の教育における基本方針」をふまえ、本県におけるこれから教育施策への想いを以下のとおり示します。

1 誰一人取り残さない教育の推進

- 家庭の経済状況や障がいの有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもたちが意欲的に学ぶことができるよう、一人ひとりの状況に応じた支援をとおして、誰もが質の高い教育を受け、夢や希望を実現できるようにしていくことが必要です。
- 本県ではこれまで、発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちへの早期からの一貫した支援の推進や特別支援学校の整備に重点的に取り組むとともに、全国と比べても在籍率の高い外国人児童生徒の社会的自立に向けた日本語習得等の支援、就学困難者への学習支援・経済的支援を実施するなど、本県教育の特色とも言える、子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かい教育を展開してきました。
- 今後もこうした取組を継続して推進するとともに、より複雑化・多様化するさまざまな課題にも的確に対応し、すべての子どもたちが安心して学びに向かい、夢や希望を実現していけるよう取り組んでいきます。

2 子どもたちの豊かな未来を創っていく力の育成

- 一人ひとりの子どもたちが、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を身につけることで、自分のよさや可能性を認識するとともに、他者に対する理解や思いやり・優しさを育み、それらを基礎として、失敗を恐れずさまざまなことに積極的に挑戦し、他者とつながり、協働しながら困難な課題を乗り越えていける力を育んでいけるよう取り組んでいきます。
- 超スマート社会の実現、人生100年時代の到来に伴い社会や生活の有り様が大きく転換する時代を迎えつつある中、これからの教育においては、これまで積み上げてきた三重の教育を大切にしながら、こうした時代を生きていく子どもたち一人ひとりに、持続可能で多様性と包摂力のある社会、誰もが自分らしく参加・活躍できるダイバーシティ社会を実現し、豊かな未来を創っていく力を育んでいく必要があります。

3 「オール三重」による教育の推進

- 子どもたちは、学校・家庭・地域等さまざまな場での学びをとおして成長していきます。子どもたちの成長を支え、また、複雑化・多様化している教育的課題に対応していくためには、学校や行政のみならず、すべての県民力を教育へ結集し、社会総がかりで本県教育の推進に取り組んでいくことが不可欠です。
- 行政・学校・教職員は、高い志と使命感を持って子どもたちと向き合い、家庭・地域等との連携・協力に取り組むとともに、こうした連携・協力の基盤となる県民から信頼される学校づくりに向け、教職員一人ひとりの資質向上やコンプライアンス意識の確立に取り組みます。

第2章 基本施策・施策

前章で掲げた「三重県教育の基本方針」や「三重県教育に込めた思い」を具体的に実現するため、次の5つの「基本施策」を推進します。

- 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の育成については人格形成の基礎となるものであり、引き続き注力して取り組んでいきます。

これら3つの力が一体的・調和的に育まれる中で、一人ひとりの子どもたちが自分のよさや可能性を認識し、自己肯定感を高め、新たな時代に対応していく力の基礎を形成していくことが大切です。

本ビジョンにおいては、こうした考え方をメッセージとして示すため、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の育成に向けた施策をひとつの基本施策（基本施策1：子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成）として整理し、各施策を展開します。

- 急速な技術革新に伴う超スマート社会の実現や社会・経済等さまざまな面でのグローバル化の進展、選挙権年齢や成年年齢が18歳になるなど子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の一体的で調和の取れた育成を基礎としながら、社会の一員としての自覚と責任を持ち主体的に行動する力、他者との絆を大切にしながら課題を解決していく力、異なる文化への理解や郷土への愛着を持って世界にあっても地域にあっても活躍できる力など、子どもたち一人ひとりが豊かな未来を創っていく力の育成に向けた基本施策（基本施策2：個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成）を設け、各施策を展開します。

- 特別な支援を必要とする子どもたちが増加している中、一人ひとりの特性やニーズに応じた特別支援学校や特別支援学級等における教育を計画的・組織的に実施し、就学前から卒業後までの切れ目ない学びの支援を一層充実するとともに、自立と社会参画に必要となる力の育成に注力するため、基本施策（基本施策3：特別支援教育の推進）において引き続き各施策を展開します。

- 基本施策1から3の実施・展開を支える土台として、子どもたちが安全かつ安心して学校生活を送り、意欲的な学びを継続することのできる教育環境を作っていくことに向けた基本施策（基本施策4：安全で安心な学びの場づくり）および保護者や地域の方々等からの信頼を基礎として学校・家庭・地域が一体となって教育施策を推進していける環境を作っていくことに向けた基本施策（基本施策5：地域との協働と信頼される学校づくり）において引き続き各施策を展開します。

基本施策	施策
1 子どもの未来の礎となる 「確かな学力・豊かな心・ 健やかな身体」の育成	(1) 学力の育成
	(2) 外国人児童生徒教育の推進
	(3) 幼児教育の推進
	(4) 人権教育の推進
	(5) 道徳教育の推進
	(6) 読書活動・文化芸術活動の推進
	(7) 体力の向上と学校スポーツの推進
	(8) 健康教育・食育の推進
2 個性を生かし他者と協働 して未来を創造する力の育 成	(1) 主体的に社会を形成する力の育成
	(2) キャリア教育の充実
	(3) グローカル教育の推進
	(4) 知識を活用して新たな価値を創り出す力 の育成
3 特別支援教育の推進	(1) 一人ひとりの学びを支える教育の推進
	(2) 特別支援学校における自立と社会参画に 向けた教育の推進
4 安全で安心な学びの場づ くり	(1) いじめや暴力のない学校づくり
	(2) 防災教育・防災対策の推進
	(3) 子どもたちの安全・安心の確保
	(4) 不登校児童生徒への支援
	(5) 学びのセーフティネットの構築・学びの 継続
	(6) 学校施設の充実
5 地域との協働と信頼され る学校づくり	(1) 地域とともにある学校づくり
	(2) 学校の特色化・魅力化
	(3) 教職員の資質向上とコンプライアンスの 推進
	(4) 学校における働き方改革の推進
	(5) 家庭の教育力の向上
	(6) 社会教育の推進と地域の教育力の向上
	(7) 文化財の保存・継承・活用

施策シートの見方

施策名	〇〇〇〇
-----	------

めざす姿
※この施策を推進することにより、計画期間が終了する令和5(2023)年度末までに達成する姿を記載しています。

現状と課題
※この施策に関する現状や課題、背景などを記載しています。

主な取組内容
※この施策で実施する主な取組を記載しています。

指標		
目標項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
※学校・家庭・地域等の県民力を結集してめざす施策の成果、学校や県教育委員会等の活動内容をあらかず指標を記載しています。		

基本施策 1

子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成

基本施策のめざす姿

子どもたちが、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」、命を大切に作る心や他者への思いやりなどの「豊かな心」、心身の健康や体力などの「健やかな身体」を育み、自分のよさを認識し、失敗を恐れず夢と志を持って可能性に挑戦していくために必要な力を身につけています。

基本的な考え方

「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」は人格形成の基礎になるものとして、引き続き、その育成に注力して取り組んでいくことが必要です。

さらに、これら3つの力は一体的・調和的に育まれることが大切であり、こうした中において、子どもたちは自分のよさや可能性を認識し、自己肯定感を高め、自信を持って成長していけるものと考えます。

また、これからの予測困難な変化の激しい時代に対応するために必要な力を子どもたち一人ひとりに育てていくことが求められる中、その基礎になるものとして、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を確実に育てていくことが重要です。

この基本施策では、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の育成につながる各施策を展開し、これら3つの力の確実な育成およびその一体的・調和的な育みの過程において自己肯定感を高めていくことをめざして取り組んでいきます。

【基本施策1を構成する施策】

- 1 学力の育成
- 2 外国人児童生徒教育の推進
- 3 幼児教育の推進
- 4 人権教育の推進
- 5 道徳教育の推進
- 6 読書活動・文化芸術活動の推進
- 7 体力の向上と学校スポーツの推進
- 8 健康教育・食育の推進

基本施策の数値目標

目標項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
自分には、よいところがあると思う子どもたちの割合		

※「自分には、よいところがあると思う」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

施策名	(1) 学力の育成
-----	-----------

めざす姿

子どもたちが、主体的・対話的な学びを通じて、基礎的・基本的な知識・技能、自ら課題を見つけ解決していく思考力・判断力・表現力等、主体性を持って他者と協働しながら学ぶ態度を身につけています。

現状と課題

- ① 学力の育成にあたっては、学習指導要領に示された生きる力を子どもたちに育むことをめざし、習得・活用・探究という学びの過程において、実際の社会や生活で生きて働く知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等を育成するとともに、主体的に学習に取り組む態度（学びに向かう力）を養うことが大切です。
- ② 子どもたちが、「何を理解しているか、何ができるか」、「理解していること・できることをどう使うか」、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」の視点から必要な資質・能力を身につけられるよう、「どのように学ぶか」を重視した授業実践が求められています。
- ③ 教育を取り巻く課題が多岐にわたる中で、子どもたち一人ひとりに確かな学力を確実に育てていくためには、個に応じたきめ細かな指導の充実が求められています。
- ④ 学習指導要領で求められている力を適切に評価するため、大学入学者選抜改革では、記述式問題を含めた「大学入学共通テスト」の令和2年度からの導入と個別大学の入学者選抜改革を通じて、受験生の資質・能力を多面的・総合的に評価する入試に転換していくとされており、学校現場での指導の改善が求められています。
- ⑤ 学習評価においては、「子どもたちにどういった力が身についたか」という学習の成果を的確に捉え、教職員が指導の改善に生かすとともに、子どもたちが自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにすることが重要です。
- ⑥ 平成31(2019)年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査では、小中学校あわせた5教科中4教科で全国の平均正答率以上となりました。一方で、活用する力の基盤となる基礎的・基本的な知識・技能の定着や、説明したり、自分の考えを書いたりする力などに課題がみられます。また、中学校英語については、聞いたり読んだりして把握した内容に対する考えを英語で話したり書いたりすることに課題がみられます。
- ⑦ 児童生徒質問紙調査の結果から、子どもたちの家庭での学習時間や読書時間が十分でないなど、生活習慣・学習習慣・読書習慣に課題がみられます。生活習慣等の改善に向け、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し、一体となって取り組むことが重要です。

主な取組内容

- 1 学習・指導方法の充実
 - ・ 子どもたちが、学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動、協働や対話を通じて考えを広げ深める活動、知識を相互に関連づけてより深く理解したり、課題を見いだし解決策を考えたりする過程を計画的に取り入

れるなど、主体的・対話的で深い学び¹の視点からの授業改善を促進します。

- ・ 小中学校において、基礎的・基本的な知識・技能の定着や、思考力・判断力・表現力等の育成を図るため、全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック²等の活用を通じて、学校の課題を把握・分析し、子どもたち一人ひとりの理解と定着を図る取組を促進するとともに、定着状況を確認しながら指導・支援する取組を推進します。
- ・ 小中学校において、文章の内容や情報を正確に理解して論理的に考える力、自分の考えを的確に伝える力の育成に向けた指導に活用できる、各学年の系統性を意識した指導資料や、授業での繰り返し指導、家庭学習、補充学習等に活用できる、子どものつまずきに応じたワークシート等を提供していきます。
- ・ 高等学校では、各学校が「高校生のための学びの基礎診断」等を活用しながら、継続的に生徒一人ひとりの基礎学力の状況を把握し、学習方法や指導方法を改善することで、高校生に求められる基礎学力の確実な習得と学習意欲の喚起に取り組めます。また、各教科等で学んだ成果をまとめたり、表現したりする力を育むための効果的な実践事例を普及することで、授業の質的向上を図ります。
- ・ 学習評価が、教職員の指導の改善、子どもたちの学習改善につながるものになるよう、教科担当者を対象とした会議等で評価規準の例を示すなど、学習評価を充実させる取組を推進します。

② 子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実

- ・ 小中学校において、個別学習やグループ指導、学習内容の習熟の程度に応じた学習等、少人数指導の質的向上を図るため、指導のポイントや実践例をまとめた指導資料の活用を促進します。また、習熟の違いに応じたコース別の学習課題の設定や指導方法の工夫等についての研究を進め、その成果を普及します。

③ 学校・家庭・地域の連携

- ・ 「みえの学力向上県民運動」を引き続き実施し、子どもとの関わり方や家庭学習の取組方法等について、学校・家庭・地域が共に考える機会を通じて周知するなど、生活習慣・学習習慣・読書習慣等の確立を推進します。

数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
全国学力・学習状況調査における本県の児童生徒の学力の伸び		

※ 全国学力・学習状況調査において文部科学省が示す正答数分布の4階層（ABCD層）におけるAB層の児童生徒の割合（全国を100とした場合の本県の値）（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

¹ 主体的・対話的で深い学び：「主体的な学び」とは、学ぶことに興味や関心を持ち、自分から進んで見通しを持って粘り強く取り組み、振り返り、次の学びへとつなげていくこと。「対話的な学び」とは、周りの人たちと共に考え、新しい発見や豊かな発想が生まれること。「深い学び」とは、これまで身につけた知識や技能をつなげて考える中で、問題を解決したり、思いを深めたりすること。

² みえスタディ・チェック：学習指導要領をふまえ、三重県が重点的に実施している学力向上策の一つ。知識等の活用を中心とした問題を通じて、学習内容の定着状況を把握し、子どもたちが主体的に学習に取り組む意欲や、各学校における授業改善、子どもたち一人ひとりに応じた指導の充実等を促進する取組。

施策名	(2) 外国人児童生徒教育の推進
-----	------------------

めざす姿

外国人児童生徒¹が、日本語力や学力等、地域社会で生きていくための基礎を培うことにより、将来の可能性を広げ、自己実現を果たし、社会の一員として自立するために必要な力を身につけています。

現状と課題

- ① 本県では、日本語指導が必要な外国人児童生徒が年々増加し、公立小中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率は全国1位（平成28(2016)年度）となっています。改正「出入国管理法」が施行されたことにより、今後、外国人児童生徒がさらに増加することが見込まれます。また、国籍の多様化、多言語化が進んでいます。このことは、子どもたちが学校生活の中で多様な文化や価値観等を学ぶことのできる魅力ある教育環境につながっています。
- ② これまで本県では、外国人の子どもたちの就学の促進や学校生活等への適応指導とともに、日常生活に必要な日本語力や日本語で学ぶ力を身につけるための支援に先進的に取り組んできました。一方で、外国人の方々が居住する地域が広がっており、受入体制や日本語指導に係る支援等については、地域により差が見られます。県内全域で同様の支援が受けられるよう、各市町や各学校における受入体制・支援体制をより一層充実することが求められています。
- ③ 日本での学校生活や日本語習得、教科学習に困難を抱え、進路決定ができないまま学校を卒業、あるいは中途退学する外国人児童生徒もいます。このため、文化や生活習慣の違い、言葉が通じないこと等から生じる、外国人児童生徒の不安や悩みに寄り添った対応が必要となっています。
- ④ 外国人児童生徒の保護者の日本での学校生活や就職に関する理解が十分でない場合があります。日本語でのコミュニケーションが難しい保護者に対し、学校生活や進路等に係る情報を正確に伝えることが必要です。

主な取組内容

- 1 就学の促進
 - 外国人児童生徒の学ぶ機会を保障できるよう、各市町における就学に向けた取組や市町間での外国人児童生徒の移動に係る情報共有を促進します。

¹ 外国人児童生徒：外国人児童生徒には、日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある子どもたちを含む。このことも視野に入れ、外国人児童生徒の教育を進める。

2 日本語指導、適応指導の充実

- 市町や学校における外国人児童生徒の受入体制を充実するため、市町が行う初期の日本語指導や学校生活への適応指導の取組を支援するとともに、外国人児童生徒が安心して相談できるよう、母国語で相談できる教育相談の研究を進めます。
- 就学前の外国人の子どもを対象とするプレスクールの取組が進められるよう、教材・マニュアルの普及啓発に努めます。

3 日本語で学ぶ力の育成

- 外国人児童生徒の日本語習得状況に応じた学習支援により、安心して学びを継続できるよう、外国人児童生徒巡回相談員等の学校への派遣や、多言語に対応できるICTを活用した日本語指導等、指導体制の充実に努めます。
- 外国人児童生徒が学習内容を理解できるよう、効果的な実践事例を普及することなどを通じて、日本語で学ぶ力の育成をめざしたカリキュラム（JSLカリキュラム²）を活用した授業や、児童生徒の日本語能力に応じた特別の教育課程による日本語指導等の取組を促進します。
- 教職員の日本語指導等にかかる指導力が向上するよう、JSLカリキュラムや特別の教育課程による日本語指導等に関する研修を実施します。

4 進路選択への支援

- 外国人児童生徒および保護者が、学校制度や職業について理解を深めることで、子どもたちが希望する進路を選択したり、将来の自己実現につなげたりすることができるよう、地元企業やNPO法人等と連携し、進路セミナー等を開催するとともに、多言語によるガイドブック等を活用して進路等に関わる情報提供を進めます。

5 保護者への支援

- 保護者が学校生活等に関する学校からの連絡等の内容を正確に把握できるよう、市町等や学校に対し、連絡・案内文書例（ポルトガル語やタガログ語等6言語）の提供や連絡文書等の翻訳支援を行います。

数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、日本語指導が行われている学校の割合		

※ 日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、教育課程に位置付けた特別な日本語指導が継続的、計画的に行われている学校の割合（三重県教育委員会調べ）

² JSLカリキュラム：JSLはJapanese as Second Languageの略。日常的な会話はある程度できるものの、学習活動への参加が難しい外国人児童生徒に対して、学習活動に日本語で参加する力を育成するため、日本語指導と教科指導とを統合的に行う指導方法。

施策名	(3) 幼児教育の推進
-----	-------------

めざす姿

子どもたちが、遊びや生活の中での体験をとおして、健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会と関わる意識、思考力の芽生え、生命を尊重する気持ち、数量・文字等への関心、言葉で伝え合う力、豊かな感性が育まれています。

現状と課題

- ① 近年、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成や非認知能力¹の基礎を培う、極めて重要な役割を担っているとの研究結果が報告されるなど、就学前教育の重要性に関わる認識が高まっています。また、令和元(2019)年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い、幼児教育・保育のより一層の質の向上や子育て支援の拠点としての機能等の充実が求められています。
- ② 本県では、幼稚園等に通う3～5歳児のうち、36.2%が幼稚園、8.8%が認定こども園、55.0%が保育所に在籍しています。いずれの施設においても、小学校以降の教育を見据えた資質・能力を育む教育・保育が求められています。
- ③ 幼稚園・認定こども園・保育所（以下、「幼稚園等」という）においては、子どもの主体的な活動を促す環境²づくりを進めるうえで、幼稚園教諭・保育教諭・保育士（以下、「幼稚園教諭等」という）の担う役割が大切であり、その資質向上が求められています。
- ④ 幼稚園等と小学校は、その教育・保育の形態に大きな違いがあり、子どもたちの就学に伴うさまざまな課題が指摘されています。本県では、幼稚園等から小学校への円滑な接続のための指導のポイントや工夫例等を示した「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」を作成し、円滑な就学に向けて取り組んできました。今後さらに、子どもたちに幼稚園等から発達段階に応じて必要な資質・能力を育んでいく必要があります。
- ⑤ 就学前の子どもたちの生活は、家庭を基盤として地域での触れ合いや体験を通じて広がっていきます。幼稚園等において、家庭や地域と一層連携しながら、教育・保育活動に取り組む必要があります。

¹ 非認知能力：自分の気持ちを言う、相手の意見を聞く、物事に挑戦するなど、自己主張・自己抑制・協調性・好奇心等に関係する力。

² 子どもの主体的な活動を促す環境：物的なものだけでなく、教職員等や他の子どもも含めた、周りの環境すべてをさす。

主な取組内容

- 1 幼稚園等における教育・保育活動の充実
 - ・ 遊びや多様な体験活動をとおして、健康な心と体や自立心、規範意識の芽生え、生命を尊重する気持ちなどの育成に向け、幼児教育・保育の質の向上に関する実践研究を進め、その実践事例の普及啓発を図ります。
 - ・ 野外体験保育に取り組もうとする幼稚園等にアドバイザーを派遣し、自己肯定感を含め、子どもの「生き抜いていく力」を育む保育を推進します。
- 2 幼児教育・保育を担う人材の資質向上
 - ・ 幼稚園等の運営の改善や、幼児教育・保育に係る諸課題の解決に向けた研修を、園(所)長等を対象に行います。
 - ・ 幼稚園教諭等が各施設における指導内容や指導方法に関する相互理解を深められるよう、合同研修を実施します。
- 3 小学校教育への円滑な接続に向けた取組の推進
 - ・ 「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」等を活用し、実践研究園における取組を県内の幼稚園等に紹介するなど、実践事例の普及に努めます。
 - ・ 子どもたちが、小学校での生活・学習に期待をする気持ちを高め、安心してスタートできるよう、幼稚園等と小学校との体験的な交流を推進します。
 - ・ 幼稚園教諭等と小学校教諭が、幼稚園等と小学校における指導内容や指導方法の違いについて理解を深め、指導に活かせるよう、相互に保育・授業を参観するなどの交流や合同研修等の取組を推進します。
- 4 家庭・地域との連携の推進
 - ・ 「早寝・早起き・朝ごはん」などの基本的な生活習慣や読書習慣、運動習慣等の確立には、家庭との連携・協力が重要であることから、子どもの心身の成長における基本的な生活習慣等の重要性について周知を図り、「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」の活用を促進します。
 - ・ 幼稚園等において、地域の人々と触れ合ったり、地域の施設等を活用したりするなど、多様な体験の機会づくりを推進します。
 - ・ 幼稚園等が、保護者同士の交流の機会づくりや、子育てに関する相談や情報提供等を行う地域における幼児期の子育ての支援拠点としての役割を担えるよう、地域子育て支援センター³をはじめとした関係機関等との連携を推進します。

数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
就学前教育に独自の計画・方針を策定して取り組む市町の数		

※ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をふまえ、就学前教育の独自の計画や方針を策定して取り組んでいる市町の数

³ 地域子育て支援センター：地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、地域の子育て家庭に対する育児支援を目的とする施設。

施策名	(4) 人権教育の推進
-----	-------------

めざす姿

子どもたちが自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力を身につけています。

現状と課題

- ① 子どもたちを取り巻く社会では、さまざまな人権問題が生じており、その解決に向けて、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」をはじめ、差別解消に関する法令等の整備が進められてきました。また、多様性を認め合い、誰もが参画・活躍するダイバーシティ社会の実現が求められています。こうした中で、子どもたちが人権についての理解と認識を深め、人権尊重の行動につながる意欲・態度や技能を身につけられるよう学校における人権教育に取り組む必要があります。
- ② 子どもたちの人権意識の形成については、身のまわりの環境による影響が大きいことから、学校・家庭・地域が連携し、人権意識の向上に取り組むことが必要です。
- ③ 世代交代が進み、若手教員が増加する中、全ての教職員の確かな人権感覚と人権教育に関する指導力がより一層求められます。

主な取組内容

- 1 人権教育に関する指導内容の充実
 - ・ 差別解消に関する法令等の趣旨をふまえつつ、教育活動全体を通じて、総合的・系統的に人権教育を進めるため、学校における人権教育カリキュラムの活用と改善を促進します。
 - ・ 子どもたちが、部落問題、障がい者、外国人、子ども、女性の人権に係わる問題をはじめ、さまざまな人権に係わる問題（高齢者、患者、犯罪被害者、アイヌ民族、刑を終えた人・保護観察中の人、性的マイノリティ、ホームレス等の人権に係わる問題、インターネットによる人権侵害、災害と人権、貧困等に係る人権課題や北朝鮮当局による拉致問題等など）について理解を深め、人権感覚を高められるよう、人権学習指導資料を活用した学習を推進します。
- 2 人権教育推進のための地域連携の充実
 - ・ 子どもたちの人権意識の向上にむけて、学校・家庭・地域が学校の進める人権教育の内容や課題を共有・協議する人権教育推進協議会の活性化に取り組みます。

- 子どもたちの自尊感情の向上を図るため、さまざまな主体が人権学習や体験的活動、補充的学習等の支援を行う中学校区を単位とした子ども支援ネットワークの活動を促進します。

③ 教職員の人権感覚と指導力の向上

- 全ての教職員が確かな人権感覚と指導力を持って人権教育を進められるよう、個別的な人権問題に関する基本的な知識や人権学習指導資料等の活用に関する研修を経験年数に応じて実施するとともに、実践につながる情報提供および相談支援を行います。
- 学校における人権教育推進体制や家庭・地域との連携体制を充実させるため、管理職や人権教育推進担当者を対象に、役割に応じた研修を実施し、リーダーシップの向上を図ります。

④ 学びやすい環境づくり

- 障がいのある子どもたちへの合理的配慮¹の提供や性的マイノリティへのきめ細かな対応等、学校において全ての子どもたちが学びやすい環境づくりを進めます。

数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
人権学習によって人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもの割合		

※ 県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「思う」と回答した生徒の割合。(三重県教育委員会調べ)

¹ 合理的配慮：障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。(障害者の権利に関する条約第2条)

施策名	(5) 道徳教育の推進
-----	-------------

めざす姿	子どもたちが、生命を大切にする心や他者を思いやる心、人間関係を築く力、公共心、規範意識、自尊感情を高め、よりよく生きようとする意欲と態度を身につけています。
------	--

現状と課題	<p>① 学習指導要領が改訂され、道徳教育については、特別の教科道徳として教科書を使用した授業が行われています。道徳の授業において、子どもたちが、多様な価値観を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と協働してよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことが求められています。</p> <p>② 生命を軽視する事件や深刻ないじめ問題、インターネットでの誹謗中傷等が発生している中で、子どもたちの生命倫理や規範意識、人間関係を形成する力、情報モラル等を向上していくことが求められています。</p> <p>③ これまで、道徳の指導は、読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導が行われる例があったことなどが指摘されており、教科道徳の趣旨をふまえた指導方法へと改善を図る必要があります。</p> <p>④ 子どもたちの価値観や道徳性は、学校生活だけでなく、さまざまな体験や人とのふれあいなどを通じて育まれていくものであり、道徳教育において家庭や地域社会と協力して取り組む必要があります。</p>
-------	--

主な取組内容	<p>1 発達段階に応じた道徳教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちが、物事を多面的・多角的にとらえ、主体的に考えを深める中で自己を見つめ、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことができるよう、教科書を主たる教材とした授業における指導方法の工夫改善を推進します。 ・ 教育活動全体を通じた道徳教育が進められるよう、道徳教育推進教師を中心とした推進体制の充実に取り組みます。 ・ 小中学校においては、道徳教育アドバイザーの派遣等を通じて、教員一人ひとりの指導力を高め、子どもたちが、答えが一つではない道徳的な問題について、「考え、議論する」授業づくりに取り組みます。 ・ 高等学校においては、高校生が義務を果たし責任を重んじながら、社会に参画できる力を育む取組を進めるとともに、新しく設置される公民科の教科「公共」を道徳教育の中核的な指導の場としつつ、道徳教育推進教師を中心として、
--------	---

教育活動全体でさまざまな学びの機会を活用して、主体的に考え、議論する活動に取り組み、豊かな心や公共の精神等の道徳性を養います。

2 生命を大切にする教育の充実

子どもたちの発達段階に応じて、他者とともによりよく生きようとする意識や生命を大切にする心を育むため、道徳科を要として、各教科等の授業のほか、異学年との交流、ボランティア活動、地域での体験的な学習等の取組を推進します。

3 家庭・地域と連携した道徳教育の推進

各学校が、家庭や地域との共通理解を深め、連携を図りながら道徳教育を実施できるよう、市町等教育委員会と協力しつつ、道徳の授業参観や保護者や地域の方々の協力を得て行う体験活動等を促進します。

数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
道徳科の授業で家庭や地域と連携した取組を行っている学校の割合		

※ 道徳科の授業において、授業を公開するなどの家庭や地域社会と連携した取組を行っている学校の割合（三重県教育委員会調べ）

施策名	(6) 読書活動・文化芸術活動の推進
-----	--------------------

めざす姿

子どもたちが、自ら読書に親しむことを通じて、多様な考えや価値観に触れ、想像力や思考力を高め、豊かな感性を育てています。また、さまざまな文化芸術に親しむことや、想像力や表現力を発揮して作品制作等に取り組むことを通じて、感性や情操を磨き、豊かな人間性を身につけています。

現状と課題

- ① 子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、探究心やよりよく生きる態度等を身につけていく上で不可欠なものであり、社会全体でそのための環境整備を推進していくことが求められています。
- ② 平成 31(2019)年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査の結果では、授業時間以外に平日 10 分以上読書をする本県の小中学生の割合は、小学生が 63.9%、中学生が 45.5%で全国平均を下回っている状況です。また、第 64 回「学校読書調査」における全国の不読者の割合は、小学生 8.1%、中学生 15.3%、高校生 55.8%となっており、年齢が上がるにつれて不読者の割合が高くなっていることから、発達段階に応じた読書習慣の形成が求められています。
- ③ 子どもの読書習慣の形成を図るためには、読書を行う環境の整備、読書をする機会の提供、読書活動の普及啓発について、学校・家庭・地域それぞれの役割に応じた取組が必要です。また、子どもたちが、さまざまな機会・場所において意欲的に読書活動を行うことができるよう、学校図書館の図書館資料の充実と、司書教諭および学校司書の配置充実やその資質向上が大切です。
- ④ 美しいものや優れたもの、芸術的なもの、地域や我が国の伝統文化にふれることによって、豊かな感性・情操を養い、生涯にわたって文化や芸術に親しみ、その継承や創造に寄与する態度や能力を育てることが大切です。
- ⑤ 文化部活動については、生徒が文化、科学、芸術等の活動をとおして楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、良好な人間関係などを培う場として大きな役割を果たしています。一方で、生徒の過度な負担や教員の負担につながっているとの指摘もあり、「三重県部活動ガイドライン」に基づいた適切な運営と効果的な指導が求められています。

主な取組内容

- 1 学校における読書活動の推進
 - ・ 子どもたちの読書に対する興味や関心を育み、主体的な読書習慣を確立するため、学校図書館の読書センターとしての機能に加え、情報センター・学習センターとしての機能を充実するとともに、学校図書館ボランティア等との連携を促進します。
 - ・ 子どもの読書習慣を形成できるよう、学校図書館を活用した授業、全校一斉読書、子どもたち同士で本を紹介する取組、ビブリオバトル¹、ブックト

¹ ビブリオバトル(書評合戦): 発表者が一人5分で本を紹介し、最後に、参加者全員で「どの本が一番読みたくなったか」について投票を行い、最多票を集めたものを「チャンプ本」とするゲーム。発表者だけでなく、発表を聞く者にも読書への興味を高める効果がある。

ク²等の多様な読書活動を推進し、読書機会の拡充を図ります。

- ・ 読書環境の整備および読書機会の提供のため、学校図書館図書標準の達成や学校図書館への新聞配備とともに、学校司書の配置等を促進します。

2 家庭における読書活動の推進

- ・ 子どもたちの読書習慣づくりに向け、学校や公立図書館、PTAとの連携のもと、「家庭読書（家読（うちどく）」）の取組を推進します。
- ・ 保護者や子育て支援関係者等を対象に、読み聞かせや読書の効果等に関する講座の実施および情報提供等を行うことを通じて、幼児期からの読書の重要性についての周知を図ります。

3 地域における読書活動の推進

- ・ 子どもたちが本を読む意義について理解を深めるため、教育・福祉関係者・図書館関係者、読書ボランティア等を対象とした研修会や講演会を実施します。
- ・ 読書活動の実施・拡大を図るため、優れた取組を行っている学校や図書館、読書ボランティア等の活動の普及に取り組むとともに、民間団体・企業等が行う読書活動推進の取組を支援します。
- ・ 公立図書館等における図書や設備の整備が着実に進むよう、情報提供を行うなど、市町の子ども読書推進計画に基づく取組を促進します。

4 文化芸術活動の推進

- ・ 子どもたちの豊かな感性や情操を育み、生涯にわたり文化芸術に親しむ態度を養うため、国事業を活用し、芸術家を派遣するなど、本物の文化芸術にふれる機会を提供するとともに、子どもたちが作品等を通じて表現、発表する機会の拡充に取り組みます。
- ・ 学校文化活動において、地域の方々との交流を深め、郷土の歴史や文化等を学ぶ機会を充実します。
- ・ 三重県総合博物館（Mie Mu）や三重県立美術館、斎宮歴史博物館、三重県総合文化センター等において、子どもたちを対象とした参加体験型の学習プログラムや出前授業等を実施します。
- ・ 学校の文化部活動における専門的な指導を充実するとともに、教職員の負担軽減を図るため、文化部活動指導者の派遣等の支援を行います。

数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
授業時間以外に読書をする子どもたちの割合		

※ 「学校の授業時間以外に、普段、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に対して、「10分以上」と回答した児童生徒の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

² ブックトーク：子どもや成人の集団を対象にして、あらかじめ決めたテーマに沿って選んだ何冊かの本のあらすじや著者紹介等を交えて、本への興味が湧くような工夫を凝らしながら内容を紹介すること。

施策名	(7) 体力の向上と学校スポーツの推進
-----	---------------------

めざす姿

子どもたちが体を動かすことを好きになり、運動やスポーツに積極的に取り組むことによって、心身の健康が保持増進され、体力が向上しています。また、子どもたちが本県で開催される大規模なスポーツ大会に「する」、「みる」、「支える」、「知る」といったさまざまな形で関わることにより、競技の技能やスポーツへの関心を高め、学校スポーツが活性化しています。

現状と課題

- ① 柔軟性や筋力、持久力等の基礎的な体力は、生涯にわたって健康を保持増進することに重要な役割を果たします。また、豊かなスポーツライフを実現することで、意欲や気力が充実し生活習慣に良い影響を与えます。幼児期を含め、子どもたちが、日常生活の中で体を動かすことが少なくなっていることから、継続して遊びや運動に取り組む機会を確保することが必要です。
- ② 全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、本県の子どもたちの体力は、全国と同等の水準に向上してきましたが、継続的に全国平均を下回っている種目があることや、1週間の総運動時間が60分未満の児童の割合が増加していることなどの課題がみられます。
- ③ 学校における運動部活動については、生徒の健全な成長等に意義のある活動となっています。一方で、生徒の過度な負担や教員の負担につながっているとの指摘もあり、「三重県部活動ガイドライン」に基づいた適切な運営と効果的な指導が求められています。また、少子化が進む中で、各学校での運動部活動の継続が困難な状況も生じています。
- ④ 近年の猛暑による熱中症など、体育活動および運動部活動中の事故が発生しており、事故防止の徹底に取り組む必要があります。
- ⑤ 令和2年度の東京オリンピック・パラリンピックや全国中学校体育大会、令和3年度の三重とこわか国体・とこわか大会といった大規模な競技大会が開催されます。子どもたちが、「する」、「みる」、「支える」、「知る」立場から参加することにより、学校スポーツを活性化していく必要があります。

主な取組内容

- 1 子どもたちの体力向上に向けた運動機会の拡充
 - ・ 子どもたちの体を動かす遊びがより充実するよう、幼稚園教諭や保育士等を対象とした研修会を開催するとともに、「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」を活用し、家庭と連携しながら幼児期から運動に親しむ習慣づくりに取り組みます。
 - ・ 体育授業以外で子どもたちの運動機会を拡充する学校の取組が進むよう、市町等教育委員会と連携し、各学校における体力向上の目標設定や効果的な「1学校1運動」（学校全体でなわとびやマラソン等に取り組む活動）の取組を推進します。
- 2 教職員の指導力向上による体育授業等の充実
 - ・ 子どもたちが体育・保健体育の授業をとおして運動の楽しさや喜びを味わい、自ら進んで運動する習慣を身につけるとともに、発達段階に応じた体力や技能が養われるよう、授業の工夫や改善による魅力ある授業づくりに向け

た研修会を実施します。

③ 三重県部活動ガイドラインに基づいた適切な部活動運営の推進

- 各学校の適切な部活動運営に向けて、市町等教育委員会と連携し、毎年度その運営を検証しながら学校部活動運営方針の見直しなどの改善を促進します。また、全ての公立中学校等や県立学校で学校部活動運営方針に沿った活動が行われるよう、大会の運営等、課題となっている点について改善に努めます。
- 短時間で効率的・効果的な部活動指導が行えるよう、部活動指導者が具体的な技術指導等を学ぶ研修会を実施します。

④ 地域人材の活用および地域スポーツの充実

- 部活動における子どもたちに対する専門的な指導を充実するとともに、教職員の負担軽減を図るため、外部のスポーツ人材の効果的な配置に取り組みます。
- 他校との合同練習や地域のスポーツクラブへの参加など、中学生期のスポーツ活動の機会確保に向けて、地域スポーツとの連携等について市町等教育委員会と共に検討します。

⑤ 学校スポーツにおける事故防止

- 事故防止に向け、子どもたち個々の運動能力や体力の実態・適性や興味関心に応じて、適切な指導計画を立てることができるよう、教職員の指導力向上に取り組みます。
- 中体連、高体連等の学校体育関係団体と連携し、各種大会における事故防止に向けた運営の改善や注意事項の啓発・周知の徹底に取り組みます。

⑥ 全国規模の大会を活用した学校スポーツの活性化

- 多くの子どもたちが感動や達成感を得て、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続できるよう、大会への出場支援、開催準備・運営・観戦等のさまざまな体験、交流を推進します。また、大会の成果を生かしながら、スポーツに対する子どもたちの関心を高め、競技力の維持・向上の取組を進めます。

数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の子どもたちの割合		

※ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における総合評価が、「A」・「B」・「C」・「D」・「E」の5段階のうち上位3段階である「A」・「B」・「C」の児童生徒の割合（スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」）

数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
授業以外でも運動やスポーツをしたいと思う子どもたちの割合		

※ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の児童生徒質問紙調査の質問に「思う」と回答した児童生徒の割合（スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」）

施策名	(8) 健康教育・食育の推進
-----	----------------

めざす姿

子どもたち一人ひとりが、生涯にわたり心身の健康を自ら管理できるよう、学校・家庭・地域が一体となって健康教育・食育に取り組み、健康で充実した生活を送るために必要な知識と、自ら判断し実践する能力を身につけています。

現状と課題

- ① 社会の環境変化や、家庭におけるライフスタイルの多様化等に伴い、子どもたちの食事、運動、睡眠等の基本的な生活習慣の確立が難しくなっています。
- ② 身体活動の源となる栄養の摂取には歯と口の健康づくりが重要です。本県の子どもたちの一人あたりの平均むし歯数は、全国平均と比べて高い状況が依然として続いていることから、歯と口の健康づくりのより一層の充実を図る必要があります。
- ③ 情報化社会の進展により、性や薬物等に関する情報の入手が容易になる中で、子どもたちが、情報等を正しく選択し、適切に行動できるようにすることが求められています。
- ④ 本県の献血率は全国平均より低い状況が続いていることから、高校生への一層の啓発が求められています。
- ⑤ アレルギー疾患や心の健康に課題を抱える子どもの増加等、多様化する子どもたちの健康課題への対応や感染症への対策が求められています。
- ⑥ がんが身近な病気であることや、がんの予防、早期発見・検診の大切さ等について理解するとともに、がん患者に対する正しい認識を深めるため、がん教育を推進する必要があります。
- ⑦ 望まない妊娠や、思春期の性感染症を予防するとともに、子どもたちが自らの人生や家族の大切さについて考え行動できる力を育む必要があります。
- ⑧ 健全で正しい食生活を送ることは、子どもたち自身の健康の維持だけでなく、学力や体力とも相関関係があると指摘されています。こうした中、不規則な食事や朝食の欠食等、子どもたちの食生活にはさまざまな状況がみられます。
また、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、地産地消の意識を醸成するため、学校給食等を活用した食育の推進が求められています。

主な取組内容

- 1 健康教育の推進
 - ・ 望ましい生活習慣の確立等、子どもたちの健康課題に適切に対応し解決するため、各教科、特別活動等学校の教育活動全体で健康教育を推進します。
- 2 保健教育の推進
 - ・ むし歯や歯肉炎等を予防し、子どもたちの歯と口の健康づくりを一層推進するため、学校歯科医等と連携したフッ化物洗口の実施や正しい歯みがきの指導等、歯科保健を充実します。また、学校、行政、医療機関等が連携して取り組むネットワークの構築を進め、各地域における歯科保健活動の充実を促します。
 - ・ 飲酒、喫煙、薬物乱用と健康との関わりについて、子どもたちが早い時期から認識を深められるよう、薬物乱用防止教室等、関係機関と連携した取組を推進します。

- ・ 高校生が献血の意義や制度についての理解を深められるよう、関係機関と連携し、学校における「献血セミナー」の計画的な実施等に取り組みます。

③ 事故や感染の予防体制・相談体制の確立

- ・ 子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、教職員が研修会等を通じてアレルギー疾患や感染症に関する理解を深めるとともに、事故や感染を予防し、緊急時に適切に対応できるよう、専門家や関係機関からの協力を働きかけるなど市町等教育委員会や各学校の取組を支援します。
- ・ 不安や悩み、ストレス等により心の健康に課題を持つ子どもたちへの対応にあたって、地域の専門家を効果的に活用するなど、学校における相談体制の確立に取り組みます。

④ がん教育の推進

- ・ がん教育についての指導者向け研修会を医療関係者等と連携して実施するなど、子どもたちが、がんについて学び、正しく理解し、自他の健康と命の大切さについて考える、がん教育の充実に取り組みます。

⑤ ライフデザインの促進

- ・ 子どもたちが、妊娠・出産等の性に関する正しい知識を身につけて行動し、家庭を築くことや子育ての意義について考えるよう、ライフデザインをテーマとした講演会や保育実習等を実施します。

⑥ 食に関する指導の充実

- ・ 子どもたちが、栄養や食事のとり方等について、正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく能力等を身につけることができるよう、教育活動全体で計画的・継続的に食育に取り組みます。
- ・ 地場産物やその生産者への関心や理解が深まるよう、郷土の食材を活用したり、農業体験等の活動を行ったりするなど、家庭、生産者、地域、大学・研究機関、企業等さまざまな主体と連携し、学校における食に関する指導を進めます。
- ・ 地場産物を使用したメニューを自ら考え調理する取組をとおして、子どもたちが食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身につけられる実践力を育みます。また、朝食摂取やバランス良く栄養を摂ることの重要性等について保護者や地域へ啓発します。

⑦ 学校給食の充実

- ・ 学校給食を「生きた教材」として活用し、望ましい食生活や食料の生産等に対する子どもたちの関心と理解を深めます。また、生産者、食品製造事業者をはじめとした学校給食関係者と連携して、地場産物の活用促進に取り組みます。
- ・ 安全で安心な学校給食を提供するため、衛生管理講習会等を開催し給食関係者の資質向上および衛生管理の徹底を図るとともに、ヒヤリハット事例集等を活用することで、学校給食の異物混入の防止に取り組みます。

数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
むし歯予防に取り組んでいる小学校・特別支援学校(小学部)の割合		

※ 年間を通じて、給食後の歯みがき指導又はフッ化物洗口を実施している小学校・特別支援学校(小学部)の割合(三重県教育委員会調べ)

基本施策2

個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成

基本施策のめざす姿

子どもたちが、急速な技術革新等により変化が激しく予測困難な社会にあっても、変化を前向きに受け止め、社会の一員としての自覚と責任を持ち、自らの感性や創造性を発揮して、他者との絆を大切にしながら、豊かな未来を創っていく力を身につけています。

基本的な考え方

変化が激しく予測困難な社会を生き抜いていくためには、様々な変化に主体的に向き合い、他者と協働しながら、困難な課題に挑戦していける力が求められます。

この基本施策では、年齢・国籍等多様な人とのコミュニケーション・協力を通じて社会的課題を乗り越える力、答えのない課題に向き合い新たな価値を創造することができる力の育成につながる各施策を展開し、子どもたちに豊かな未来を創っていく力を育み、高めていくことをめざして取り組んでいきます。

【基本施策2を構成する施策】

- 1 主体的に社会を形成する力の育成
- 2 キャリア教育の充実
- 3 グローカル教育の推進
- 4 知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成

基本施策の数値目標

目標項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
自立した主体として、社会において権利を行使し責任を果たそうと考える高校生の割合		

※「社会の一員として権利を行使し、義務と責任を果たそうと考えていますか」、「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがありますか」という質問に対して肯定的な回答をした県立高校生の割合（三重県教育委員会調べ）

施策名	(1) 主体的に社会を形成する力の育成
-----	---------------------

めざす姿

子どもたちが、世界や地域で起きている経済・社会・環境等の問題について、自らのこととしてとらえ、社会の形成者としての自覚と責任を持ち、他者と協働しながら、解決に向けて主体的に行動する力を身につけています。

現状と課題

- ① 公職選挙法が改正され、平成 28 (2016) 年から選挙権年齢が満 18 歳以上となったことや、令和 4 (2022) 年 4 月から成年年齢が 18 歳に引き下げられることをふまえ、子どもたちが早い段階から自由・権利や責任・義務に向き合い、社会を形成していく力を育むとともに、契約や取引のルール、消費問題の知識やその対処方法を身につける必要があります。
- ② グローバルな諸課題の解決をめざす国際目標 (SDGs) の考え方についての理解を促すとともに、「誰一人取り残さない」持続可能な未来の社会を主体的に創造する力を育む必要があります。
- ③ 子どもたちが、学ぶことと社会とのつながりを実感しながら、自らの能力を発揮して、生活や社会の中で出会う課題を主体的に解決していく力を育む必要があります。

主な取組内容

- 1 社会の形成者として自覚と責任を持ち、自ら行動する力の育成
 - ・ 子どもたちの発達段階に応じた一貫性のある主権者教育を推進できるよう校種を越えて連携を深めます。小中学校においては、社会科を中心に、地域や社会にある課題や我が国の政治の働きについて関心を持ち、多角的に考えたり、話し合ったりする授業づくりを推進します。高等学校においては、令和 4 年度から新しく実施される科目「公共」の授業を中心に、現代の諸課題の解決に向けて自分の意見や考えを伝えあい、協働してよりよい社会を形成しようとする力を養います。
 - ・ 関係する諸機関や地域の人材を積極的に活用し、選挙管理委員会等と連携し模擬選挙等を実施したり、議会等と連携し地域の課題について話し合ったり、税務署等と連携し租税や財政について学ぶなど、主権者としての意識を高める取組を推進します。
- 2 実社会で必要とされる力の育成
 - ・ 小中学校においては、社会科と家庭科を中心に、個人や企業の経済活動における役割や責任、買い物や売買契約の基礎と仕組み、計画的な金銭管理の必要性など、自立した消費者としての役割や責任ある消費行動についての学習を推

進めます。

- ・ 高等学校においては、家庭科や公民科の授業において、多様な契約、消費者の権利と責任、消費者保護の仕組み、法の機能、租税の意義と役割等についての学習を深めます。
- ・ 消費生活に関する正しい知識の習得および倫理的消費（エシカル消費¹）など持続可能な消費行動についての理解の促進に向け、関係機関と連携し、発達段階に応じた消費者教育を体系的に推進します。

3 SDGsに向けた課題解決力の育成

- ・ SDGsに関連する世界で起きている諸問題について、子どもたちが自らのこととして課題を理解し、地球的視野でとらえ、地域や民間企業等と連携しながら主体的に解決を目指す実践的な活動を推進します。
- ・ 地球温暖化防止等に向け、子どもたちが自ら考え、主体的に環境保全活動に参画していくために、市町、地元企業等と連携して、実践的で探究的な環境学習を推進します。
- ・ 子どもたちが、主体的に森林や木に対する理解を深めていけるよう、体験型の森林環境教育・木育を推進します。また、「みえ森づくりサポートセンター」を拠点として、関係機関と学習のコーディネートを進めるとともに、出前授業の実施や指導者間のネットワークづくりに取り組みます。
- ・ 子どもたちに「もったいない」という意識を育むため、市町等と連携し、ごみ減量化やリサイクルに関する教育、啓発活動に取り組みます。

4 地域と連携した課題解決型学習（PBL）の推進

- ・ 高校生が、学校での学びだけではなく、地域の方々や職業人など多様な人々と関わりながら、地域の特色や産業を題材に、地域の魅力や課題を知り、自分たちに何ができるのかを主体的に考え行動する課題解決学習に取り組みます。

数値目標		
指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
社会的な課題について話し合う活動を行っている高等学校の数		

※ 政治的事象や環境問題、持続可能な消費と生産など、社会的課題の解決に向けた考えを深める話し合い活動を実施している県立高等学校の数（三重県教育委員会調べ）

¹ エシカル消費：消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

施策名	(2) キャリア教育の充実
-----	---------------

めざす姿

子どもたちが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら学び、進路を決定する能力や態度、人間関係を築く力等、将来の社会的・職業的自立に必要な資質・能力を身につけています。

現状と課題

- ① 社会が急速に変化し就労内容の多様化等が進む中、子どもたちが、自らの生き方や働き方について考えを深め、職業生活に必要な知識や技能を育むことや、学習生活と社会のつながりを意識した教育の必要性が一層高まっています。
- ② 県内事業所における、新規高等学校卒業者の卒業後3年以内の離職率は、36%程度で高止まりしています。
- ③ 外国人生徒や発達障がいのある生徒が増加している中、将来地域で自立して生活していこうとする意欲や社会生活・職業生活で必要となる知識・技能を育てる必要があります。
- ④ 子どもたちが、多様な選択肢の中から進路を決定する能力や態度を身につけることが求められている中、普通科においても、専門的な知識、技能、能力や態度を育成する職業教育の必要性が高まっています。

主な取組内容

- 1 発達段階に応じた系統的なキャリア教育の推進
 - ・ 子どもたちが学校での学習と自分の将来との関係に意義を見い出して学ぶ意欲を高めるとともに、学校での学びを社会に役立てられるよう、子どもの発達段階に応じたキャリア教育を推進します。
 - ・ 子どもたちが将来の生き方や卒業後の進路に対して見通しを持って学ぶことができるよう、各学校における上級学校への体験入学、上級学校の教職員・生徒・学生による出前授業等、校種を越えた学びの機会を拡充します。
 - ・ 子どもたちが、学習の見通しを立て、新たな学習への意欲を高めたり将来の在り方生き方を考えたりすることができるよう、学校で学んだことや体験したことを記録し蓄積するポートフォリオ等を活用した系統的な学習を進めます。
 - ・ 子どもたちの発達段階に応じた、系統的なキャリア教育を推進できるよう、教職員が異なる校種におけるキャリア教育についての理解を深める機会を充実させます。
- 2 組織的なキャリア教育の充実
 - ・ 地域の企業や大学、関係機関など、さまざまな主体とキャリア教育のねらいや課題・成果等を共有し、地域と一体となったキャリア教育を推進します。

- ・ 地域と連携し、子どもたちが県内の魅力ある仕事への理解を深めることができるよう、就業体験や地域の職業人による出前授業、講演等の取組を拡充します。
- ・ 子どもたちが、他者と協働して問題解決に取り組む意欲や能力を身に付けられるよう、各学校における課題解決型のインターンシップや地域の課題を題材とした学びを推進します。
- ・ 高校生が、将来の進路決定に役立てられるよう、地域の企業と連携し、地域の産業や仕事についての理解を深める取組を推進します。
- ・ 各学校が、キャリア教育計画を継続的に見直し、子どもたちに社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育成します。

3 進路実現に向けた支援の充実

- ・ 新規に高等学校等を卒業し就職した生徒が職場で活躍できるよう、学校と経済団体、関係機関、地元企業等が連携した就職支援と早期離職防止に向けた定着支援の充実に取り組みます。
- ・ 高校生が学ぶ意欲と目的を持って進路を選択できるよう、大学と連携した専門的な学びの機会や、他校の生徒と切磋琢磨し互いに高めあう機会を拡充します。

4 職業教育の充実

- ・ 地域産業の担い手や高い専門性を備えた職業人を育成するため、地元の自治体、高等教育機関、産業界等と連携して、企業における実習や専門家による技術指導、地域の資源を生かした商品開発等実践的な職業教育を推進します。
- ・ 生徒の学習ニーズや希望進路の多様化に対応し、普通科においても職業教育の充実に取り組みます。
- ・ 基礎的な実習が安全に行えるよう、老朽化した実習設備を計画的に更新します。また、時代の変化に対応した学習が行えるよう実習設備の整備を行います。

5 特別な配慮が必要な生徒へのキャリア教育の推進

- ・ 外国人の子どもたちが将来を見通して主体的に進路を選択できるよう、日本での働き方や学び方についての理解を深める機会を設けます。
- ・ 人間関係を構築することに苦手意識のある生徒が、将来の社会生活や職業生活で他者と協力・協働できるよう、コミュニケーション・スキルを身につける取組を推進します。
- ・ 特別支援学校においては、子どもたちが自己選択、自己決定できる力を高め、地域でいきいきと暮らしていけるよう、幼稚部・小学部段階から高等部までの系統的なキャリア教育を進めます。

数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合		

※ 「目標の達成をめざして、学習や活動ができていますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合（三重県教育委員会調べ）

施策名	(3) グローカル教育の推進
-----	----------------

めざす姿

子どもたちが、グローバルな視野と志を持ち、異なる文化に対する理解、郷土への愛着、語学力やコミュニケーション能力などを高め、将来、世界にあっても、地域にあっても、活躍できる力を身につけています。

現状と課題

- ① 経済、社会、文化等のさまざまな面でグローバル化が進展し、社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化しており、国際協調の必要性が一層高まっています。そのような中、訪日外国人と接する機会が増加したり、子どもたちが卒業後に海外へ赴任する機会が訪れたりするなど、外国語を用いたコミュニケーションを行う機会が格段に増えることが予想されます。
- ② 令和2（2020）年度から小学校において3・4年生で外国語活動、5・6年生で外国語科が実施されており、英語教育の充実と教職員の指導力の向上に取り組む必要があります。また、小学校・中学校・高等学校の系統的な英語教育が求められています。
- ③ 本県は、県内人口に占める外国人の割合が全国4位となっています。また、出入国管理法等が改正され、これまで以上に外国人が地域社会に参画できる多文化共生の社会づくりが求められています。
- ④ 本県の公立小中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率は全国1位（平成28年度）となっており、さまざまな国や地域にルーツを持つ子どもたちが学んでいます。こうした本県の特徴を活かしつつ、子どもたちに、互いの文化の違いを認め合い、協力しながら社会を創っていく力を育む必要があります。
- ⑤ グローバル化が進展する一方で、地域活性化の取組が進められており、子どもたちに、郷土の良さについて誇りを持って語ることができる力とともに、地域への愛着や関心を持ち、地域の活性化に寄与しようとする意欲や態度を育むことが求められています。

主な取組内容

- 1 国際交流および多文化共生教育の推進
 - ・ 県内に在住する外国人との交流や、ALT（外国語指導助手）、CIR（国際交流員）等との交流を通じて、異なる文化を持った人々とのコミュニケーションを促進します。
 - ・ 高校生の国際的な視野を広げ、将来グローバルな舞台で活躍しようとする意欲を高められるよう、留学や海外インターンシップを紹介する場を設定するとともに長期留学および短期留学等を支援します。
 - ・ 高校生が留学生等と交流し、英語によるディスカッションやディベートを行う機会の創出等、思考力や発信力の向上を図る取組を進めます。
 - ・ ユニセフ、ユネスコ、NGO、NPO等のさまざまな機関と連携し、子どもたちが多様な生き方、価値観、文化等に触れる機会を創出します。
 - ・ 子どもたちが、互いの国・地域の食文化や伝統行事等を紹介し合う取組や地域に暮らす外国人の方との交流など、本県の特徴を活かした多文化共生教育を推進します。

- ・ 多文化共生や国際貢献を推進するキーパーソンとなる教職員やNPO等の職員を対象とした国際理解研修を実施します。

2 英語教育の推進

- ・ 小学校における英語活動や英語教育が全ての地域でより効果的に実施されるよう、出前研修の実施や地域での研究授業、教材の提供などの取組を進めます。
- ・ 英語での発信力の向上を図るため、発達段階に応じて実践的に英語を使用できる環境を拡充します。
- ・ 新学習指導要領の趣旨や大学入学者選抜改革の動向をふまえ、子どもたちが「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと（やり取り・発表）」、「書くこと」をバランスよく統合させた英語コミュニケーション力を高める授業への改善を一層推進します。
- ・ 全ての子どもたちが、英語に親しみ、発達段階に応じた英語力が身につけられるよう、英語教育に携わる教員の英語運用力・実践的指導力の向上を図る研修を実施します。

3 郷土教育の推進

- ・ 子どもたちが、郷土三重への理解を深め、誇りを持って語ることができるよう、地域の自然や歴史、文化、伝統行事などに関する学習を促進します。
- ・ 子どもたちが、将来地域で活躍する意欲と態度を身につけることができるよう、地域の産業に関する学習や地域で活躍する人々から学ぶ取組など、地域と連携した郷土教育を推進します。
- ・ 高校生が地域への愛着を深め、地域のために考え行動しようとする意欲を身につけられるよう、地域の活性化等に取り組む地域課題解決型の学習を推進します。

4 チャレンジ精神の育成

- ・ 海外研修、各種コンテストへの参加、探究的な活動の成果報告会の開催等をとおして、グローバルな視野を持ちながら高い目標に向かって挑戦しようとする意欲の向上に取り組めます。
- ・ 将来、社会に貢献しようとする「志」を育成するため、高校生が地域や社会の課題等について、学校の枠を越えて議論しながら、主体的に活動し、学びあう取組を推進します。

数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
日常的な話題や社会的な話題について、英語でやりとりすることができる生徒の割合		

※ 文科省の「英語教育実施状況調査」における、高等学校卒業段階でCEFR A2 レベル相当以上を達成した生徒の割合（文部科学省「公立高等学校・中等教育学校（後期課程）における英語教育実施状況調査」）

数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
地域の行事に参加している子どもたちの割合		

※ 「今住んでいる地域の行事に参加していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

施策名	(4) 知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成
-----	---------------------------

めざす姿

子どもたちが、より深く学ぶことで自らの可能性を広げるとともに、学んだことを実社会と結びつけて課題を解決する学習を進めることにより、AIやビッグデータ等の先端技術を活用する力、論理的・科学的に思考し活用する力、新たな価値を創り出す力を身につけています。

現状と課題

- ① 今後訪れる社会は、これまでの延長線上を大きく超えた劇的な変化が訪れることが予想されています。その中で、人間らしく豊かに生きていくためには、他者とともに社会活動等に参加していくコミュニケーション力や、答えが一つでない課題を解決する力が求められます。
- ② AI等の先進的な科学技術が進展する中、子どもたちには、先端技術を手段として積極的に活用しながら、人間ならではの考え方で実社会の課題等の解決を目指し、新たな価値を創造できる資質・能力を育成する必要があります。
- ③ 情報技術が人間の生活にますます身近なものとなる中で、その働きを理解して、よりよい人生や社会づくりに生かしていくために「プログラミング的思考」を身につけることが必要です。
- ④ 子どもたち一人ひとりの学習状況や置かれている環境に応じた最適な学びを可能にしていくことが求められています。
- ⑤ 子どもたちがインターネットを通じて犯罪に巻き込まれたり、インターネット上の違法情報・有害情報にふれたりする機会が増えています。

主な取組内容

- 1 探究的な学びの推進
 - ・ 各教科の基礎的な知識および技能を習得し、その知識を活用して思考することにより、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、知識を他の学習や生活の場面で活用できるようにしたりする探究的な学びを充実します。
 - ・ 各学校の探究的な学習の成果を集めた発表会「みえ科学探究フォーラム」、「高校生地域創造サミット」等を開催します。
- 2 STEAM教育¹の推進
 - ・ 子どもたちが文系・理系を問わず、教科横断的な視点で物事をとらえ、実社会での課題解決に向けて、創造的思考力や論理的思考力を育む取組を推進します。

¹ STEAM教育：科学 (Science)、技術 (Technology)、工学 (Engineering)、芸術 (Art)、数学 (Mathematics) 等の学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育。

- 将来、国際舞台で活躍できる科学技術系人材を育成するために、スーパーサイエンスハイスクール指定校等を中心に、先進的な科学技術、理科・数学教育を通じて、生徒の個性と能力を一層伸ばしていく教育に取り組みます。

③ 一人ひとりに最適で効果的な学び（公正な個別最適化学習）の推進

- EdTech²を効果的に活用することにより、生徒一人ひとりの学習状況や、置かれている環境に応じた学び（AIを活用したドリル学習、遠隔教育等）の研究と実証を進めます。
- 先進的な科学技術を効果的に活用した学習を進められるよう、ICT環境の基盤整備を進めます。

④ プログラミング教育³の充実と情報活用能力の育成

- 子どもたちがプログラミングの体験をとおして論理的思考力を身につけられるよう、プログラミング教育に関する教職員研修の実施や先進事例等の情報提供等、学校におけるプログラミング教育の充実に取り組みます。
- 人々の生活を便利で豊かなものに行っているプログラミングの働きについて、各教科等におけるさまざまな学習活動をとおして理解することにより、情報手段を適切に活用していく力を育成します。
- 情報安全や情報セキュリティを含む情報モラル教育を一層推進するとともに、SNSを始めとしたインターネットの適正利用やフィルタリングの普及促進について、広報啓発活動等の取組を推進します。

数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な学習活動を行った学校の数		

※ 科学的、技術的、工学的、芸術的、数学的な見方・考え方を働かせて、問題を発見し、解決する教科横断的な学習活動を行った県立高等学校の数（三重県教育委員会調べ）

数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦していると答えた高校生の割合		

※ 「困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした県立高校生の割合（三重県教育委員会調べ）

² EdTech：教育におけるAI、ビッグデータ等のさまざまな新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組。

³ プログラミング教育：子どもたちが、コンピュータに意図した処理を行うよう指示することができるということを体験しながら、発達の段階に即した、コンピュータを主体的に活用するための資質・能力を育む教育。

基本施策3

特別支援教育の推進

基本施策のめざす姿

障がいのある子どもたちが、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、継続的な指導・支援を受けることにより、自立と社会参画のために必要な力を身につけています。また、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが交流等をとおして共に学ぶことにより、互いに理解を深め、尊重する態度を身につけています。

基本的な考え方

特別な支援を必要とする子どもたちが増加している中、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが可能な限り同じ場で共に学ぶ、インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育を推進するとともに、特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参画に必要となる力の育成に向け、一人ひとりの状況に応じた学びの支援を行うことが必要です。

また、障がいの有無に関わらず、お互いに尊重し合う共生社会の実現のため、特別支援教育に関する理解を広げていくことが必要です。

この基本施策では、特別な支援を必要とする子どもたちの一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びを支え、就学前から卒業後までの切れ目ない支援を充実する各施策を展開し、希望する進路等を実現するとともに、地域の中で豊かに自分らしく生活していくことをめざして取り組んでいきます。

【基本施策3を構成する施策】

- 1 一人ひとりの学びを支える教育の推進
- 2 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進

基本施策の数値目標

目標項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率		

※一般企業への就職を希望している県立特別支援学校高等部の生徒の就職率（就労継続支援A型事業所を除く）（三重県教育委員会調べ）

施策名	(1) 一人ひとりの学びを支える教育の推進
-----	-----------------------

めざす姿	<p>特別な支援を必要とする子どもたちが、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、その能力や可能性を最大限に伸ばし、いきいきと学んでいます。また、特別な支援を必要とする子どもたちの支援情報が円滑かつ切れ目なく確実に引き継がれ、子どもたちの学びを支えています。</p>
------	--

現状と課題	<p>① 発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちが増加する中、本県においては、特別支援学校の整備、特別支援学級の設置、通級による指導を進めるとともに、全ての学校での特別支援教育コーディネータの指名、個別の教育支援計画の策定等を促進してきました。今後も、子どもたちが、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、適切な指導・支援を受けられるよう環境整備に取り組む必要があります。</p> <p>② 特別な支援を必要とする子どもたちが、進学等による環境の変化に左右されず、安心して学ぶことができる継続した支援が求められています。</p> <p>③ 特別な支援を必要とする子どもたちがどの学校にも在籍していることから、全ての教職員の特別支援教育に関する知識・技能を高めることが必要です。</p> <p>④ 「障害者差別解消法」や「障がいの有無に関わらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の施行など共生社会の実現に向けた取組が進む中、学校においては特別な支援を必要とする子どもを含む全ての子どもが、互いに尊重し合い、よさを認め合える人間関係を育むことが大切です。</p>
-------	--

主な取組内容	<p>① 一人ひとりに応じた指導・支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの学びの場において、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」に基づいた指導・支援を進めるとともに、引き続き一人ひとりに必要な合理的配慮¹の提供を行います。 ・ 特別な支援を必要とする子どもたちを含む全ての子どもたちが「学ぶ楽しさ」「わかる喜び」を実感できるよう、授業のユニバーサルデザイン化を一層推進するとともに、教職員の指導力の向上に取り組めます。 ・ 特別な支援を必要とする子どもたちが通常の学級等の中で安心して学習することができるよう教育環境を整えるとともに、互いを理解し共に支え合う関係が築ける学級づくりを進めます。
--------	--

¹ 合理的配慮：26 ページ参照。

- ・ 特別支援学校のセンター的機能として、引き続き小中学校等への教育相談や研修会等を実施し、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上に向けて取り組みます。
- ・ かがやき特別支援学校では、発達障がいに関するセンター的機能の中核となる学校として、県立子ども心身発達医療センターと連携し、専門性の高い支援を行います。
- ・ 高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒に応じた支援を進めるため、高等学校での通級による指導に取り組みます。また、小・中・高等学校の通級指導担当の教職員を対象とした研修会を実施し、指導の充実に取り組みます。
- ・ 長期入院中の高校生に対してICT機器の活用による在籍校からの授業配信等の学習保障の取組を進めます。

2 切れ目ない支援体制の充実

- ・ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた切れ目ない支援のために、支援情報ファイルを活用した支援情報の円滑かつ確実な引継ぎを進めます。
- ・ 就学前から小学校等への支援情報の引継ぎについて、「CLMと個別の指導計画²」により得られた内容等を有効に活用し、早期からの適切な支援が行えるよう取り組みます。
- ・ 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校における支援方法や支援体制の違いなどに関する情報提供や相談等、子どもや保護者への丁寧な就学支援を進めます。

数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
小中学校の通常の学級において個別の教育支援計画および個別の指導計画を作成した学校の割合		

※ 通常学級において、個別の教育支援計画および個別の指導計画を作成した学校の割合（三重県教育委員会調べ）

² CLM (Check List in Mie) と個別の指導計画：県立子ども心身発達医療センター（旧県立小児心療センターあすなろ学園）で開発された、子どもの育ちを見極め、適切な支援を行うためのツール。

施策名	(2) 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進
-----	--------------------------------

めざす姿

特別支援学校において、子どもたちが自立と社会参画のために必要な力を身につけ、卒業後も地域で豊かに自分らしく生活しています。また、特別支援学校と地域の小中学校等が交流活動を通じて共に学ぶことにより、互いに理解を深め、尊重する態度を身につけています。

現状と課題

- ① 特別支援学校においては、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行ってきました。特別な支援を必要とする子どもたちが、卒業後も地域の中で豊かに自分らしく生活していけるよう、組織的・計画的なキャリア教育を推進する必要があります。
- ② 特別支援学校には、日常的に医療的ケアを必要とする子どもたちが在籍しており、特に、人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアに対応する必要があります。
- ③ 障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合えるよう、交流及び共同学習を進め、豊かな人間性を育むことが必要です。
- ④ 松阪あゆみ特別支援学校の開校やかがやき特別支援学校の再編整備等、特別支援学校の大規模な整備は完了しました。今後は、それぞれの地域の実情をふまえ、特別支援学校の施設の狭隘化や個別の教育的ニーズ等に対応することが必要です。

主な取組内容

- 1 計画的・組織的なキャリア教育の推進
 - ・ 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づく、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を一層充実させるため、授業改善に向けた授業研究等、指導力向上に努め、子どもたちの自立と社会参画に向けた取組を進めます。
 - ・ 子どもたちが、自己選択、自己決定できる力を高め、地域でいきいきと暮らしていけるよう、特別支援学校版キャリア教育プログラムの活用等による幼稚部・小学部段階から高等部までの系統的なキャリア教育を進めます。
 - ・ 特別支援学校では、生徒の適性を十分に把握し、技能検定等の実施や早期からの計画的な職場実習、農福連携等を活用した職域の拡大により、進路希望の実現に取り組めます。また、自分に適した職場で働き続けることができるよう、関係機関と連携し、定着支援を充実します。
 - ・ 地域の障がい者就業・生活支援センター等と在学中から連携し、卒業後の支援の主体を学校から関係機関へ円滑に引き継ぐために、「個別の教育支援計画」

を活用した取組を進めます。

2 安全・安心・健康な生活を送るための取組

- ・ 安全で安心な医療的ケアを実施するため、医療的ケア担当者を対象とした研修や「特別支援学校における医療的ケアガイドライン」を活用したケアの実施等、関係機関と連携して取り組みます。
- ・ 特別支援学校においては、生涯にわたりスポーツに親しむ習慣をつけるよう、ポッチャ等を授業に取り入れるなど障がい者スポーツに係る取組を進めます。
- ・ 卒業後もより豊かな生活を送ることができるよう、地域の社会教育施設等における様々な学習機会に関する情報提供を行うなど、社会教育との連携を図り、生涯学習に関する意識を高める取組を進めます。

3 交流活動等を通じた特別支援教育の理解啓発

- ・ 特別な支援を必要とする子どもたちが、学校や社会で自分らしく生活していくために、みえ高文祭などの文化芸術活動や地域行事への参加や、地域の人たちを招いた特別支援学校の見学会の実施など、周りの子どもたちや保護者、地域への特別支援教育に係る理解啓発を図ります。
- ・ 障がいのある子どもにも障がいのない子どもにも、共に理解し尊重し合いながら協働して生活していく態度が育まれるよう、各教科等のねらいをふまえた学習活動を取り入れた交流及び共同学習を進めます。

4 特別支援学校における学習環境づくり

- ・ 在籍する子どもたちの増加や車両の老朽化に対応したスクールバスの配備と更新を進めます。
- ・ 特別支援学校に在籍する子どもたちが増加している地域もあることから、地域の実情をふまえ施設の狭隘化や個別の教育的ニーズ等に対応していきます。

数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
特別支援学校における交流及び共同学習の実施件数		

※ 特別支援学校と小中学校、高等学校等との交流及び共同学習を実施した回数（三重県教育委員会調べ）

基本施策4

安全で安心な学びの場づくり

基本施策のめざす姿

子どもたちにいじめや暴力を許さない心や、危険予測・危険回避能力が育まれるとともに、いじめや暴力行為の防止の取組やその解決に向けた組織的な対応、防災対策・防災教育、通学路等の安全対策や不登校児童生徒や教育的に不利な環境にある子どもたちへの支援を進め、子どもたちが安心して学ぶことができる環境が整っています。

基本的な考え方

社会総がかりで、いじめや暴力、台風や地震などの自然災害、交通事故や犯罪等から子どもたちを守り、育てるとともに、多様な主体が連携して被虐待児童への対応や不登校児童生徒への支援等を的確に行っていく必要があります。

また、家庭の経済的な事情等によって子どもたちの将来が左右され、閉ざされることなく、すべての子どもたちが質の高い教育を受けることができるよう、必要な支援を行っていくことが必要です

この基本施策では、学校内外における子どもたちの安全・安心の確保に向けた各施策を展開し、すべての子どもたちが安全に安心して学校生活を送り、学びに向かい、夢や希望を実現していけることをめざして取り組んでいきます。

【基本施策4を構成する施策】

- 1 いじめや暴力のない学校づくり
- 2 防災教育・防災対策の推進
- 3 子どもたちの安全・安心の確保
- 4 不登校児童生徒への支援
- 5 学びのセーフティネットの構築・学びの継続
- 6 学校施設の充実

基本施策の数値目標

目標項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
学校生活に安心を感じている子どもたちの割合		

※公立小学校5年生、公立中学校2年生、県立高等学校2年生を対象とした調査における「学校で、いじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができますか」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合（三重県教育委員会調べ）

施策名	(1) いじめや暴力のない学校づくり
-----	--------------------

めざす姿	子どもたちが互いに認め合い、自ら考え、周囲と協力しながら、問題解決に向けて主体的に行動する力を身につけています。また、学校での取組とともに、地域や関係機関との連携による見守りや教育相談の充実など、いじめや暴力行為の未然防止および早期発見・早期解決に向けて取り組む体制が整っています。
------	---

現状と課題	<p>① 全国でいじめによる深刻な事態が後を絶たない状況の中で、本県においては、いじめは学校だけの問題ではなく社会全体の問題であるにとらえ、子どもたちに関わる全ての大人が学校内外のいじめの防止に取り組むことを目指して、平成30(2018)年4月に「三重県いじめ防止条例」を制定し、いじめの防止等の取組を進めてきました。</p> <p>② 本県はいじめの認知件数は、全国と比べて全ての校種で下回っています。また、本県においても、いじめに係る重大事態が発生しています。子どもたちをいじめから守るためには、いじめはどの子どもにも、どこの学校でも起こりうるものであることを改めて認識し、いじめを積極的に認知することや、いじめられている子どもたちの立場に立ち、認知したいじめの早期解決に向けて学校全体で取り組むことが重要です。</p> <p>③ 本県における暴力行為の発生件数については、自分の考えや気持ちをうまく伝えられず感情を抑えられずに暴力に及ぶことや、同じ子どもが繰り返してしまうことなどの理由により、特に小学校で増加しています。そのため、早い段階からの指導の充実と小学校と中学校とが連携した途切れのない支援が必要です。</p> <p>④ 子どもたちの行動の背景には、心理的、家庭的に複雑な課題を抱えている場合があり、背景に寄り添った指導や支援を行う必要があります。また、学校だけでは対応が困難な事案が増加しているため、児童相談所や警察等の関係機関と連携して対応することが必要です。</p> <p>⑤ スマートフォン等の急激な普及に伴い、SNS等でのトラブルやいじめの事案が増加していることから、子どもたちのインターネットの適切な利用に関する知識や情報モラルを高めていく必要があります。また、子どもたちにスマートフォン等の適切に使用する力を育むためには、家庭の協力が不可欠です。</p>
-------	--

主な取組内容

1 社会総がかりでのいじめ対策の推進

- ・ 「三重県いじめ防止条例」に基づき、社会総がかりでいじめの防止等に取り組むため、いじめ防止強化月間やピンクシャツ運動等の取組を推進するとともに、いじめの防止に主体的に取り組むいじめ防止応援サポーターの増加に取り組めます。また、県民の皆さんのいじめの防止に関する理解を深めるため、イベントやSNSの活用等さまざまな機会を利用して周知に取り組めます。
- ・ 弁護士会、臨床心理士会、警察、学校、教育委員会等、いじめの防止等に関係する機関および団体が連携して、本県の現状をふまえたいじめの防止等の対策を適切に実施するため、三重県いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめの防止等に関する情報の交換および研究に取り組めます。

2 いじめや暴力を許さない子どもたちの育成

- ・ 道徳教育・人権教育をはじめ、学校の教育活動全体を通じて、子どもたちが生命を大切にし、いじめや暴力を許さず、相手を思いやる心や、個性を認め尊重する態度等を育みます。
- ・ 子どもたちがいじめを許さない気持ちを持ち、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができる力を身につけられるよう、「いじめ予防授業」や児童会・生徒会活動、いじめについて話し合う活動などを促進します。

3 学校内外の教育相談・支援体制の充実

- ・ 子どもたちの行動や言葉のわずかな変化等の兆候を察知し適切かつ迅速に対応し、子どもたちの心に寄り添った支援ができるよう、教職員のカウンセリングマインドや対応力の向上など、教育相談の質を高める研修会等を開催します。
- ・ いじめや暴力行為等の未然防止および早期発見・早期解決を図るため、教職員による子どもたちの見守りやスクールカウンセラー等による専門的な教育相談の充実に取り組むとともに、スクールカウンセラー、生徒指導特別指導員、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等からなる専門家チームによる支援を推進します。
- ・ いじめ問題等に悩む子どもたちや保護者を支援するため、専門的な相談ができる「いじめ電話相談」や子どもたちが気軽に相談できる「子どもLINE相談みえ」を実施するとともに、受け付けた相談の中で、専門的な対応が必要なものに対して臨床心理士、社会福祉士等による支援を行います。

4 いじめの実態把握と組織的な対応の推進

- ・ 「三重県いじめ防止条例」や「三重県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの定義に沿ったいじめの認知が適切に行われるよう、いじめの認知の重要性や児童生徒の状況把握の方法等について、生徒指導担当者の研修会等で周知します。
- ・ 各学校において、学期に1回以上のアンケート調査や面談を実施するとともに、実施方法の工夫・改善に取り組みます。また、子どもたちが相談しやすい環境づくりを進めます。
- ・ いじめを認知した場合は、特定の教職員が抱え込むことなく、管理職をはじめとして、学校いじめ防止委員会で共有し、組織的にいじめの解消に向けて取り組みます。

5 スマートフォン等に対応した情報モラル教育の推進

- ・ 子どもたちがインターネットを適切に活用する力や、インターネットの利用に関わるルールやマナー等の情報モラルを身につけられるよう、学校での子どもたちによるルールづくりや児童会・生徒会による啓発活動など、子どもたちの主体的な活動を促進します。
- ・ インターネットの危険性や家庭でのルールづくりの必要性等についての保護者の理解を深めるため、インターネットでのトラブル等に関する資料を県のWebサイトに掲載し、保護者会等での活用を促進します。

数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
いじめ防止応援サポーターとしていじめの防止に取り組む団体数		

※ いじめ防止応援サポーターとして、県いじめ防止条例の趣旨に賛同し、いじめの防止に取り組む事業所 団体・個人の数（三重県教育委員会調べ）

数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
いじめの認知件数に対して解消したものの割合		

※ 当該年度に発生したいじめの認知件数のうち、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」で示された解消要件（認知後少なくとも3か月経過）を満たすものの割合（文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」）

施策名	(2) 防災教育・防災対策の推進
-----	------------------

めざす姿

防災学習を通じて、子どもたちが、地震や津波、風水害など自然災害に対して、自分の命は自分で守る力を身につけています。また、学校の防災機能の強化が進むとともに、災害時に学校の避難所運営や子どもたちの心のケア等にあたる教職員を支援し、学校教育を速やかに復旧するための体制が整備されています。

現状と課題

- ① 本県においては、南海トラフ地震の発生が危惧されるとともに、台風等による風水害が発生しています。南海トラフ地震や津波、風水害等の自然災害から子どもたちの命を守るため、学校における防災教育を推進する必要があります。
- ② 地震、台風、局地的大雨等による災害発生時においては、子どもたちが自らの命を守ることに加えて、発達段階に応じて地域の一員として行動できる力を身につけることが求められています。
- ③ 南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合に備え、教職員の実践的な災害対応力の向上を図るとともに、被災した子どもたちのケアや、学校での避難所運営、学校の早期再開などを行うための体制を整えることが必要です。
- ④ 県立学校の屋内運動場等の天井落下防止対策は、令和元年度に完了しましたが、地震等の災害発生時に子どもたちの安全を確保するため、施設面での防災・耐震対策をさらに進める必要があります。

主な取組内容

- 1 子どもたちの防災学習の充実
 - ・ 子どもたちが自分の命は自分で守る力を身に付けられるように、防災ノート等の防災学習教材の一層の充実を図るとともに、防災タウンウォッチング・防災マップづくり等の体験型防災学習や防災訓練等の実施を支援し、学校における防災教育を推進します。
 - ・ 学校における防災教育・防災対策をより一層推進するため、各学校に学校防災リーダーを配置するとともに、みえ防災・減災センター等と連携して防災に関する研修を行い、学校で防災学習や防災対策を行う教職員の資質向上を図ります。
- 2 家庭、地域との連携
 - ・ 子どもたちの安全を確保するとともに、子どもたちが地域の支援者として自ら行動できるように、学校が保護者や地域の方々、近隣学校などと合同で

の防災学習や避難訓練の実施等、学校と家庭や地域が連携した取組を進めます。

3 災害時の学校支援体制の整備

- ・ 避難所の開設・運営や学校の早期再開、子どもたちの心のケアなど、災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備えた教職員からなる災害時学校支援チーム（仮称）を編成するとともに、官民連携による災害時の子ども支援に取り組むなど、災害時における学校教育を速やかに復旧する体制を整備します。

4 学校施設の防災・耐震対策の推進

- ・ 非構造部材の耐震対策工事等、小中学校における防災・地震対策が充実するよう、市町に対し各種情報の提供や国助成制度の活用に係る助言等を行います。
- ・ 県立学校では、校舎の老朽化対策とあわせ、外壁などの落下防止対策に取り組みます。
- ・ 大規模災害の発生に備え、学校における子どもたちや教職員用の備蓄物資、防災資機材等の管理を適切に行います。

数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合		

※ 家庭・PTA・自主防災組織・地域の方々等、他の主体と連携した防災の取組を実施している公立小中学校および県立学校の割合。(三重県教育委員会調べ)

施策名	(3) 子どもたちの安全・安心の確保
-----	--------------------

めざす姿	学校・地域・関係機関が一体となって通学路等における子どもたちの安全確保に取り組む体制の構築が進むとともに、安全教育の推進により、子どもたちが危険予測、危険回避能力を身につけています。
------	---

現状と課題	<p>① 通学路等では、自転車乗車中をはじめとする子どもたちが関わる交通事故や、子どもたちが被害者となる犯罪、不審者等による声掛け、つきまとい等の事案が多く発生しています。子どもたちが将来にわたってこうした事故や事件の当事者とならないよう、子どもたち自身が危険を予測し、自らの判断によって危険を回避する能力を身につけることが必要です。</p> <p>② 近年、子どもたちが予期せぬ交通事故に巻き込まれたり、突然の不審者による被害に遭遇する事案が発生し、大きな社会問題となっています。子どもたちの尊い命を守るためには、教育委員会、学校、家庭、道路管理者、警察等が連携し、地域社会全体で子どもたちを守る体制が必要です。</p> <p>③ 依然としてなくなる飲酒運転の根絶のためには、社会全体で「飲酒運転をしない、させない、許さない」という意識の定着に取り組む必要があります。</p> <p>④ 県内児童相談所における平成 30(2018)年度の児童虐待相談対応件数は、2,074 件で、過去最多件数を更新しました。児童虐待は子どもたちの命にまで危険を及ぼすことから、未然防止および早期発見・早期対応の取組をより一層充実させることが必要です。</p> <p>⑤ スマートフォンや有害な図書等を通じて得られる有害情報から青少年を保護する必要があります。</p> <p>⑥ 学校施設では、屋内運動場などの天井等落下防止対策、ブロック塀等の撤去、猛暑に備えるための空調整備等の安全対策の取組を進めてきました。今後も、子どもたちが安全で安心な学校生活を送れるよう、学校施設の安全対策を進めていく必要があります。</p>
-------	--

主な取組内容	<p>① 学校・家庭・地域および関係機関等が連携した安全確保の推進</p> <p>教育委員会、学校、家庭、道路管理者、警察等の関係機関が連携・協働しながら、「登下校防犯プラン」¹や「通学路交通安全プログラム」²に基づく通学路</p>
--------	--

¹ 登下校防犯プラン：登下校時における子どもたちの防犯上の安全を確保するため、教育委員会、学校、家庭、道路管理者、警察等の各関係機関が連携して行う登下校時の安全確保対策のこと。

² 通学路交通安全プログラム：通学路における子どもたちの交通安全を確保するため、各市町において策定された通学路の交通安全に係る基本的方針のこと。

の合同点検等の安全対策を実施し、地域社会全体で子どもたちの登下校時の安全確保に取り組みます。

- 子どもたちが犯罪等の被害に遭わず、安心して登下校することができるよう、通学路や通学時間帯に重点を置いた警察官による警戒・パトロール等を行うとともに、「ながら見守り」³を推進します。また、「子ども110番の家」や「子ども安全・安心の店」等を拡充し、さらなる登下校時の安全確保に取り組みます。
- 地域社会全体で子どもたちの安全を守るため、スクールガード・リーダー⁴の配置を進めます。また、スクールガード・リーダーが地域の核として、学校安全ボランティア（スクールガード）への指導・助言を行うことなどを通じて、学校と地域が連携した安全体制の充実に取り組みます。
- 子どもたちが被害に遭った事案等の発生情報を保護者や地域の方々と迅速に共有するため、警察と学校等、関係機関との情報共有体制を強化するとともに、警察本部のWebサイトや電子メール等を活用したタイムリーで詳しい情報発信活動を推進します。
- 「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」の重点テーマの一つに「こどもを犯罪から守る」を位置づけ、県と県民の皆さん、事業者等、さまざまな主体の協創による防犯・交通安全等の啓発活動や支援事業を促進します。

2 交通安全教育・防犯教育の推進

- 子どもたちが交通事故の当事者とならないよう、警察官等の専門家を講師に招いたり、「交通安全マップ」を活用するなど、歩行者・自転車利用者に重点を置いた参加・体験・実践型の交通安全教室を実施します。また、高等学校においては、生徒の多くが近い将来、普通免許等を取得することをふまえ、交通社会の一員として責任ある行動がとれるよう、交通安全教育に取り組みます。
- 危険を予測し、犯罪被害を回避する能力が子どもたち自身に身につくよう、警察官等の専門家を講師に招いたり、「地域安全マップ」の活用や発達段階に応じた紙芝居や演劇、ロールプレイ等を用いた参加・体験・実践型の防犯教室を実施します。
- 交通安全教育・防犯教育に関わる教職員の指導力の向上を図るため、交通安全教室講習会・防犯教室講習会等を実施します。
- 「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」をふまえ、子どもたちを対象に発達段階に応じた飲酒運転防止のための教育を実施します。

³ ながら見守り：見守りの担い手の裾野を広げるため、地域の方々がウォーキング、買い物、犬の散歩、花の水やり等の日常活動を行う際や事業者が日常の事業活動を行いながら防犯の視点を持って見守りを行うこと。

⁴ スクールガード・リーダー：自治体等によって委嘱された警察官OBや防犯の専門家等のことで、学校の防犯体制及びスクールガードの活動に対して専門的な指導・助言等を行う者。

③ 児童虐待の防止

- 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応のため、各市町に設置されている要保護児童対策地域協議会を中心に、教育委員会、学校、児童相談所、警察等の関係機関が緊密に連携し、子どもたちの保護・支援に努めます。また、児童虐待の防止のために保護者への啓発に努めます。
- 学校は、子どもたちの虐待を発見しやすい立場にあることを十分認識し、「児童虐待気づきリスト」等を活用するなど、子どもたちのSOSを適切に把握するよう努め、虐待の疑いのある場合には速やかに市町児童福祉主管課又は児童相談所等に通告し、関係機関と連携して子どもたちの安全・安心の確保に努めます。

④ 青少年の健全育成

- 青少年が、スマートフォン等、インターネットを通じて有害情報に接することや、トラブルに巻き込まれることのないよう啓発活動を推進します。
- 有害な図書など青少年の健全な成長を阻害するおそれのある環境から、青少年を保護するため、「三重県青少年健全育成条例」に基づき、青少年総合支援専門員による携帯電話販売店や有害図書販売店等への立ち入り調査を行います。

⑤ 福祉犯対策の推進

- 子どもたちの福祉を害する犯罪（福祉犯）の被害を受けた子どもたちの発見・保護のため、児童買春・児童ポルノ事犯をはじめとする福祉犯の取締りを推進します。

⑥ 学校施設の安全対策

- 県立学校の計画的な老朽化対策の中で学校施設の防災対策に取り組むとともに、安全対策の強化にも取り組みます。また、市町等の学校設置者に対して防災・耐震対策に係る情報提供と助言を行い、地域における学校等の安全機能の強化を図ります。

数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
学校安全ボランティアの中心となるスクールガード・リーダーの登録者数		

※ 学校における防犯教室等を支援するとともに、通学路の見守りボランティアを行うスクールガード（学校安全ボランティア）の養成や指導・助言等を行うスクールガード・リーダーの登録者数（三重県教育委員会調べ）

Handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through.

施策名	(4) 不登校児童生徒への支援
-----	-----------------

めざす姿

不登校の子どもたちの意思が尊重され、将来の社会的自立に向けて個々の状況に応じた支援体制が整っており、子どもたち一人ひとりが社会性や自立心を育みながら、互いに尊重し合う態度を身につけ安心して学んでいます。

現状と課題

- ① 不登校児童生徒等の学習の機会を確保するために、平成 28 (2016) 年 12 月に「教育機会確保法¹」が制定されました。この法の趣旨をふまえ、不登校はどの児童生徒にも起こり得るものであるという認識のもと、休養の必要性を考慮しながら、不登校児童生徒の意思を尊重し、個々の状況に応じた支援を行うことが重要です。
- ② 全国でも本県でも不登校児童生徒は年々増加傾向にあり、不登校の要因・背景はより多様化・複雑化しています。子どもたちが安心して学ぶことができる居心地のよい学校づくりや魅力ある学校・学級づくりを進めることが大切です。
- ③ 学校や相談機関等と関わりを持っていない不登校児童生徒が一定数いることから、不登校児童生徒の社会的自立をめざして支援する教育支援センター（適応指導教室）等の機能強化を促進する必要があります。
- ④ 学校以外の場に通う不登校児童生徒の状況等について、学校は継続的に把握し、フリースクールなど関係機関等と連携した支援を行う必要があります。
- ⑤ 不登校児童生徒に寄り添い、共感的理解と受容に基づく支援ができるよう教職員の資質向上を図る必要があります。

主な取組内容

- 1 新たな不登校を生まない環境づくり
 - ・ 子どもたちが安心して学べる魅力ある学校・学級づくりのために、学校行事の運営等、子どもたちの自主的・自律的な活動をとおして「絆づくり」「居場所づくり」を推進するとともに、不登校児童生徒がいつでも登校できるよう、安心して学校生活を送る環境を整え、個々の状況に応じた支援を行います。
 - ・ 子どもたちへのアンケート調査や日常の観察、教育相談等による実態把握をとおして、子どもの理解に努めます。
 - ・ 中学 1 年生で不登校が増加する「中 1 ギャップ」に対応するため、小学校と

¹ 教育機会確保法：義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律。不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等を総合的に推進することを目的とする。児童生徒の意思を十分に尊重して支援が行われるよう配慮することや不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること等の附帯決議が付されている。

中学校とが密接な情報共有を行うなど連携した途切れのない支援を行い、新たな不登校を生まない環境づくりに取り組みます。

2 多様で適切な不登校支援の促進

- ・ 不登校児童生徒や保護者への支援を専門的に行う教育支援センター（適応指導教室）が、通所している子どもたちの支援に加え、通所できない子どもたちに対しても訪問型の支援を実施するなど、地域における不登校支援の中核となるよう機能強化を促進します。
- ・ 不登校児童生徒の学校外での学びについては、子どもの意思を尊重するとともに、個々の子どもや家庭の状況に応じて地域支援センター（適応指導教室）やフリースクールなど関係機関等と連携して、不登校児童生徒の社会的自立に向けて支援します。
- ・ 子どもたちの自己肯定感を高めるために、教育支援センター（適応指導教室）やフリースクールなどが行う体験活動等への支援を行います。

3 学校内外の教育相談・支援体制の充実

- ・ 子どもたちが抱える悩みを早期に発見するために、教職員やスクールカウンセラーによる教育相談体制を充実します。また、教職員や保護者に対して臨床心理士等による専門的な相談や指導・助言を行います。
- ・ 個々の子どもや家庭の状況に応じて、スクールソーシャルワーカーが福祉等の関係機関と連携した支援を行います。
- ・ 学校と教育支援センター（適応指導教室）およびフリースクール等とが情報共有できる仕組みを整備するとともに、フリースクール間での情報交換等ができる機会を検討します。

4 教職員の教育相談に関する専門性の向上

- ・ 教職員のカウンセリングマインドの向上や個々の子どもに応じた支援の方法について学ぶため、カウンセラーを講師に招いた研修会等を実施します。
- ・ 地域の教育支援センター（適応指導教室）の指導員の資質向上を図るため、事例検討会等の各種研修会を支援します。

数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
不登校児童生徒が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けた割合		

※校内のスクールカウンセラーや校外の教育支援センター等に相談したり、指導等を受けたことのある小・中・高等学校における不登校児童生徒の割合（文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」）

施策名	(5) 学びのセーフティネットの構築・学びの継続
-----	--------------------------

めざす姿

子どもたち一人ひとりに応じたさまざまな支援が適切に行われることにより、家庭の経済的な環境等に関わらず、子どもたちが意欲的に学んでいます。また、やむを得ず高等学校を中途退学した人や事情により高等学校に進学しなかった人が学ぶ機会や中途退学後に支援を受ける機会が整っています。

現状と課題

- ① 我が国の子どもの貧困率は13.9%（平成27（2015）年）で、依然として高い状態にあり、家庭の経済状況や環境等によって、子どもたちの進学機会や学力等にも差が生じているとの指摘があります。また、教育格差が原因となって、貧困の連鎖につながるものが危惧されています。改正された「子どもの貧困対策推進法」では、貧困の連鎖を断つことだけでなく、現在の子どもたちの生活を改善することにも注力すべきとされています。
- ② 家庭環境が子どもたちに与える影響は大きく、家庭の経済的困難に起因してさまざまな課題が発生する傾向があると考えられるため、個々の状況に応じた教育相談や支援体制の充実が必要です。
- ③ 家庭の経済的な環境等が原因で、子どもたちの自尊感情や学習・進路選択に対する意欲が低下しないようにする必要があります。
- ④ 平成26（2014）年以降、就学支援金が支給される世帯には高等学校の授業料負担はありませんが、授業料以外（学年会費、PTA費等）の費用は、特に低所得者世帯に負担となっています。
- ⑤ 高等学校においては、さまざまな事情から中途退学に至る生徒が存在します。生徒が学校生活や学業になじみやすい環境を整えるとともに、やむを得ず中途退学に至った生徒には、関係機関と連携した適切で途切れのない支援をしていく必要があります。
- ⑥ 義務教育未修了者、不登校児童生徒、日本語指導が必要な外国人、高校に進学しなかった人、高校中途退学者等、さまざまな事情により学びを必要とする人が、多様な学びの場で教育を受ける機会を確保・支援していく必要があります。
- ⑦ 里親や児童養護施設等の社会的養護のもとで生活している子どもたちに対する理解を深めるとともに、児童相談所等の関係機関との連携強化を図っていく必要があります。

主な取組内容

1 教育相談と支援体制の充実

- ・ 学校を子どもの貧困対策のプラットフォーム¹として位置づけ、スクールカウンセラーを活用した教育相談体制やスクールソーシャルワーカーによる地域の福祉等の関係機関と連携した支援体制を充実します。

2 自尊感情の向上と学習の支援

- ・ 教育的に不利な環境のもとにある子どもたちの自尊感情、学習・進路選択に対する意欲を高めるために、学校・家庭・地域が連携して学習支援や体験活動等に取り組む子ども支援ネットワークの活動を促進します。
- ・ 子どもたちに対する学習支援が一層充実するよう、地域未来塾²などの地域の方々等の協力による学習支援活動を促進します。
- ・ ひとり親家庭や生活困窮家庭（生活保護世帯を含む）等の子どもたちへの学習を支援します。

3 就学に係る経済的支援の推進

- ・ 授業料以外の就学に必要な経費負担を軽減するため、低所得世帯の保護者に対し、返還不要の高校生等奨学給付金を支給します。
- ・ 経済的な理由により高等学校等における修学が困難な生徒を支援するため、無利子で三重県高等学校等修学奨学金を貸与するとともに、これらの制度のきめ細やかな周知を行っていきます。

4 高校中途退学への対応

- ・ 進学を希望する中学生が、自らの興味・関心や適性に基づいて目的意識を持って進学できるよう、高校の教育内容や特色を周知するとともに、中学校における進路指導やキャリア教育を充実します。
- ・ 生徒が高等学校での生活に早期に適応し、意欲を持って学習できるよう、入学当初にガイダンスや個別面談等を実施するとともに、キャリア教育の充実に取り組みます。また、教職員やスクールカウンセラーによる教育相談体制を充実します。
- ・ 学ぶ意欲のある生徒や、やむを得ず中途退学に至った生徒に対し、学習の継続や学び直しの機会として、転入学や編入学制度を適切に活用した生徒の進路選択を支援します。また、地域若者サポートステーション等の関係機関との連携を図り、社会参画につながるよう支援します。

¹ 学校を子どもの貧困対策のプラットフォーム：国の「子供の貧困対策に関する大綱」の教育の支援において用いられているキーワード。ここでは、学校を核として、さまざまな関係者や専門家がつながり、子どもたちを多面的にサポートするとの趣旨で用いている。

² 地域未来塾：経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていなかったりする中学生等への学習支援。

5 社会的養護が必要な子どもたちへの支援

教職員等に対し、里親や児童養護施設のもとで生活している子どもたちへの理解促進や里親委託制度の周知を図ります。また、社会的養護が必要な子どもたちに対して、関係機関との連携による必要な支援を行います。

数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率		

※ 生活保護世帯に属する生徒であって、中学校を卒業した翌年度に高等学校等に入学した者の割合
(厚生労働省「就労支援等の状況調査」)

数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
高等学校(全日制)における中途退学率		

※ 全日制高等学校へ入学した生徒のうち、中途退学した生徒の割合 (文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)

施策名	(6) 学校施設の充実
-----	-------------

めざす姿

老朽化や耐震への対応が進むとともに、生活様式の変化にも対応した、安全で快適な学校施設で子どもたちが安心して学校生活を送っています。

現状と課題

- ① 学校施設は、子どもたちが学習など学校生活で多くの時間を過ごす施設であるとともに、地震や台風などの災害時には避難所としての役割も果たす施設であるため、安全・安心を確保することが必要です。
 県立学校では、これまで校舎の耐震化や屋内運動場等の天井等落下防止対策に注力してきましたが、昭和40年代から50年代に建築された校舎が約半数であることから、計画的に老朽化対策を進めていくことが必要です。
- ② 命に関わるような猛暑に備えるため空調整備の取組を進めていますが、トイレなどの設備においても学校と家庭とのギャップが大きくなっています。子どもたちが安心して快適に学校生活を送ることができるよう、設備面での機能向上を図ることが必要です。
- ③ 多様な人びとの利用に配慮した誰もが利用しやすい施設が求められています。学校施設においてもユニバーサルデザインの考え方に基づいた改修を進めていくことが必要です。
- ④ 学校施設においても、環境負荷の低減やあたたかみの感じられる学習の場づくりにも配慮し、省エネルギー化や県産木材等を利用した整備を進める必要があります。
- ⑤ 超スマート社会を見据え、時代に即した学習内容や学習形態の多様化に対応できる弾力的な学校施設づくりを進める必要があります。

主な取組内容

- 1 老朽化対策の推進
 - ・ 県立学校において、屋上・外壁など校舎の経年劣化の修復や給排水設備や電気設備の更新を計画的に進めます。また、小中学校等においても、老朽化対策が推進されるよう、市町等教育委員会への情報提供や助言を行います。
- 2 快適な学習環境づくりの推進
 - ・ 県立学校において、猛暑に備えるため、空調設備の整備・更新を進めます。また、トイレについては、生活様式の変化に対応するため、老朽化対策とあわせて大便器の洋式化や乾式清掃の床への転換など、機能面の向上を計画的に進めます。

- ③ バリアフリー化の推進
- 県立学校で学ぶ子どもたちの実情に応じたバリアフリー改修を引き続き進めるとともに、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく整備を行います。また、小中学校等においても、バリアフリー化が推進されるよう、市町等教育委員会への情報提供や助言を行います。
- ④ 自然環境を考慮した施設整備・改修の実施
- LED照明への更新を進めるなど、県立学校の省エネルギー化を推進するとともに、「みえ公共建築物等木材利用方針」に基づく整備を行います。
- ⑤ 学習内容の変化に配慮した施設整備・改修の実施
- 県立学校の整備・改修の際には、情報関連設備等の増設を想定するとともに、学習形態にあわせて間仕切等の変更が可能となるよう配慮し、学習内容や学習形態の変化に柔軟に対応できるよう取り組みます。

数値目標		
指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
学校施設の長寿命化計画に係る長寿命化改修に着手した建物数		

※ 本年度に県立学校施設の長寿命化計画を策定する予定であり、その計画において定めた長寿命化改修に着手した建物の数。(三重県教育委員会調べ)

基本施策5

地域との協働と信頼される学校づくり

基本施策のめざす姿

学校と保護者・地域の方々が、目標やビジョンを共有し、一体となった教育活動が進められ、子どもたちの学びと育ちを地域全体で支える体制が整っています。また、学校の特色化・魅力化が進むことや、教職員が指導力を高め意欲的な指導を実践することで、子どもたちが自分の興味・関心や将来の目標に応じて主体的に学び、豊かな人間性や学ぶ力を身につける教育が行われ、県民からの信頼を得ています。

基本的な考え方

子どもたちの多様な学びと育ちを支えるため、学校・家庭・地域が一体となった教育活動の推進が求められています。また、行政や学校、一人ひとりの教職員等においては、地域との協働の基盤となるものとして、県民の方々からの「信頼」を確保していくことが求められています。

この基本施策では、「教育への県民力への結集」による教育の実現に向けた施策、地域との協働の基盤となる、県民の方々からの行政や学校、教職員等への「信頼」の確保に向けた施策を展開し、着実に取り組んでいきます。

【基本施策5を構成する施策】

- 1 地域とともにある学校づくり
- 2 学校の特色化・魅力化
- 3 教職員の資質向上とコンプライアンスの推進
- 4 学校における働き方改革の推進
- 5 家庭の教育力の向上
- 6 社会教育の推進と地域の教育力の向上
- 7 文化財の保存・継承・活用

基本施策の数値目標

目標項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
コミュニティ・スクールに取り組んでいる 小中学校の割合		

※コミュニティ・スクールを導入している公立小中学校の割合

施策名	(1) 地域とともにある学校づくり
-----	-------------------

めざす姿	保護者や地域の方々が学校運営に参画し、学校・家庭・地域が一体となった教育活動が進むとともに、地域の特色や資源を活かした教育が行われることにより、地域全体で子どもたちの学びと育ちを支える体制が整っています。
------	--

現状と課題	<p>① 「よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創る」という目標のもと、子どもたちが変化の激しい社会を生きるために必要な資質・能力を、学校と地域が連携・協働して育てていくことが求められています。</p> <p>② 学校運営に地域の方々や保護者等が参画することを通じて、学校・家庭・地域の関係者が目標や課題を共有し、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に地域の方々や保護者等の意見を反映させるとともに、共に知恵を出し合い、地域ならではの特色を生かした学校づくりを進めていくことが求められています。</p> <p>③ 地域と学校がパートナーとして、地域全体で子どもたちの豊かな成長を支える活動、共に地域を創生する活動が進むよう、全ての地域において、地域と学校をつなぐコーディネーターを配置する必要があります。</p> <p>④ 各学校において、保護者や地域の方々の意見を取り入れながら評価・改善活動を一層充実するとともに、保護者や地域の方々と連携・協働して教育活動や学校運営の質的向上を図っていく必要があります。</p>
-------	--

主な取組内容	<p>1 「地域とともにある学校づくり」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校が地域の方々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育てるため、地域とともにある学校づくりサポーターを学校等に講師として派遣し、期待される効果や先進事例を紹介することなどを通じて、コミュニティ・スクール¹の仕組みを導入する市町や学校の拡充に取り組みます。 ・ 地域の方々の知識や経験、技能を活用した学習や体験活動等の効果的な取組
--------	--

¹ コミュニティ・スクール：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に基づいて、学校の運営及び運営への必要な支援に関して協議する機関である学校運営協議会を導入した学校。学校運営協議会の主な役割として、以下のものが挙げられる

- ・ 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- ・ 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べるができる
- ・ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

事例の普及により、地域と学校が連携・協働して行う取組の促進に努めます。

- ・ これまでに取り組みられてきた学校支援地域本部²の活動等を基盤として、地域学校協働本部³への発展を促進します。
- ・ 高等学校の生徒が、学んだ知識や技術を生かし、地域の方々を対象とした料理教室・製菓教室を開催したり、パソコン講座における講師等を担ったりするなどの取組を推進します。

2 地域と学校をつなぐコーディネート機能の強化

- ・ 地域学校協働本部において、地域と学校をつなぎ、学校を核とした地域活動の企画・調整等を担うコーディネーターの資質向上に向け、交流会や研修等を実施します。
- ・ 地域と学校の連携・協働による取組が継続・発展するよう、それぞれの地域で活動するコーディネーターの確保と養成を進めます。

3 学校マネジメントの充実

- ・ 子どもたちや保護者、地域の方々から信頼される活力ある学校づくりに向け、各学校が、対話と気づきを重視しながら、学習者の視点に立った継続的な改善活動を進めるとともに、学校自己評価および保護者・地域の方々等による学校関係者評価をふまえた改善活動に取り組めます。
- ・ 学校教育の効果を常に検証して改善すること、教育内容と、地域の人材・施設等を効果的に組み合わせる活用すること等、各学校の教育目標の実現に向け教育活動の質の向上をめざすカリキュラム・マネジメントに関する研修を実施します。

数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
家庭や地域と一体となった教育活動が行われている学校の割合		

※ 保護者や地域の方々が参画した授業支援や、児童生徒に対する教科指導等の学習支援が行われている公立小中学校の割合（三重県教育委員会調べ）

² 学校支援地域本部：学校の教育活動を支援するため、地域の方々の学校支援ボランティア等への参加をコーディネートする組織で、いわば「地域につくられた学校の応援団」。地域の方々が学校を支援する取組を組織的なものとし、学校の求めと地域の力をマッチングして、より効果的な学校支援を行い、教育の充実を図ろうとするもの

³ 地域学校協働本部：従来の学校支援地域本部等の活動を基盤に、「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「ネットワーク化」を目指す新たな体制のこと。コーディネート機能を強化し、より多くの、より幅広い層の地域の方々の参画を得ながら、子どもたちの成長を地域で担っていく。また、地域と学校の協働活動を推進する体制として、持続可能な地域社会を構築する観点から、地域の方々や団体等のネットワーク化等を進めていく

施策名	(2) 学校の特色化・魅力化
-----	----------------

めざす姿

幼稚園等から高等学校まで校種を越えた連携が進み、子どもたちが各学校で目標に向かって意欲的に学んでいます。また、高等学校の特色化が進み、子どもたちが自らの興味・関心や将来の進路希望に応じて学校を選択し、主体的に学び、社会性を育む場となっています。

現状と課題

- ① 学校種を移行する節目の時期には、生活環境や学習環境が大きく変化し、子どもたちが学校に十分適応できない状況が生じやすい傾向があり、各校種における一貫したきめ細かな指導が求められています。こうした中、本県においては、小中一貫教育校の設置が進められています。
- ② 本県では、県内各地域への総合学科の設置、普通科への特色あるコースの設置や工業専攻科の設置等、生徒・保護者や地域のニーズ等に対応した学科・コースの新設・改編を進めてきました。また、スーパーサイエンスハイスクールにおける先進的な理数教育や、デュアルシステム等産業界と連携した職業教育等、特色ある取組を推進しています。超スマート社会(Society5.0)の到来やグローバル化の進展、人口減少等社会が急速に変化する中で、新たな社会を牽引する人材や地域を支える人材を育成する学校づくりが求められています。
- ③ 少子化による人口減少が課題となっている中で、県内大学や企業、地域の方々や職業人等との連携を一層推進することにより、将来、地域を創造していくことができる人材育成につなげる必要があります。
- ④ 少子化の急速な進行により、小中学校では従来の学校規模の維持が難しくなるなどの状況が生じています。また、高等学校では、1校あたりの学級数が減少しており、1学年3学級以下の小規模校等で地域と連携した活性化の取組を進めています。今後さらなる生徒数の減少が見込まれる中、どのようにして教育の質を担保していくかなど、学校のあり方について検討を進める必要があります。

主な取組内容

- 1 幼児期からの一貫した教育の推進
 - ・ 校種を越えた相互交流や引継ぎ方法の研究等について、市町と連携しながら取り組むことで、子どもたち一人ひとりの学習意欲の向上および能力の伸長に努めます。
 - ・ 小1プロブレム¹の解消等、幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けて、幼稚園・認定こども園・保育所と小学校が連携した取組を充実します。
 - ・ 小中一貫した教育を推進するため、情報提供を行うとともに小中学校教職員の交流促進や小中学校両方の教員免許を有する教職員の適切な配置等に努めます。

¹ 小1プロブレム：小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動がとれない、授業中に座ってられない、先生の話を受けないなど、学校生活になじめない状態が続くこと。

- ・ 中高一貫教育については、その理念や期待される教育効果、課題を明確にしつつ、県内各地域の状況やニーズ等をふまえた検討を進めます。
- ・ 大学教員等による高等学校での出前授業、高校生の大学での講義受講、大学の施設等を利用した実験・実習、高校生と大学生が学びあう場の創出等、高等学校と大学の連携に取り組めます。

2 高等学校の特色化・魅力化

- ・ 各学校において、教育課程の工夫・改善等に取り組み、学校の特色を生かして理数教育、英語教育、職業教育等、選択幅の広い教育の推進や活力ある教育活動を展開します。
- ・ 生徒の約6割が在籍する普通科について、生徒の学習意欲と関心を一層喚起できるように、各学校の果たす役割や地域の状況に応じたコースの設置等の特色化について検討を進めます。
- ・ 生徒自らが深く考える学習や周囲と協力して課題を解決する活動、社会の一員としての自覚と責任を育む教育等を推進します。
- ・ 地域産業の担い手や高い専門性を備えた職業人を育成するため、地元の自治体、高等教育機関、産業界等と連携して、企業における実習や専門家による技術指導、地域の資源を生かした商品開発等実践的な職業教育を推進します。(再掲)
- ・ これまでの活性化の方向性や、各地域の県立高等学校活性化推進協議会等の意見をふまえ、新しい時代のニーズに応じた学科改編や、教育内容・方法の工夫・改善等を推進します。

3 地域の特色を生かした学校づくり

- ・ 地域とともに生きる自立した社会人の育成をめざして、専門性を持つさまざまな分野の人材をキャリア教育等に活用するとともに、地域社会の課題解決等を通じて体験と実践を伴った探究的な学びを進めるなど、地域の特色や資源を生かした学校づくりを進めます。
- ・ 各学校の教育内容をより魅力あるものとするため、家庭・地域と連携した体験活動を充実するとともに、学校や地域の特色を生かした道徳教育、郷土教育、環境教育等を進めます。

4 望ましい学校規模と配置の促進

- ・ 小中学校の適正規模・適正配置をめざし学習環境の改善に取り組む市町等教育委員会に対して、本県および他県における取組状況等の情報提供を行います。
- ・ 県立高等学校の望ましい学校規模と配置について、生徒数の減少を見据えつつ、高等学校が活力ある教育活動を行い、生徒の社会性を育む場であり続けられるよう、地域の状況や学校の果たす役割、学校の特色等に配慮しながら検討を進めます。

数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
地域や産業界等と連携し、学校の特色化・魅力化に取り組んでいる県立高等学校の数		

※ 地域等の課題に対して、地域や産業界等と連携して課題解決型学習や人材育成等に取り組んでいる県立高等学校の数(三重県教育委員会調べ)

施策名	(3) 教職員の資質向上とコンプライアンスの推進
-----	--------------------------

めざす姿

教職員がコンプライアンス意識を高く持ち、豊かな人間性と高い専門性を身につけ、保護者や県民の皆さんからの信頼を得て、家庭・地域と連携・協働しながら、未来の創り手となる子どもたちに必要な資質能力を育む教育を実践しています。

現状と課題

- ① 教職員は、教職生活全体を通じて学び続けることで、教育的愛情・コンプライアンス意識・コミュニケーション力等の素養や、授業力・生徒指導力・学校組織運営力等の専門性を高めることが求められています。
- ② 教職員自らが職責・経験等に応じて計画的・効果的に資質能力の向上に努めることができるよう、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を策定しました。
- ③ これからの社会を担う子どもたちには、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動する力を育むことが求められていることから、教職員は、何を学ぶかだけでなく、どのように学ぶかも重視して授業改善に取り組むことで、授業力を高めていく必要があります。
- ④ 学校には、教育活動の質を向上させ、学習効果を高めることが求められていることから、教育内容や時間の適切な配分、実施状況に基づく検証・改善、学校内外の人的・物的資源の活用等を進めていく必要があります。
- ⑤ 経験豊かな教職員の退職と若手教職員の増加に伴い学校組織における年齢構成が大きく変化していることから、これまでの教育実践の蓄積を引き継ぎつつ、若手教職員を育成する必要があります。
- ⑥ 外国人児童生徒教育や特別支援教育、いじめ問題等、学校を取り巻く状況が多様化・複雑化していることから、教職員が高い専門性を身につけるとともに、組織的に対応する必要があります。
- ⑦ 教職員が子どもと向き合う時間を確保しつつ研修に参加できるよう、校外研修の方法、場所の工夫、校内研修の充実等、環境の整備をさらに進める必要があります。
- ⑧ 教員採用において、学校現場の多様化・複雑化する課題や取組の状況を理解・把握している人材や、高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を確保する必要があります。
- ⑨ あらゆる機会をとおして教職員のコンプライアンス意識の向上に取り組んできましたが、依然として不祥事が発生しており、教育への信頼が揺らいでいる状況にあります。不祥事の根絶に向け、県教育委員会と市町等教育委員会が連携し、一層の取組を推進する必要があります。

主な取組内容

1 ライフステージと職種に応じた研修の実施

- ・ すべての教職員がコンプライアンスをはじめとする素養や、授業力等の高い専門性を身につけられるよう、経験や職種に応じた研修を系統的かつ体系的に実施します。
- ・ 学校における授業改善や教育活動が組織的かつ計画的に推進されるよう、管理職、主幹教諭、指導教諭および事務職員等のマネジメント力の向上に向けた研修を実施します。

2 授業力向上に向けた研修の実施

- ・ 子どもたちに「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を育むことができるよう、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善につながる研修を実施します。
- ・ 算数の「割合」「図形」、言語活動としての「文章を読み解く力・伝える力」等、本県の子どもたちの課題に応じて教職員が各学年の学習のつながりを意識し、より効果的な指導が行えるよう研修を実施します。
- ・ 教職員が複数の教科等と連携を図りながら授業をつくることや、学校教育の効果を常に検証して改善すること、教育内容と、地域の人材・施設等を効果的に組み合わせて活用すること等、各学校の教育目標の実現に向け教育活動の質の向上をめざすカリキュラム・マネジメントに関する研修を実施します。（一部再掲）

3 OJTの推進と中核的リーダーの育成

- ・ 授業研究を中心とした校内研修を組織的・計画的に進める教職員を育成します。特に、指導教諭については、自校を中心に、授業公開や研究授業など、授業改善のための適切な指導・助言が行えるよう、研修の充実および適切な配置に取り組みます。
- ・ 管理職とともに学校経営に参画し、めざす学校像の実現に向けた改善活動を先導する教職員を育成します。特に、主幹教諭については、教頭業務の一定部分を担い、関係主任と連携して管理職を補佐しながら学校組織体制の確立に向けた取組を推進できるよう、研修の充実および適切な配置に取り組みます。
- ・ スクールカウンセラーや教育相談に係る専門機関等を活用し、校内の教育相談体制づくりを推進する教職員を育成します。

4 新たな取組に対応した教職員の専門性の向上

- ・ 「英語教育」「道徳教育」「プログラミング教育」等に対応できる専門性について、教職員一人ひとりが主体的に学ぶ研修を実施します。
- ・ 国と連携し、外国人児童生徒の受け入れ体制の整備や日本語指導の方法等について必要な知識を修得する研修を実施します。
- ・ 社会的な視野を広げるとともに、対人関係能力の向上をめざし、社会で学ぶ研修を実施します。

5 研修に参加しやすい環境の整備

- ・ 市町等教育委員会や教育研究所との連携による研修を地域で開催する等、教職員が参加しやすい環境を整えます。
- ・ 自分の課題に応じて、いつでも、どこでも研修を受けられるよう、インターネットを活用した研修を実施します。
- ・ 学校を会場として研修を実施する等、校外研修の開催場所や、研修時間の設定について工夫します。
- ・ 学校の課題に応じた出前研修を実施し、校内研修を支援します。

6 教職員育成支援のための人事評価制度の適切な実施

- ・ 教職員の主体的な教育実践や自己啓発を促し、能力・意欲の向上を図るとともに、組織の目標を共有し教職員の協力・協働が進むよう、人事評価制度の適切な運用をとおして教職員の育成につなげます。

7 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材の確保に向けた取組

- ・ 教職員を志す人材を確保するため、高校生や大学生、社会人など様々な立場の方を対象に、ガイダンスや教員採用選考試験説明会を実施します。
- ・ 本県が教員として求める人物像として示す、情熱と使命感、課題解決能力、豊かな人間性を兼ね備えた人材を採用するため、毎年、教員採用選考試験の実施方法、応募要件等の点検・見直しを行い、改善に取り組みます。
- ・ 教職を志す学生において本県の学校教育の現状に対する理解が深まるよう、大学と連携して、教職に係る講座を教育委員会の職員が部分的に担当し実施します。

8 不祥事0（ゼロ）およびコンプライアンス意識の確立に向けた取組

- ・ 平成30（2018）年度に策定した「県教育委員会における不祥事根絶の取組について」に基づき、不祥事0（ゼロ）に向け取り組みます。
- ・ 教職員一人ひとりが常に自己の使命と職責の重大さを認識し、コンプライアンスを自分事として捉えることにより、教育に対する県民の皆さんの信頼の確保に努めるよう、各種会議や管理職による面談等、あらゆる機会を通じて、綱紀粛正および服務規律の確保を徹底します。
- ・ 年次別研修や校内の研修等において、不祥事の未然防止やコンプライアンスについての研修を実施することにより、教職員のコンプライアンス意識を高めます。
- ・ 県立学校は、各校で策定した「信頼される学校であるための行動計画」に基づき、学校全体で不祥事根絶およびコンプライアンス意識の確立に向け取り組みます。小中学校においても、市町等教育委員会と連携して不祥事0（ゼロ）に向けたより一層の取組を進めます。
- ・ 不祥事0（ゼロ）およびコンプライアンス意識の確立に向けた取組については、定期的に実施状況を確認し、実効性あるものとなるよう検証および見直しを行います。

数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
授業で主体的・対話的に学習に取り組んでいると感じる子どもたちの割合		

※ 「授業で主体的・対話的に取り組んでいる」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合。

数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
コンプライアンスの徹底に取り組んだ所属・公立学校の割合		

※ 組織マネジメントシート(教育委員会事務局)、学校マネジメントシートまたは行動計画(県立学校)、学校経営の改革方針等(小中学校等)において掲げたコンプライアンスに係る目標について、年度末時点で「達成済み」となった割合

施策名	(4) 学校における働き方改革の推進
-----	--------------------

めざす姿

教職員の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で授業の改善や子どもたちと向き合う時間を確保しながら、日々の生活の質や教職員としての人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、より効果的な教育活動を持続的に行っていきます。

現状と課題

- ① 社会の変化に伴い、生徒指導上の課題や特別な支援を要する児童生徒、日本語指導が必要な外国人児童生徒が増加するなど、学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、全国の教職員の労働時間の長時間化が看過できない状態であることが明らかになりました。
- ② 本県ではこれまで、総勤務時間の縮減に向けて制度の改善や県全体で統一した目標の設定などの取組を進めてきましたが、本県の教職員の勤務状況は、全国と同じく、月45時間を超える時間外労働に従事する者が少なくない状況です。
- ③ 令和2(2020)年4月から、教員の勤務時間の上限に関する方針を定め、特別な場合を除き、教員の時間外労働は月45時間、年360時間を超えないものとし、その実現のため、業務の削減や明確化・適正化、必要な環境整備等、教職員の長時間労働の是正に向けた取組を着実に実施していく必要があります。
また、国は、学校及び教員が担ってきた業務を整理しており、これらの業務の役割分担及び適正化を着実に実行するためには、地域や保護者の理解や支援を得る必要があります。
- ④ 保護者や地域の要望や意見が複雑化・多様化する中、教職員だけでは対応が難しい状況となっており、引き続き、専門スタッフや外部人材の充実およびその派遣等の支援が必要です。
- ⑤ 子育てや介護等の理解や支援を含めて教職員同士が互いを認めあい、さまざまなハラスメントがなく協力し合える組織風土づくりを一層進める必要があります。
- ⑥ 障がいの有無にかかわらず、すべての教職員がやりがいを持っていきいきと働き続けられる職場環境づくりに取り組む必要があります。
- ⑦ 教職員の業務の多忙化と困難化が増し、心身のストレスの高まりをもたらしています。特に心の健康をそこなう教職員の割合が全国平均よりも高い水準にあることから、支援体制を充実させていく必要があります。

主な取組内容

1 時間外労働時間削減に向けた取組

- ・ 勤務時間の上限に関する方針等に基づき時間外労働の削減が実効性をともなうよう業務の削減や簡素化・効率化に取り組みます。
- ・ 勤務時間の客観的な把握の方法について検討し、時間外労働を含む勤務時間管理の徹底を図ります。
- ・ 時間外労働時間の削減のために、学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化を進めるとともに、調査・会議等の見直し、ICTを活用した教材のデータベース化の推進などに取り組みます。
- ・ 各学校で、働き方改革に係る議論を通じて取組の目標を定めるとともに、校長がリーダーシップを発揮して学校における働き方改革を推進できるよう取り組みます。

2 各種課題対応のための専門家や外部人材の活用

- ・ 学校や子どもたちの実情をふまえた専門スタッフや外部人材等の効果的な配置に取り組みます。
- ・ 専門的な知識や経験を有する専門スタッフとして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等の配置や派遣に取り組むとともに、事務負担軽減のため外部人材として、スクール・サポート・スタッフ等を配置します。また、地域の方々の知識・技能を活用した学校支援活動などの取組や学校支援体制づくりを促進します。

3 職場環境や組織風土づくりの改善を一層推進するための取組

- ・ 校長をはじめとするすべての教職員が、学校マネジメントについて理解を深め、対話と気づきによる継続的な改善活動を実践するために、学校改善活動(学校マネジメント)研修を実施します。
- ・ セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメントのない職場づくりに取り組むとともに、「子育てアクションプラン」に基づく次世代育成を支援する職場風土づくりを進めます。
- ・ 平成31年3月に策定した「三重県教育委員会における障がい者雇用の推進方策」に基づき、障がいのある教職員がやりがいを持っていきいきと働き続けられるよう、管理職をはじめ、職員が障がい者に対する理解を深めるとともに、個性と能力を発揮できるよう、障がい者一人ひとりが置かれている状況をふまえ、働き方や業務内容、サポート体制を工夫し、障がいのある方にとって働きやすい職場環境づくりに取り組みます。
- ・ 職場環境や組織風土の状況を把握し対応するために、教職員の満足度を定期的に調査・分析します。
- ・ 保護者や地域に対して学校における働き方改革に係る理解を進めるよう取り組みます。

4 教職員の健康管理対策

- ・ 教職員の安全と健康の増進に向け、安全衛生委員会等の安全衛生体制の充実を図り、職場巡視や安全衛生研修を実施するとともに、定期健康診断、事後指導および感染症対策等による疾病予防対策を進めます。また、過重労働に該当する教職員の健康状態や疲労度の把握に努め、校長や産業医による面接を行います。

5 教職員のメンタルヘルス対策

- ・ 教職員への啓発や各種研修の充実を図るとともに、すべての公立学校でストレスチェックを実施し、その結果を活用して教職員自らが積極的に心身の健康づくりに取り組めるよう支援します。
- ・ 心身の不調が認められる教職員への専門家による相談を実施し、早期対応によるメンタル不調の予防と回復を支援します。
- ・ 精神神経系疾患により休暇及び休職中の教職員の円滑な職場復帰と再発防止のため、職場復帰訓練や臨床心理士による支援を実施します。
- ・ 校長・教頭等への研修や専門医・臨床心理士による相談を実施し、管理職による教職員のメンタルヘルスケアを支援します。

数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
教職員の負担軽減が進むことで教育の充実が図られた学校の割合		

※ 学校における働き方改革に取り組むことで、教職員の子どもに向き合う時間が増加するなど効果的な教育活動につながっている、と回答した学校の割合（三重県教育委員会調べ）

Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in several paragraphs and appears to be a formal document or report.

施策名	(5) 家庭の教育力の向上
-----	---------------

めざす姿

家庭において、子どもたちの豊かな情操や人を思いやる心が育まれており、基本的な生活習慣、学習習慣が身についています。また、社会全体で家庭を支える気運が醸成され、家庭教育の応援に向けた多様な取組が積極的に進められています。

現状と課題

- ① 家庭教育は全ての教育の原点であり、基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやり、規範意識、自立心や自制心、社会的なマナー等を身につけるとともに、自己肯定感を高める上で重要な役割を担っています。
- ② 地域のつながりの希薄化や少子化の進行、共働き家庭の増加をはじめとする近年の環境変化の中で、家庭のあり方は多様化し、子育てや家庭での教育に不安や悩みや不安を持つ保護者が増加しています。
- ③ 子どもの健やかな成長のためには、「早寝・早起き・朝ごはん」などの基本的な生活習慣、学習習慣、読書習慣、運動習慣等の生活習慣を身につけることが大切ですが、生活習慣が身につけていない子どもが多くいます。
- ④ 家庭における男性の家事・育児時間が著しく短く、また、育児休業の取得を希望する男性が増加している一方で、実際の取得率は低い状況であることから、男性の育児参画について、仕組みづくりとともに、社会全体で意識を高めていく必要があります。

主な取組内容

- 1 保護者と子どもの学びの応援
 - ・ 妊娠期から学齢期の子を持つ親同士が、子育てに関するテーマをもとにさまざまな悩みや思いを語り合い、その中で気づきを得たり、学んだりできるワークショップ（みえの親スマイルワーク）を、就学時健診等の保護者が多く集まる場を活用して開催するとともに、この取組が広く展開されるよう市町等に働きかけます。
 - ・ 家庭教育に関心を持つきっかけづくりや、子育てや家庭教育のヒント・気づきにつながるような内容のリーフレット等を作成・活用し、保護者の学びにつなげます。
 - ・ 自然体験を通じて子ども自らが考え、主体的に行動し、他者との関わりの中で共に支え合う「生き抜いていく力」を育む野外体験保育の普及を進めます。
- 2 家庭教育を応援する人材の養成
 - ・ 地域の実情に応じて家庭を支える人材の養成のための講座を開催するなど、

家庭のニーズをふまえながら市町と連携して人材の養成を進めます。

- ・ 「みえの親スマイルワーク」の進行役（ファシリテーター）の養成を、三重県PTA連合会・PTA安全互助会や市町と連携し進めます。
- ・ 幼稚園教諭や保育士等が保育現場で求められる専門性を高める研修等を実施し、保護者対応や家庭の支援に関する教職員等の資質向上を図ります。
- ・ 放課後児童支援員認定資格研修や子育て支援員研修（放課後児童コース）を実施し、学校や地域のさまざまな社会資源等と連携して、子どもの育成支援や家庭の子育て支援に取り組む人材の資質向上を図ります。

3 子どもの習慣づくり

- ・ 「みえの学力向上県民運動」を引き続き実施し、子どもとの関わり方や家庭学習の取組方法等について、学校・家庭・地域が共に考える機会を通じて周知するなど、生活習慣・学習習慣・読書習慣等の確立を推進します。（再掲）
- ・ 保護者や子育て支援関係者等を対象に、読み聞かせや読書の効果等に関する講座の実施および情報提供等を行うことを通じて、幼児期からの読書の重要性についての周知を図ります。（再掲）
- ・ インターネットの危険性や家庭でのルールづくりの必要性等についての保護者の理解を深めるため、インターネットでのトラブル等に関する資料を県のWebサイトに掲載し、保護者会等での活用を促進します。（再掲）

4 社会全体で家庭を支える気運の醸成

- ・ 企業や子育て支援団体と連携して、子ども条例の趣旨をふまえ、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりを進めます。
- ・ 家庭教育の応援につながる先進的な取組を市町へ周知・普及するとともに、地域人材を養成することで、企業や地域といった社会全体で家庭を支える気運の醸成を進めます。
- ・ 子育てには男性の育児参画が大切という考え方が職場や地域の中で広まるよう、普及・啓発や情報発信、ネットワークづくりといった取組を進めるほか、仕事と育児を両立できる職場環境づくり等について企業等に働きかけます。
- ・ 企業や関係団体と連携して、男性を対象に、子育てに関して家庭においてできることを男性自身が考える場づくりを促進します。

数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
県が関わって実施した「みえの親スマイルワーク」の実施市町数		

※ 子育てに関するテーマについて、親同士が様々な悩みや思いを語り合いながら、気づきを得たり、学んだりできるワークショップである「みえの親スマイルワーク」を、県が関わって実施した市町の数（三重県調べ）

施策名	(6) 社会教育の推進と地域の教育力の向上
-----	-----------------------

めざす姿

社会教育関係団体やNPO等の団体、地域の方々等のさまざまな主体が連携することにより、地域の中で子どもたちを健やかに育む環境が整備されています。また、地域社会の変化に対応した多様な学習機会が提供されています。

現状と課題

- ① 地域社会では、子どもたちの健やかな成長に資するため、体験活動や学習活動の機会が提供されています。さらに地域の教育力を子どもたちの成長に生かしていくためには、PTAや子ども会等の社会教育関係団体や、NPO等の団体、大学等の高等教育機関、放課後子ども教室や家庭教育支援等の関係者等、さまざまな主体との連携を進め、地域社会における教育の充実、拡大を図ることが求められています。
- ② 急速な少子高齢化の進行等による地域社会の変化に伴って、今後の公民館や図書館等の社会教育施設においては、地域学習のほか、子どもを交えた多世代交流、学校と地域の連携促進、防災教育等地域づくりの拠点としての役割が強く求められており、地域の課題や多様な学習ニーズに対応する必要があります。

主な取組内容

- 1 さまざまな主体との連携・協働
 - ・ 地域社会における教育の充実、拡大を図るため、PTAや子ども会等の社会教育関係団体や、NPO等の団体、大学等の高等教育機関、放課後子ども教室や家庭教育支援等の関係者等のさまざまな主体が、情報交換・情報共有をとおして、相互のつながりを形成する機会を提供します。
 - ・ 地域において、子どもたちが安全・安心に放課後を過ごせる居場所を確保し、地域の方々の参画を得て、学ぶ機会や多様な体験・活動が充実するよう、「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」¹の設置・運営について支援するとともに、従事する職員に対する研修の機会を確保し、質の向上に努めます。また、学校施設が積極的に活用されるよう取り組みます。

¹ 「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」：「放課後児童クラブ」は、厚生労働省の所管する「放課後児童健全育成事業」として、共働き家庭等留守家庭の小学校に就学している児童を対象に、放課後等に適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。「放課後子ども教室」は、文部科学省の所管する「地域学校協働活動推進事業」として、全ての児童を対象に、地域の方々等の参画を得て、放課後等に学習や体験・交流活動等を行うもの。現在、本県では、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的あるいは連携して実施することを目標とする「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、市町における設置や運営を支援している。

- ・ 高等教育機関の持つ専門的知識や技能が、学校や公民館活動等で生かされるよう、大学等の学生が実施する出前講座を学校や公民館等に紹介します。
- ・ 子どもたちが農山漁村地域で農作業や自然体験活動をしたり、農林漁業体験民宿等に宿泊し生活体験したりすることにより、自立する力と共生する力を育むことができるよう、地域と連携して体験指導者の育成や受入体制の整備を図ります。

2 地域の課題や多様な学習ニーズへの対応

- ・ 公民館等の社会教育施設が、多様な学習ニーズに応じた学習機会を提供していけるよう、NPO等の団体や、大学等の高等教育機関等のさまざまな主体と連携して、市町の公民館を対象とする地域課題解決型学習の機会を提供するモデル事業を展開します。
- ・ 鈴鹿青少年センターおよび熊野少年自然の家については、県民の皆さんが興味・関心を持って、より幅広く活用できるよう、施設運営の改善に努めます。
- ・ 子どもたちが本県の自然や文化等について興味を持って学ぶことができるよう、三重県総合博物館（MieMu）等の社会教育施設の利用を促進します。

3 社会教育関係者の資質の向上

- ・ 社会教育主事、社会教育委員、社会教育施設の関係者等の研修・交流の場を設けるとともに、市町における先進的な社会教育活動の事例を紹介し、地域の枠を越えた学習と相互の連携を促進します。
- ・ 地域学校協働活動推進を担うコーディネーターの資質向上に向け、交流会や研修等を実施するとともに、地域学校協働活動推進員の養成講座を実施します。（再掲）

数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
公民館等の社会教育活動として、地域課題の解決に向けた取組を行っている市町数		

※ 公民館等の事業に関する調査において、「地域における課題の解決に向けた取組を行っている」という質問に対して、「行っている」と回答した市町の数（三重県教育委員会調べ）

施策名	(7) 文化財の保存・継承・活用
-----	------------------

めざす姿

子どもたちをはじめとする多くの方が文化財について学び、親しみ、その価値についての理解を深めることで、地域の宝である文化財が保存・継承・活用されています。

現状と課題

- ① 本県には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や国指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」等、特色ある歴史や風土に育まれた多くの有形・無形の文化財が残されています。今後、新たに価値が認められた文化財は、指定等の手続きを的確に進め、保護を図っていく必要があります。
- ② 文化財を適切に保存し、次世代へ引き継いでいくことが必要ですが、少子高齢化、過疎化の進行等により、文化財の維持管理や伝統的な民俗行事の継承が困難になっています。また、自然環境の変化による貴重な動植物の絶滅等が危惧されており、保存に向けた対応が求められています。
- ③ 文化財を保存し継承していくためには、広く文化財への理解を深めるとともに、地域社会総がかりで文化財を保存・活用する環境を整え、魅力ある地域づくりに向けた取り組みを進めることが求められています。

主な取組内容

- 1 文化財の調査と指定
 - ・ 文化財を将来にわたって保存、継承するため、県にとって特に重要な文化財については、文化財保護審議会への諮問・答申を経て、指定を行います。また、全国的にみて貴重な文化財については、国指定等となるよう、所有者の意向を確認しながら国への働きかけを積極的に行います。
- 2 文化財の修復と継承
 - ・ 国・県指定等文化財で、修復や再生、継承のための取組が必要なものについては、所有者や市町と調整の上、保存のための支援をするとともに、その活用のための情報発信を積極的に実施します。
 - ・ 民俗文化財の継承については、市町や保持団体と密に情報共有を行い、それぞれの実情に応じた対応を行います。
 - ・ 貴重な動植物等の保護のため、関係機関と連携して、現状把握調査を実施します。

3 文化財の保存・活用の推進

- ・ 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や国指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」については、関連する文化財の新たな価値を発見し、一体として保護する地域の気運を高める取組を進めていきます。
- ・ 県内の文化財について、改正文化財保護法に基づき、県文化財保存活用大綱を策定し運用することにより、地域社会総がかりでの文化財保護への取組方針や、市町に対する県の支援方針を明らかにするとともに、防災及び災害発生時における文化財対応のための県内情報ネットワークを構築します。
- ・ 国・県指定等文化財をはじめとした文化財を適切に守り伝えられるよう、地域社会総がかりでの文化財の保存、活用を計画的に進め、市町による文化財保存活用地域計画の策定を積極的に支援します。
- ・ 子どもたちが郷土を愛し、文化財を受け継ぐ人へと育つよう、市町と連携し、子どもたちを対象とした文化財体験イベントや、学校教育での文化財を活用した学習を進めます。
- ・ 県民の皆さんが文化財への理解を深め、学校教育で活用できるよう、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」、国指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」等の魅力ある文化財について、Webサイトの活用等による情報発信を進めます。また、埋蔵文化財センターで公開講座や展示会開催等の取組を進めるとともに、学校、三重県総合博物館（MieMu）、斎宮歴史博物館等との連携を強めます。

数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
新たな保存活用地域計画のもと、地域社会が一体となって保存・活用・継承に取り組む国・県指定等文化財数		

※ 地域社会総がかりで保存・活用・継承を図るため、市町が今後新たに策定する文化財保存活用地域計画に位置づけられた国・県指定等文化財の数。（三重県教育委員会調べ）

第3章 教育ビジョンの実現に向けて

1 教育ビジョンの進行管理

教育ビジョンの進行管理にあたっては、毎年度、数値目標の達成状況や取組の進捗状況に基づく自己評価結果を、県議会をはじめ三重県教育改革推進会議等の関係会議に報告するとともに、県のWEBサイトで公表します。

また、会議等での意見をふまえて取組の改善を行い、次年度以降の施策展開に生かすなど、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づく進行管理を行います。

2 県民力の結集による教育ビジョンの実現に向けて

子どもたちにこれからの時代に対応していける力を育んでいくとともに、ますます複雑・多様化する教育を取り巻く課題を乗り越えていくためには、学校や行政のみならず、すべての県民が教育の当事者としての自覚を持ち、社会総がかりで本県教育の推進に取り組んでいくことが不可欠となります。

保護者、地域の方々、市町等に対しては、こうした「教育への県民力の結集」の理念のもと、「三重県教育ビジョン」の共有と教育活動への積極的な参画・連携を期待しています。それぞれが期待される役割は次のとおりです。

● 「学校」の役割

学校は、教職員が高い志と使命感を持って子どもたちと向き合うことや家庭・地域と連携・協力することを通じ、子どもたち一人ひとりの持つ可能性を「開花」させ、自立の力、共生の力を育みます。また、学校は、家庭・地域との連携が進むよう、日頃の教育活動等に関する情報の積極的な公開や教職員の資質向上等を図り、信頼される学校づくりを進めます。

● 「家庭」の役割

家庭は、「心の拠り所」として、安心して生活できる環境を整え、深い愛情を持って子どもを温かく育む役割があります。また、家庭は、「教育の原点」、教育の第一義的責任者として、子どもの心身の調和のとれた発達を図るとともに、学校との連携を深め、家庭での教育を通じて、学力・体力の向上、道徳教育等の教育効果を相乗的に高め合う役割があります。

● 「地域」の役割

地域の方々やNPO等は、人と人との「絆」が深まる体験・交流活動や社会貢献活動など多彩な成長の場を継続的に創出する役割があります。また、学校運営への参画などにより学校を支援するとともに、子育てや家庭教育を応援し支える役割があります。

● 「企業等」の役割

企業や事業者は、インターンシップ、農業体験、環境教育、文化芸術活動やスポーツ推進への協力のほか、施設等の提供や出前授業など、専門性を活かした教育活動への参画が求められます。また、子育てを支援する職場づくりや障がい者雇用による能力発揮の場の提供など、さまざまな側面からの教育施策への協力・貢献が求められます。

● 「行政」の役割

県教育委員会および県は、時代の変化等に伴い新たに生じる課題や状況に的確に対応するとともに、より良い教育施策の実施に向けた取組を続けていきます。こうした中で、誰もが質の高い教育を受け、夢や希望を実現することができるよう、子どもたち一人ひとりの状況に応じた安全・安心で最適な学びの環境を整備・実現するとともに、ニーズや課題を把握・分析した上で、計画やシステムを整備し、必要な助言等を行います。また、「教育への県民力の結集」の実現に向け、コミュニティ・スクール制度等の推進など、必要な働きかけや支援等を行います。

● 県と市町の役割分担

市町等教育委員会および市町は、義務教育、幼児教育を担う自治体として、自らの判断において教育行政を展開するとともに、その成果について住民への説明責任を確実に果たす役割があります。

県教育委員会および県は、全県的な教育水準の維持向上に主体的な役割を果たします。また、教育施策を進めるにあたり、市町等教育委員会、市町との意見交換、情報交換を密にし、その主体性を尊重するとともに、一層の支援に努めます。

報告 3

三重県特別支援教育推進基本計画の中間案について

三重県特別支援教育推進基本計画の中間案について、別紙のとおり報告する。

令和元年10月3日提出

三重県教育委員会事務局
特別支援教育課長

三重県特別支援教育推進基本計画の中間案について（概要）

これまでの教育改革推進会議および特別支援教育推進会議でいただいたご意見をふまえるとともに、次期「三重県教育施策大綱」、「みえ県民力ビジョン第3次行動計画」、「三重県教育ビジョン（仮称）」との整合を図りつつ、別添のとおり中間案をまとめました。

中間案の概要は以下のとおりです。

1 三重県特別支援教育推進基本計画の概要

はじめに 三重県特別支援教育推進基本計画について

1 改定の経緯および計画の期間（1 ページ）

県教育委員会では、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間、「三重県特別支援教育推進基本計画」に基づき、特別支援学校における教育内容の充実および学校整備、小中学校や高等学校等における特別支援教育の推進に取り組んできました。

「三重県教育施策大綱」、「みえ県民力ビジョン」、「三重県教育ビジョン」の方向性をふまえ、これまでの取組の課題に継続して取り組んでいくとともに、障害者差別解消法の施行や学習指導要領の改訂など特別な支援を必要とする子どもを取りまく状況の変化による新たな課題に対応した計画に改定します。

計画の期間は、「みえ県民力ビジョン」および「三重県教育ビジョン」の計画期間をふまえ、令和 2 年度から令和 5 年度までの 4 年間とします。

2 三重県の特別支援教育に係る状況（2 ページ）

特別な支援を必要とする子どもたちが全国的な状況と同様に増加傾向にあります。特に、小中学校で通級による指導を受けている子どもや特別支援学級に在籍する発達障がい等のある子どもが増加しています。

第 I 章 切れ目ない支援体制の充実

1 早期からの一貫した支援の充実（5 ページ）

特別な支援を必要とする子どもたちの発達や子育てに関して、保健・福祉・教育等の関係機関が連携し、必要な支援を行うとともに、一人ひとりの可能性をできる限り伸ばす視点を大切に早期からの支援に取り組みます。また、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、共に地域で豊かに暮らしていくことができるよう、様々な機会を通じて、特別支援教育についての理解啓発を図ります。

2 就学前の取組と就学先の決定 (6 ページ)

保護者が、就学の仕組みについて理解し、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場から、最も適切な学びの場について考えることができるようていねいな情報提供を行うとともに、市町等教育委員会と連携し、本人・保護者の思いを尊重した適切な就学支援を行います。

3 支援情報の円滑な引継ぎの充実 (8 ページ)

支援情報が次の進学先等に確実に引き継がれ、切れ目ない支援を受けられるよう、情報引継ぎツールである支援情報ファイルの作成・活用を進めます。

第Ⅱ章 小中学校における特別支援教育の推進

1 通常の学級における指導・支援の充実 (10 ページ)

特別な支援を必要とする子どもたちはどの学級にも在籍していることから、すべての教員が特別支援教育に関する知識・理解を高め、特別支援教育の視点を取り入れた簡潔で具体的な説明や見やすい板書等、授業のユニバーサルデザイン化を進めます。

2 通級による指導・支援の充実 (12 ページ)

通級による指導を受けている子どもが増えていることから、地域の状況をふまえた適切な設置を進めるとともに、教員の専門性の向上を図るため、引き続き、通級による指導を担当する教員を対象とした研修を実施します。

3 特別支援学級における指導・支援の充実 (16 ページ)

特別支援学級で学ぶ子どもが増加しているとともに、障がいの状況や発達段階などが多様化していることから、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」に基づき、一人ひとりの障がいの特性に応じた指導・支援を進めます。

4 小中学校における医療的ケアの支援の充実 (19 ページ)

医療的ケアを必要とする子どもが安全に安心して授業が受けられるよう市町等教育委員会は看護師を配置し、医療的ケアを実施しています。県教育委員会が実施する、学校勤務の看護師を対象とした研修会等への参加など、小中学校に配置された看護師のスキルアップを図ります。

第Ⅲ章 高等学校における特別支援教育の推進

1 特別な支援を必要とする生徒への対応 (22 ページ)

高等学校では、各校の特別支援教育コーディネーターを中心として、特別な

支援を必要とする生徒の指導・支援に関する情報を校内委員会などで共有し、適切な支援を進めるとともに、卒業後の進路先に支援情報を円滑に引き継げるよう取組を進めます。

2 通級による指導 (23 ページ)

高等学校にはさまざまな課程や学科があることから、伊勢まなび高等学校での通級による指導における成果や課題をふまえ、地域の状況やニーズ、県内の配置のバランスを考慮して今後の設置を検討します。

3 入院している生徒に対する学習保障 (24 ページ)

高等学校に在籍する生徒が長期入院した場合の学習保障の仕組みを作るため、入院前、入院中、退院後の各段階における支援について、ICT 機器を活用した在籍校からの授業配信などの研究を進めます。

第IV章 特別支援学校における教育の推進

1 特別支援学校における指導の充実 (25 ページ)

特別支援学校では、卒業後の自立と社会参画に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の拠点として、障がい種別に応じた専門的な指導を行っています。引き続き、子どもの将来の姿を思い描き、保護者の願いをふまえ、効果的な指導方法の検討を進めるため、授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけているかどうかを大切にしたいうえで、一人ひとりの十分な学びとなるよう、授業研究や教材研究に取り組みます。

2 キャリア教育の推進 (31 ページ)

特別支援学校高等部生徒の進路希望の実現と地域生活への円滑な移行をめざして、幅広い選択肢から希望する進路を選択できるよう、引き続き、農福連携の活用など、職域を拡大するための職場開拓を進めるとともに、幼稚部、小学部段階からの計画的・組織的なキャリア教育を推進します。

3 医療的ケアの取組の充実 (35 ページ)

特別支援学校には、日常的に医療的ケアを必要とする子どもが在籍しています。付添いに係る保護者の負担軽減や、人工呼吸器の管理などの高度な医療的ケアへの対応、勤務する看護師の不安などの軽減のため、引き続き、相談できる医療的ケア指導医および指導看護師を配置し、安全で安心な医療的ケアを実施します。

4 交流及び共同学習の充実 (38 ページ)

特別支援学校と地域の小中学校等の子どもが、お互いを理解し、共に助け合うことを学ぶ機会として、交流及び共同学習を進めています。地域の中で共に学ぶことでお互いの良さに気づくなど、理解がさらに深まるよう内容の充実を図ります。

5 特別支援学校における安全・安心・健康な生活を送るための取組 (40 ページ)

南海トラフ地震等の発災が危惧される中、特別支援学校においては、地域の自治体等と連携した避難訓練やスクールバスの移動時の発災に備えた避難訓練等を実施します。また、障がい者スポーツや生涯学習などに取り組みます。

6 特別支援学校のセンター的機能による地域支援 (42 ページ)

特別支援学校のセンター的機能を県内全域で展開し、各特別支援学校と小中学校等の連携をより深めた地域支援を進めます。

第V章 教員の専門性の向上 (45 ページ)

通級による指導を担当する教員等を対象にした発達障がいに係る研修の実施および、教員養成段階で特別支援教育に関する授業やケース検討が行われるよう、大学等との連携を深めます。

第VI章 特別支援学校の整備 (47 ページ)

東紀州くろしお学園の新校舎整備、かがやき特別支援学校の再編整備、松阪あゆみ特別支援学校の整備等、特別支援学校の大規模整備を行いました。

今後は、特別な支援を必要とする子どもたちの増加や各特別支援学校における課題等に対しては、市町等教育委員会と情報共有を図り、地域の状況を考慮し、個別に検討します。

2 今後の策定スケジュール

令和元年 10月 7日	教育警察常任委員会 (中間案)
10月から 11月	パブリックコメント
12月	第4回特別支援教育推進会議 (最終案検討)
令和2年 2月	第5回教育改革推進会議 (最終案)
3月	教育警察常任委員会 (最終案)
3月	教育委員会定例会 (議案提出)

三重県特別支援教育推進基本計画

中間案

令和元年 10 月

三重県教育委員会

目 次

はじめに 三重県特別支援教育推進基本計画について

- 1 改定の経緯および計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 三重県の特別支援教育に係る状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第Ⅰ章 切れ目ない支援体制の充実

- 1 早期からの一貫した支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 就学前の取組と就学先の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 支援情報の円滑な引継ぎの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第Ⅱ章 小中学校における特別支援教育の推進

- 1 通常の学級における指導・支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 通級による指導・支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 特別支援学級における指導・支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 4 小中学校における医療的ケアの支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第Ⅲ章 高等学校における特別支援教育の推進

- 1 特別な支援を必要とする生徒への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 通級による指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 3 入院している生徒に対する学習保障・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

第Ⅳ章 特別支援学校における教育の推進

- 1 特別支援学校における指導の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 2 キャリア教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 3 医療的ケアの取組の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 4 交流及び共同学習の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 5 特別支援学校における安全・安心・健康な生活を送るための取組 40
- 6 特別支援学校のセンター的機能による地域支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

第Ⅴ章 教員の専門性の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

第Ⅵ章 特別支援学校の整備

- 1 これまでの整備の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- 2 今後の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

はじめに 三重県特別支援教育推進基本計画について

1 改定の経緯および計画の期間

平成 18 年 12 月、国連総会において「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）が採択されました。国においても、同条約の批准に向けて法等の整備が進められ、平成 23 年 8 月に「障害者基本法」が改正、平成 26 年 1 月に障害者権利条約が批准されました。平成 28 年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が施行され、地方公共団体等においては、合理的配慮（※1）の提供が義務付けられました。また、平成 29 年 3 月には幼稚園教育要領および小学校、中学校の学習指導要領、同年 4 月には特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、平成 30 年 3 月には高等学校学習指導要領、平成 31 年 2 月には特別支援学校高等部学習指導要領が、それぞれ改訂されるなど、特別な支援を必要とする子どもたちを取り巻く状況は大きく変化しています。

このような中、本県では、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間、「三重県特別支援教育推進基本計画」に基づき、特別支援学校における教育内容の充実および学校整備、小中学校や高等学校等における特別支援教育の推進に取り組んできました。

特別支援学校においては、企業就職希望者への取組等キャリア教育の充実や知的障がい教育部門の高等部の生徒数の急増に伴う特別支援学校の新設等の成果がありました。また、小中学校等においては「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」（参照：8 頁）の作成・活用が進み、特別支援学級で学ぶ子ども、通級による指導（※2）を受けている子どもの全てに同計画が作成されている状況です。一方、特別支援学校のセンター的機能（参照：42 頁）の充実等、引き続き取り組むべき課題もあります。

そこで、基本的な考え方については継続するとともに、特別な支援を必要とする子どもたちを取りまく状況の変化等による新たな課題に対応した計画に改定します。

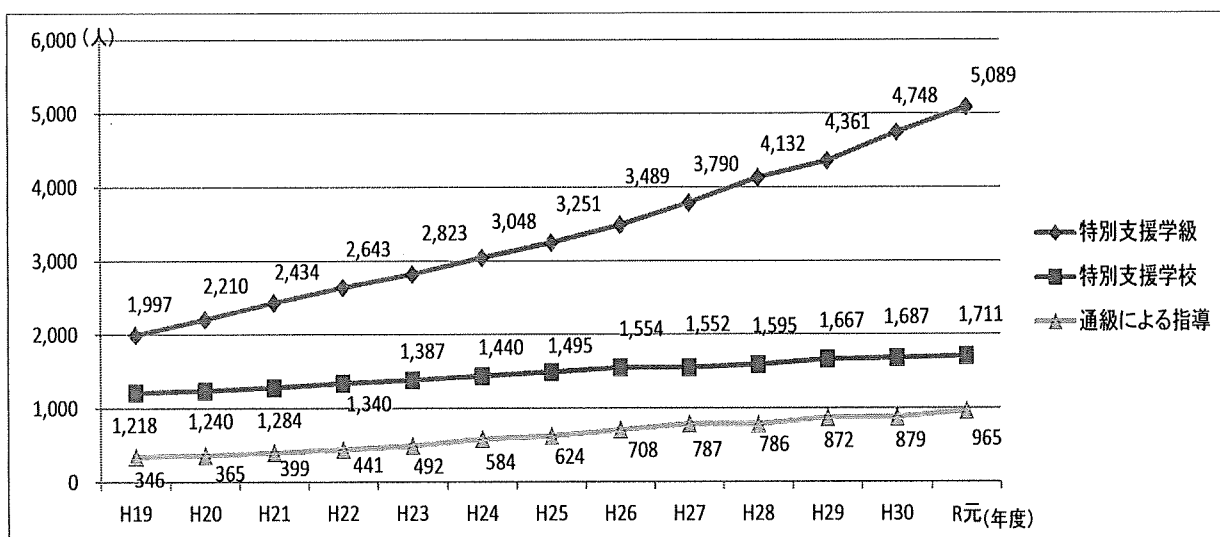
本計画は、「みえ県民カビジョン」および「三重県教育ビジョン」の計画期間をふまえ、令和 2 年度から令和 5 年度までの 4 年間とします。

（※1）合理的配慮：障害者が他の者と平等に全ての人権および基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更および調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。（「障害者の権利に関する条約」第 2 条）

2 三重県の特別支援教育に係る状況

本県においては、全国的な傾向と同様に、特別な支援を必要とする子どもたちが増加するとともに、障がいが重度・重複化、多様化する傾向にあります。そのような中、本県では、特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参画を見据え、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場（※3）の中から、最も適切な学びの場において教育を行うインクルーシブ教育システム（※4）構築のための特別支援教育を推進してきました。

【資料1】本県における特別な支援を必要とする子どもたちの人数の推移



特別支援学校（幼小中高専） 1,218人（H19）→ 1,711人（R元） 約1.4倍
 特別支援学級（小中） 1,997人（H19）→ 5,089人（R元） 約2.5倍
 通級による指導（小中） 346人（H19）→ 965人（R元） 約2.8倍
 （県教育委員会調べ）

（※2）通級による指導：小中学校の通常の学級に在籍する軽度の障がいのある児童生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、障がいに応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別の場で行う教育形態。以下のような実施形態がある。

自校通級：在籍している学校において、その学校の教員から指導を受けること

他校通級：在籍している学校以外へ行き、その学校の教員から指導を受けること

巡回指導：在籍している学校において、他の学校の教員から指導を受けること

本県において、学びの場ごとの在籍者数を比較すると、通級による指導を受けている子どもや特別支援学校に在籍する子どもは全国に比べて少なく、特別支援学級で学ぶ子どもが多い状況です。特別支援学校で学ぶ子どもの割合が少ないことは、本人・保護者の希望が尊重され、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り同じ場で学ぶことができている状況であると考えられます。一方、通級による指導を受けている子どもが全国と比べて少ない状況にあることから、通級による指導と特別支援学級について、子どもの状態に応じてより適切な学びの場が選択できるよう、市町等教育委員会と連携を図ることが必要です。

【資料2】小中学校における通級による指導、特別支援学級、特別支援学校で学ぶ子どもの割合

		通級による指導	特別支援学級	特別支援学校
小学生	全国	1.49%	2.58%	0.63%
	三重県	0.85% (41位)	3.34% (14位)	0.45% (45位)
中学生	全国	0.36%	2.03%	0.91%
	三重県	0.06% (41位)	1.19% (15位)	0.41% (39位)

(文部科学省 平成29年度学校基本調査・特別支援教育体制整備状況調査)

(※3) 連続性のある多様な学びの場 (※4) インクルーシブ教育システム：インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。(「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」中央教育審議会初等中等教育分科会 平成24年7月23日)

特別支援学校の教育部門には、言語障がい、自閉症・情緒障がいに対応する教育部門はなく、言語障がい、自閉症・情緒障がいの特別支援学級で学ぶ子どもは、中学校卒業後は、高等学校等に進学しています。

【資料3】 本県における中学校の特別支援学級在籍者の進路状況 (単位：人)

	高等学校	特別支援学校高等部	その他
H30年度	161	151	15
H29年度	160	139	13
H28年度	151	154	9
H27年度	110	137	13
H26年度	111	140	10

(文部科学省 学校基本調査)

第 I 章 切れ目ない支援体制の充実

1 早期からの一貫した支援の充実

【現状と課題】

本県では、特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参画に向けて、早期からの一貫した支援や支援情報ファイル（パーソナルカルテ）（※5）を活用した確実な引継ぎ等を進めてきました。

【資料 4】支援情報ファイルの配布件数

（単位：件）

		H26	H27	H28	H29	H30
小学校	通常学級	379	965	1,017	1,298	1,562
	特別支援学級	554	1,084	1,342	1,680	2,894
中学校	通常学級	130	319	382	398	547
	特別支援学級	231	465	449	509	907
小中学校 総計		1,294	2,833	3,191	3,885	5,910

（県教育委員会調べ）

市町においては、特別な支援を必要とする子どもたちの保護者の子育てに関する相談の実施や幼稚園・保育所等への巡回指導等を行っています。

早期からの一貫した支援を充実するためには、保健・医療・福祉・労働等の関係機関との連携をさらに進めることが必要です。また、障がいの有無に関わらず、お互いに尊重し合う共生社会（※6）の実現のため、特別支援教育に関する理解を広げることが必要です。

（※5）支援情報ファイル（パーソナルカルテ）：本人および保護者が支援に必要な情報（成育歴等）を記入して作成するファイル。日常的な管理は本人および保護者が行い、学校や関係機関等から提供を受けた情報（「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」、母子手帳、お薬手帳等）を追加して綴じ込んでいくファイル形式のもの。県教育委員会ではパーソナルカルテとして平成24年度から提供。市町が作成した独自様式の支援情報ファイルを使用している地域もある。

（※6）共生社会：全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」（平成30年10月施行））

【今後の取組】

特別な支援を必要とする子どもたちの実態や発達上の課題をふまえ、必要な支援を行うとともに、一人ひとりの可能性をできる限り伸ばす視点を大切に、早期からの取組を進めます。

特別な支援を必要とする子どもたちの発達や子育てに関して、保健・福祉・教育等の関係機関が連携し、相談を受けたり、必要な情報を提供したりするなど、地域の実情に応じたネットワークが充実するよう市町に働きかけます。

障がいのある子どもが、自らより多くの人と関わり、障がいのない人と共に地域活動に参加するなど、生涯にわたって社会の一員として地域で豊かに暮らしていくことができるよう、さまざまな機会を通じて周囲への理解啓発を図ります。

2 就学前の取組と就学先の決定

【現状と課題】

特別な支援を必要とする子どもたちについては、幼稚園・保育所等において、基礎的な力を養っています。教員や保育士は、保護者の気持ちに寄り添い、信頼関係を築きながら、特別な支援を必要とする子どもたちへの支援を行っています。

保護者が、就学の仕組みについて理解し、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場から、最も適切な学びの場について考えられる状況を整える必要があります。

就学先の決定にあたっては、市町等教育委員会が、保護者の思いをていねいに聞き取り、その思いを十分に尊重したうえで、子どもの障がいの状態や支援の内容、専門家の意見等をふまえ、最も適切な学びの場について総合的に判断しています。就学に関する相談体制、保護者等に対する情報提供や就学支援委員会の運営方法等は、市町によって異なっている状況です。

就学前の子どもの中で医療的ケア（参照：35 頁）を必要とする子どもは、112 名です（令和元年 三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンター調べ）。幼稚園・保育所等に通園している子どもが就学後にスムーズに医療的ケアを受けられるよう、特別支援学校等と早期から連携しています。在宅で医療的ケアを受けている子どもの状況を把握するとともに、就学に向けて、特別支援学校等で医療的ケアを安全に受けられるよう、家庭・医療・福祉・学校等が情報共有を行うことが必要です。

【今後の取組】

幼稚園・保育所等の教員や保育士が、特別な支援を必要とする子どもたちの特性を把握し適切な支援ができるよう、市町等教育委員会と連携し、研修会の実施等を行います。

市町等教育委員会と連携し、就学に関する情報や就学の仕組み等について、保護者や小中学校等の教員にわかりやすく説明します。また、就学時に決定した学びの場については、固定したものではなく、発達の種類や障がいの状態、適応状況等をふまえた転学（新年度からの転学を原則とします）ができることなど、本人・保護者にていねいな情報提供を行います。

【資料 5】特別支援学校から小中学校へ転学したケース

	障がい種別	校種	学年
H31.4	知的障がい	小学校	新5年
H31.4	知的障がい	中学校	新3年
H30.4	視覚障がい	小学校	新5年
H30.4	知的障がい	小学校	新6年
H28.4	視覚障がい	小学校	新3年
H28.4	視覚障がい	小学校	新6年

（県教育委員会調べ）

市町等教育委員会と就学支援に関する情報交換等を行うとともに、県教育委員会の作成する「教育支援の手引き」を活用し、本人・保護者の思いを尊重した適切な就学が行われるよう市町等教育委員会に働きかけます。

関係部署と連携し医療的ケアに係る情報交換を行うとともに、就学前の子どもの医療的ケアの内容等を把握し、就学後においても安全に医療的ケアが実施でき、安心して教育が受けられるよう市町に働きかけます。

3 支援情報の円滑な引継ぎの充実

【現状と課題】

小中学校では、通級による指導を受けている子どもや特別支援学級で学ぶ全ての子どもに、「個別の教育支援計画（※7）」および「個別の指導計画（※8）」が作成され、一人ひとりに応じた指導・支援を行っています。小中学校の通常の学級および高等学校に在籍する特別な支援を必要とする全ての子どもへの「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」の作成をさらに進めることが必要です。

【資料6】「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」の作成率

	個別の教育支援計画	個別の指導計画
通常の学級（小）	86.0%	91.5%
通常の学級（中）	70.2%	85.1%
高等学校	90.3%	97.4%
通級による指導（小中）	100%	100%
特別支援学級（小中）	100%	100%

（平成30年度 県教育委員会調べ）

切れ目ない支援のためには、支援情報を次の進学先等に確実に引き継ぐことが大切であることから、情報引継ぎツールである支援情報ファイルの作成および活用に取り組みました。今後は、幼稚園・保育所等就学前から卒業後までの円滑な引継ぎを進める必要があります。

（※7）個別の教育支援計画：一人ひとりに必要とされる教育的ニーズを正確に把握し、家庭、地域および医療や福祉、保健、労働等、関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児期から学校卒業までを通じて一貫した的確な支援を行うことを目的に作成する計画。

（※8）個別の指導計画：子どもの実態に応じて適切な指導を行うために、一人ひとりの指導目標、指導内容および指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために学校で作成する計画。

中学校から高等学校への支援情報の引継ぎについては、平成26年度末から県内共通の方法を進めてきたことによってその有効性が浸透してきています。

【資料7】中学校から高等学校への支援情報の引継ぎのあった人数 (単位：人)

課程	H26 末 (試行)	H27 末	H28 末	H29 末	H30 末
全日制	40	50	96	100	126
定時制	16	36	32	34	44
合計	56	86	128	134	170

(県教育委員会調べ)

特別な支援を必要とする子どもたちが、放課後等デイサービス(※9)等を利用することが増えてきており、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、教育・福祉・家庭のより一層の連携が必要です。

【今後の取組】

市町等教育委員会と連携して通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもたちへの切れ目ない支援を充実するため、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」等の作成・活用、また、同計画に基づく合理的配慮の提供を進めます。

就学前段階から小学校への引継ぎについては、幼稚園・保育所等で活用が進められている「CLM (Check List in Mie) と個別の指導計画(※10)」において実施した支援内容を引継ぎシートとして、支援情報ファイルに綴じこむなど、有効な活用を働きかけます。

(※9) 放課後等デイサービス：平成24年4月に児童福祉法第に位置づけられた支援であり、学校(幼稚園および大学を除く)に就学している障がいのある子どもに、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行う支援。

(※10) CLM (Check List in Mie) と個別の指導計画：県立子ども心身発達医療センター(旧県立小児心療センターあすなろ学園)で開発された、子どもの育ちを見極め、適切な支援を行うためのツール。

中学校から高等学校への支援情報の引継ぎにより、高等学校での学習や生活にスムーズに移行しているケースが多いことから、研修等の機会を通じて好事例を伝えるなど、支援情報の引継ぎに係る取組がさらに進むよう市町等教育委員会および高等学校に働きかけます。

放課後等デイサービス事業所に対して、「個別の教育支援計画」や支援情報ファイルを活用し、保護者の同意のもと、学校での支援情報を提供することで、教育・家庭・福祉との連携を進めます。

パーソナルカルテ（平成24年度作成）の活用数は年々増加していますが、乳幼児期からの支援情報が記載でき、本人・保護者にとってより使いやすいものになるよう、支援情報ファイルとして再構成して普及に努めるとともに、リーフレット等を活用し、支援情報ファイルの認知度を高めます。また、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」の書式等について、切れ目ない支援をより円滑に進められるよう検討します。

第Ⅱ章 小中学校における特別支援教育の推進

1 通常の学級における指導・支援の充実

【現状と課題】

通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもたちに対しては、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」を作成し、これらの計画に基づく一人ひとりの特性に応じた指導・支援を行うとともに、特別な支援を必要とする子どもたちだけでなく、全ての子どもにとってわかりやすい授業づくりや環境調整を行うことができるよう、全ての教員が特別支援教育に関する知識・理解を高めることが必要です。また、周りの子どもが特別な支援の必要性についての理解を進め、お互いを認め合い、支え合う関係が築ける学級づくりが大切です。

特別な支援を必要とする子どもたちの中には、医療による支援が必要な子どももいることから、県立子ども心身発達医療センター等の医療機関と連携した取組が必要です。

幼稚園、小中学校等においては、必要に応じて、市町等教育委員会が特別支援教育支援員（※11）を配置し、特別な支援を必要とする子どもたちの、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助や学習活動上のサポートを行っています。

【今後の取組】

市町等教育委員会と連携し、小中学校等では、通常の学級の担任が特別な支援を必要とする子どもたちに対して「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」を作成できるよう、特別支援教育コーディネーター（※12）等を中心とした校内体制を整えるとともに、指導・支援に関する情報を職員間で共有し、チームによる適切な支援を実施します。特別な支援を必要とする子どもたちを含む全ての子どもが、「学ぶ楽しさ」「わかる喜び」を実感できるよう、特別支援教育の視点を取り入れた簡潔で具体的な説明や見やすい板書等、授業のユニバーサルデザイン化を進めます。また、特別な支援を必要とする子どもたちが、通常の学級の中で、安心して学習することができるよう、安全で過ごしやすい教室環境や、見通しが持て、活動しやすい学級づくりを進めるとともに、お互いを理解し、共に支え合う関係が築ける学級集団づくりを進めます。

教育と医療が連携して支援を行うため、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」を活用した情報共有等ができるよう、関係部局に働きかけます。

特別な支援を必要とする子どもたちが、小中学校等において、安心して学習活動を行うことができるよう、特別支援教育支援員の適切な配置について、市町等教育委員会に働きかけます。

（※11）特別支援教育支援員：市町等教育委員会が国の地方財政措置を活用し、配置している。市町によって、介助員、学習支援員等、名称は異なる。

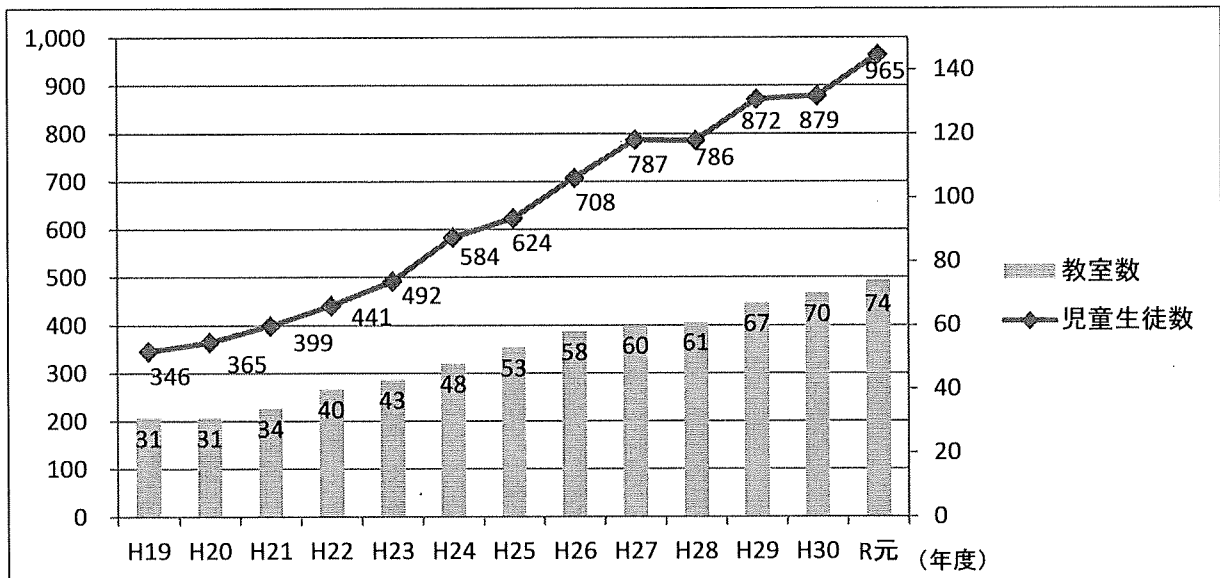
（※12）特別支援教育コーディネーター：小中学校等における特別支援教育の推進のため、校長から指名された、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員。

2 通級による指導・支援の充実

【現状と課題】

本県において、通級による指導を受けている子どもは増加しています。本県では、言語、LD・ADHD、難聴を対象とする教室を設置しており、自閉症、情緒障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等のある通級による指導が必要な子どもは、LD・ADHDを対象とする教室で学習しています。特に、LD・ADHDを対象とする教室で通級による指導を受けている発達障がい等のある子どもが増加しています。また、県内の通級による指導の教室は、北勢地域に多く設置されている状況です。

【資料 8】 本県における通級による指導を受けている子どもの人数の推移（小中）



(県教育委員会調べ)

【資料 9】 本県における通級による指導の設置教室数の推移（小中）

(小学校)

	H27	H28	H29	H30	R元
言語	26	27	27	27	28
LD・ADHD	25	25	31	33	34
難聴	3	3	3	3	3
合計	54	55	61	63	65

(中学校)

	H27	H28	H29	H30	R元
言語	1	1	1	1	2
LD・ADHD	5	5	5	6	7
難聴	0	0	0	0	0
合計	6	6	6	7	9

(県教育委員会調べ)

中学校において通級による指導を受けている子どもの人数は、小学校において通級による指導を受けている子どもの人数と比べて、全国の状況と同様に少ない状況です。

【資料 10】 本県における通級による指導を受けている子どもの人数の推移（小中別）

（小学校）

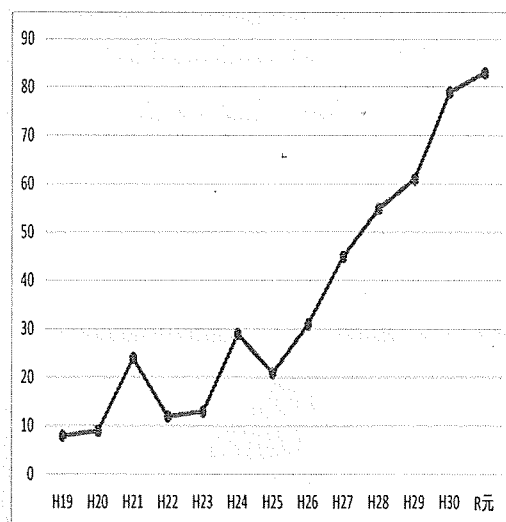
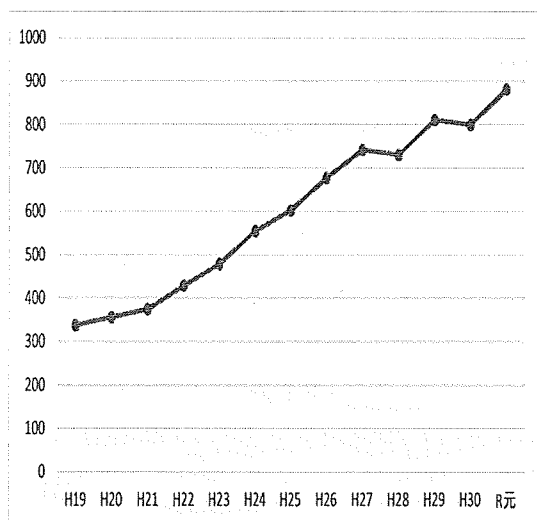
（単位：人）

	H27	H28	H29	H30	R 元
言語	419	390	408	398	414
LD・ADHD	303	315	373	367	441
難聴	20	25	30	35	27
合計	742	730	811	800	882

（中学校）

（単位：人）

	H27	H28	H29	H30	R 元
言語	3	6	6	6	8
LD・ADHD	42	49	55	73	75
難聴	0	0	0	0	0
合計	45	55	61	79	83

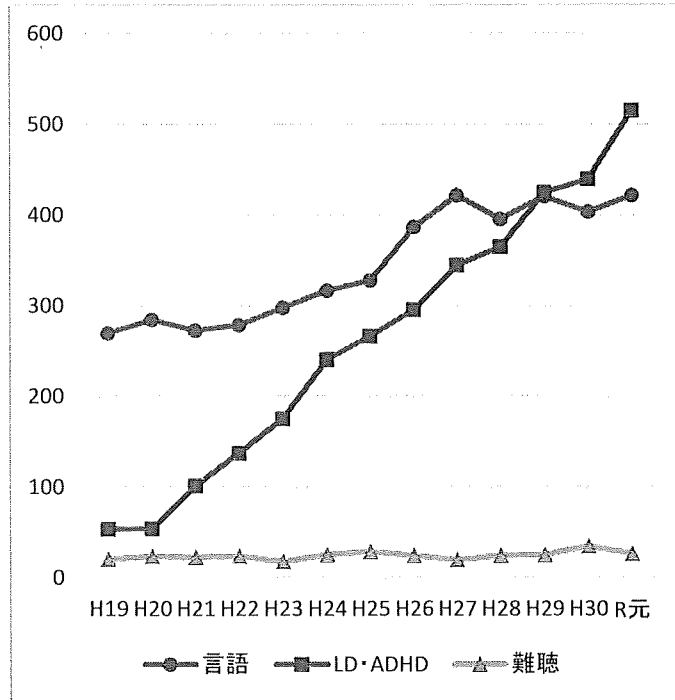


（県教育委員会調べ）

通級による指導を担当する教員には、短期間で子どもの実態や課題を的確に把握し、指導内容を決定すること等、きわめて高い専門性が求められることから、担当する教員を対象とした研修を実施し、専門性の向上に努めています。

通級による指導での指導・支援の内容を通常の学級の担任と共有し、適切な支援が通常の学級においても行われることで子どもの学びが充実したものになることから、指導・支援の内容を通常の学級の担任に適切に引き継ぐことが必要です。

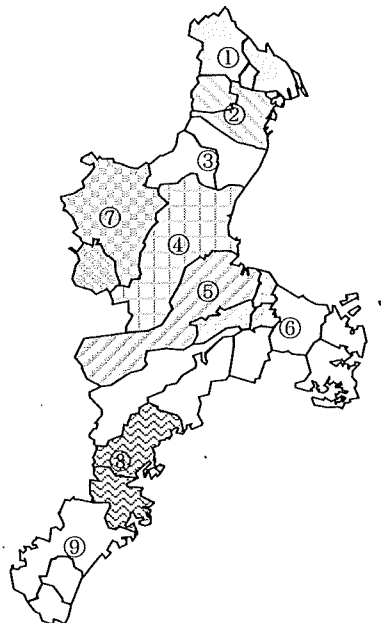
【資料 11】 本県における通級による指導の設置教室別在籍者の人数の推移



(県教育委員会調べ)

【資料 12】 通級による指導の設置教室数

(令和元年 5 月 1 日現在)



地域	小学校		中学校	
	設置 学校数	教室数	設置 学校数	教室数
①桑員	7	9	-	-
②四日市	6	14	2	2
③鈴亀	9	12	3	3
④津	4	8	1	1
⑤松阪	2	4	1	1
⑥南志	4	6	1	1
⑦伊賀	8	8	1	1
⑧尾鷲	2	2	-	-
⑨熊野	2	2	-	-

(県教育委員会調べ)

【今後の取組】

特別な支援を必要とする子どもたちの学びの場として通級による指導は今後も増加が予想されることから、増加が顕著なLD・ADHDの教室での支援を充実するとともに教室の設置を進めます。特に県の南部地域に、通級による指導のための教室設置が少ないことから、市町等教育委員会と連携し、地域の状況をふまえた適切な設置に努めます。

市町等教育委員会と連携し、中学校における通級による指導のニーズの把握に努めます。

通級による指導を担当する教員の専門性を高めるために、引き続き研修会を開催します。また、通級による指導では、特別支援学校の自立活動（※13）の指導の内容を取り入れて行う必要があることから、特別支援学校のセンター的機能を活用し、指導内容や指導方法について、そのノウハウを小中学校に展開します。

通級による指導を受けている子どもが、通常の学級で安心して学習活動に取り組むことができるよう、通級による指導を担当する教員が、通常の学級においてできる具体的な支援内容や教室環境の整備に関する助言を行うことで、通常の学級における指導・支援の充実を図ります。

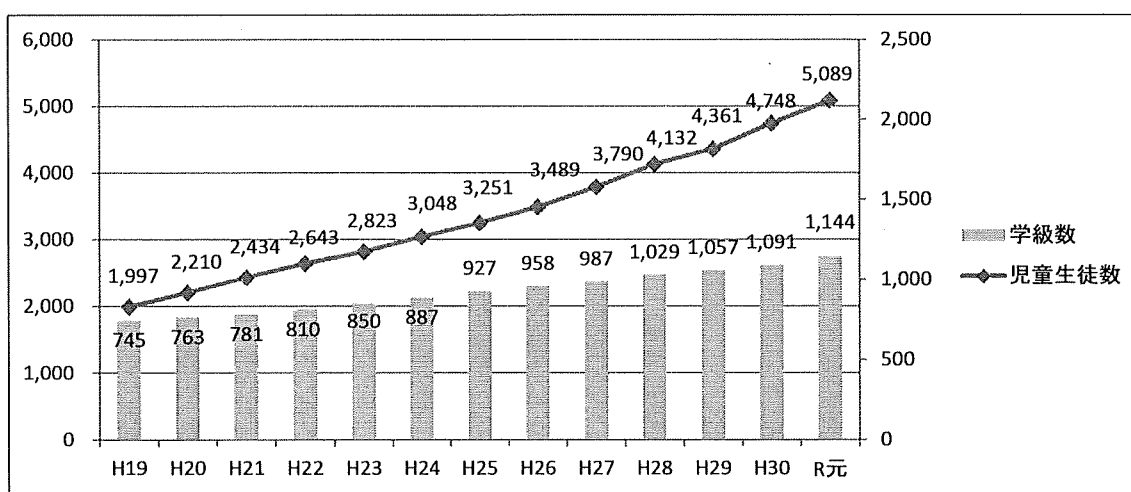
（※13）自立活動：一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するための指導領域。心身の調和的な発達の基盤に着目して指導するものが自立活動であり、自立活動の指導が各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担う。

3 特別支援学級における指導・支援の充実

【現状と課題】

本県において、特別支援学級で学ぶ子どもは増加しています。特に、自閉症・情緒障がい学級と知的障がい学級で学ぶ子どもが増加し、中でも自閉症・情緒障がい学級が急増しています。

【資料 13】 本県における特別支援学級で学ぶ子どもの人数の推移



(県教育委員会調べ)

【資料 14】 本県における特別支援学級数の推移（小中）

(小学校)

	H27	H28	H29	H30	R元
弱視	3	6	6	6	5
難聴	7	9	9	8	7
知的	288	306	310	317	343
肢体	59	63	70	75	84
病弱	4	5	4	4	3
自情	337	350	369	391	407
合計	698	739	768	801	849

(中学校)

	H27	H28	H29	H30	R元
弱視	2	1	2	2	2
難聴	2	3	4	4	5
知的	130	135	137	136	135
肢体	23	24	19	18	15
病弱	3	3	5	3	2
自情	129	124	122	127	136
合計	289	290	289	290	295

(県教育委員会調べ)

特別支援学級で学ぶ子どもへの指導・支援を充実するため、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等が巡回し、特別支援学級担任等へ助言を行っています。特別支援学級に在籍する子どもの障がいの状況や発達段階等は、多様化しており、一人ひとりに応じた適切な指導・支援が求められています。

障がいのある子どもと障がいのない子どもがお互いを理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学び合う機会として、特別支援学級と通常の学級等との交流及び共同学習（参照：38頁）を進めることが必要です。

特別支援学級での学習時間と通常の学級等での学習時間を適切に設けるとともに、それぞれの学びの場につける力を明確にした指導・支援を行うことが必要です。

【資料 15】 本県における特別支援学級で学ぶ設置学級別在籍者の人数の推移（小中別）
（小学校）（単位：人）

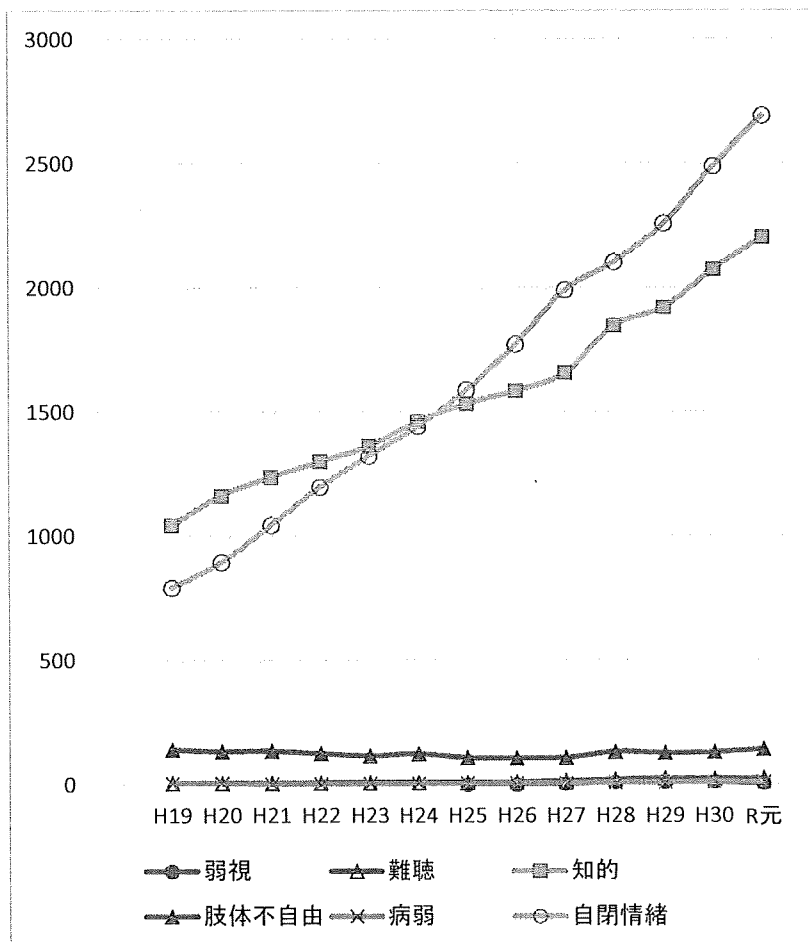
	H27	H28	H29	H30	R 元
弱視	3	10	9	9	5
難聴	12	17	20	19	22
知的	1,135	1,267	1,318	1,456	1,582
肢体	82	100	104	110	125
病弱	5	7	6	8	7
自情	1,457	1,602	1,752	1,928	2,064
合計	2,694	3,003	3,209	3,530	3,805

（中学校）（単位：人）

	H27	H28	H29	H30	R 元
弱視	2	1	2	3	3
難聴	4	5	7	5	6
知的	524	582	605	620	622
肢体	28	34	25	22	19
病弱	3	3	5	5	4
自情	535	504	508	563	630
合計	1,096	1,129	1,152	1,218	1,284

（県教育委員会調べ）

【資料 16】 本県における特別支援学級の設置学級別在籍者の人数の推移



(県教育委員会調べ)

【今後の取組】

市町等教育委員会と連携し、増加が顕著な自閉症・情緒障がい学級においては、一人ひとりにとって、適切な学びの場となっているかどうか検証し、よりふさわしい学びの場で学ぶことができるよう検討します。

特別支援学級においては、特別支援学校の学習指導要領を参考にして、特別の教育課程を編成することが可能なことから、特別支援学級の実態や子どもの障がいの特性をふまえた教育課程を編成するとともに、自立活動の指導については、一人ひとりの課題に沿った学習内容を組み立てられるよう、特別支援学校のセンター的機能を活用します。

特別支援学級と通常の学級等の交流及び共同学習の機会を有効に活用し、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、共に学ぶことでお互いの理解が深まるなど、有意義な取り組みになるよう、市町等教育委員会に働きかけます。

市町等教育委員会と連携して、特別支援学級の子どもが、通常の学級等の集団での学習に取り組むことができた好事例等を提供します。また、授業研究等を通して特別支援学級担任の専門性の向上を図るとともに、より適切な教育課程を編成できるよう、助言します。

4 小中学校における医療的ケアの支援の充実

【現状と課題】

小中学校等の通常の学級や特別支援学級には、医療的ケアを必要とする子どもが在籍しており、人数は増加傾向にあります。市町等教育委員会では、必要に応じて、看護師等を配置し、子どもが安全に安心して授業が受けられるよう医療的ケアを実施しています。

【資料 17】小中学校等における医療的ケアの必要な子どもと看護師の人数の推移

(単位：人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
児童生徒数	22	24	29
看護師数	16	19	22

(県教育委員会調べ)

小中学校等においては、医療的ケア実施者が看護師に限定される現状にあることから、安全で安心な医療的ケアを実施するために校内体制のあり方について検討する必要があります。

小中学校等に勤務する看護師は非常勤の場合が多いことや、医師がいない中での業務に対する不安等があること等、人材確保が難しい状況にあり、看護師の確保やスキルアップに係る研修などの取組が必要です。

【資料 18】小中学校等における医療的ケアの実施状況

(平成 30 年度) (単位：件)

栄養	経管栄養	鼻腔留置の管からの注入	2
		胃ろう	1
呼吸	口腔・鼻腔内吸引	咽頭より手前	1
	気管切開部	気管カニューレ内からの吸引	2
		気管カニューレ奥からの吸引	3
		衛生管理	3
	酸素療法		2
人工呼吸器の使用		1	
排泄	導尿（本人が自ら行う場合を除く）		15
その他	血糖値測定（本人が自ら行う場合を除く）		4
	インスリン注射		4

(県教育委員会調べ)

※一人の子どもが複数のケアを必要とする場合、ケアの内容によりそれぞれでカウントしているため、【資料 17】の数字とは異なります。

【今後の取組】

安全で安心して医療的ケアを実施するために、県教育委員会の作成した「特別支援学校における医療的ケアガイドライン」（参照：37 頁）を参考に、市町等教育委員会においてガイドライン等を作成できるよう支援します。

県が実施する看護師対象の研修会やヒヤリハットの事例検討会等への参加、「ネット DE 研修」（※14）の利用を促進すること等、小中学校に配置された看護師のスキルアップを図るための支援を進めます。

（※14）ネット DE 研修：県教育委員会が作成した、県内の教職員が各学校等より e ラーニング教材をオンデマンドで受講できる研修システム。教職員の職種および経験年数に対応した 60 分または 90 分のコンテンツ等（約 230 本）を提供し、教職員研修等に活用するもの。

【参考】

学習指導要領の改訂

改訂された小学校等の学習指導要領では、特別な支援を必要とする子どもたちへの指導について、下記のように充実されました。

特別な配慮を必要とする児童への指導

(1) 障害のある児童などへの指導

- ア 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。
- イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。
 - (ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。
 - (イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。
- ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。
- エ 障害のある児童などについては、家庭、地域および医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

第三章 高等学校における特別支援教育の推進

1 特別な支援を必要とする生徒への対応

【現状と課題】

高等学校では、各校の特別支援教育コーディネーターを中心として、特別な支援を必要とする生徒の指導・支援に関する情報を校内委員会等で共有するなどの取組を進めています。また、必要に応じて特別支援教育補助員（※15）を配置し生徒の介助等を行っています。さらに、専門的な知識や経験のある発達障がい支援員（※16）が必要に応じて各校を巡回し、生徒の実態把握や「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」の作成・活用についての助言等を行っています。

高等学校の受検時に、特別な配慮を必要とする場合、個別に検討を行い、可能な範囲で、公平性を損なわない合理的配慮を提供しています。また、受検時の配慮だけでなく入学後の支援についての検討も必要なことから、本人・保護者と合意形成を図っています。

高等学校卒業時に、企業や進学先に支援情報を有効に引き継ぐことが、その後の社会参画に大きな影響を与えることから、支援情報ファイルの活用を進めるとともに、企業等に理解を求めていく必要があります。

【今後の取組】

関係する全ての教員が情報を共有し、指導・支援に関わることが重要であることから、校内で特別支援教育への理解を深めるとともに、県教育委員会が作成した「校内支援体制チェックリスト（※17）」を活用し、適切な校内支援体制を作ります。また、引き続き、高等学校に発達障がい支援員を配置します。

（※15）特別支援教育補助員：高等学校において、特別な支援を必要とする生徒のサポートを行う職員。学校からの要請に基づき県教育委員会が配置。

（※16）発達障がい支援員：高等学校における特別支援教育の推進のため、校内研修会の講師、実態把握および心理検査の実施と指導に関する助言、本人および保護者との面談、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成支援、各関係機関との連携、などを行う専門的な知識や経験を持った職員。

受検時に特別な配慮を必要とする生徒に対しては、引き続き、中学校で作成された「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」に記載された合理的配慮や中学校での支援の状況等をふまえ、個別に支援内容の検討を行います。

進路先への支援情報の引継ぎについては、支援情報ファイルの活用や外部機関との連携を図るとともに、特別支援学校の「個別の教育支援計画」を活用した相談機関等を交えた移行支援会議等の仕組みを共有するなど、特別支援学校のノウハウを参考にした取組を進めます。

2 通級による指導

【現状と課題】

高等学校における通級による指導が制度化（※18）され、本県においては平成31年4月から伊勢まなび高等学校において通級による指導を実施しています。

高等学校における通級による指導では、発達障がい等の特別な支援を必要とする生徒が、コミュニケーションスキルを高めたり、自分の特性と職種のマッチングを図ったりするなど、自己理解を深めるとともに、社会に出てから必要とされるスキルの習得などを行っています。

【今後の取組】

高等学校にはさまざまな課程や学科があることから、伊勢まなび高等学校の取組における成果や課題をふまえ、地域の状況やニーズ、県内の配置のバランスを考慮して今後の北部・中部地域での実施について検討します。

特別支援学校のセンター的機能の活用等、通級による指導を実施している高等学校へのサポート体制について検討します。

（※17）校内支援体制チェックリスト：各高等学校が「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」に基づく支援と、途切れのない支援情報の引継ぎが、組織的、計画的に実施できる校園内体制について自己評価し、校園内体制整備に役立てるために、県教育委員会が作成したチェックリスト。

（※18）高等学校における通級による指導の制度化：高等学校においても通級による指導を実施できるよう平成28年12月に関係省令等を改訂、平成30年4月施行。

3 入院している生徒に対する学習保障

【現状と課題】

本県では「三重県がん対策推進計画（第4期三重県がん対策戦略プラン）平成30年3月」を定めていますが、その中で高校教育段階の支援に対して、県教育委員会等と協力して進める旨が示されるなど、入院中の高校生に対する学習保障が課題となっています。

かがやき特別支援学校では、三重大学医学部附属病院に入院中の高校生に対して、特別支援学校のセンター的機能として学習支援や退院後の復帰に向けた関係者とのケース会議の開催など、安心して高校生活に戻れるよう支援を行っています。

【今後の取組】

入院中の高校生が、復帰に向けた不安の軽減や、学校に戻るという希望をもって治療に向かう気持ちを高めること等をめざし、ICT機器の活用による在籍校からの授業配信等の研究を進め、その効果や課題を明らかにします。

入院中の高校生の学習保障の仕組みを作るため、かがやき特別支援学校と在籍校である高等学校が連携して、入院前、入院中、退院後の各段階における支援内容、方法、体制等について研究を進めます。

第IV章 特別支援学校における教育の推進

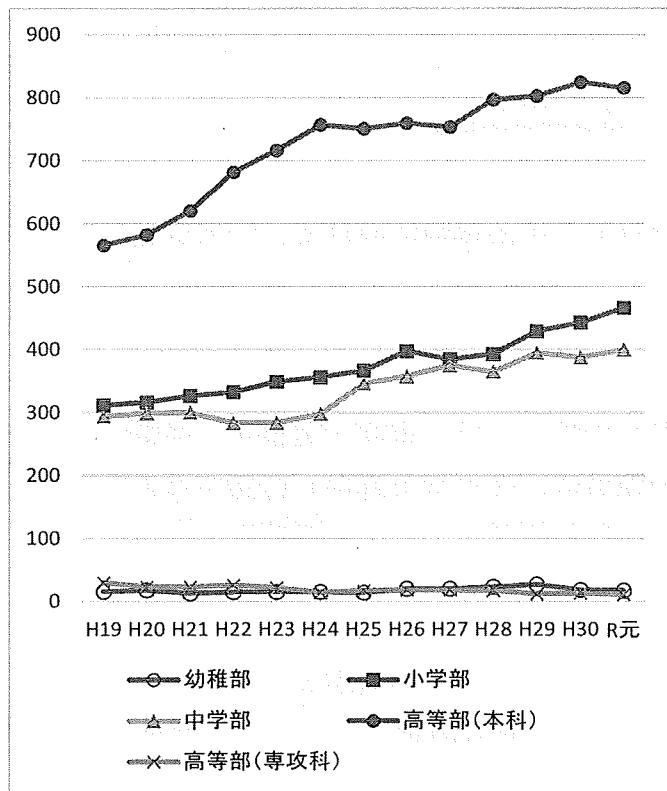
1 特別支援学校における指導の充実

【現状と課題】

本県では、18校の県立特別支援学校（分校4校を含む）を設置しています。特別支援学校は、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱の障がいを対象としており、それぞれの教育部門に対応した専門的な教育を行っています。障がいの状態により通学による学習が難しい場合は訪問教育（※19）を実施しています。

本県では、高等部の生徒数の急増はおさまりつつある状況ですが、小学部および中学部の児童生徒数が増加の傾向にあります。また、知的障がい教育部門の児童生徒数が増加しているのに対し、それ以外の教育部門においては減少している状況です。

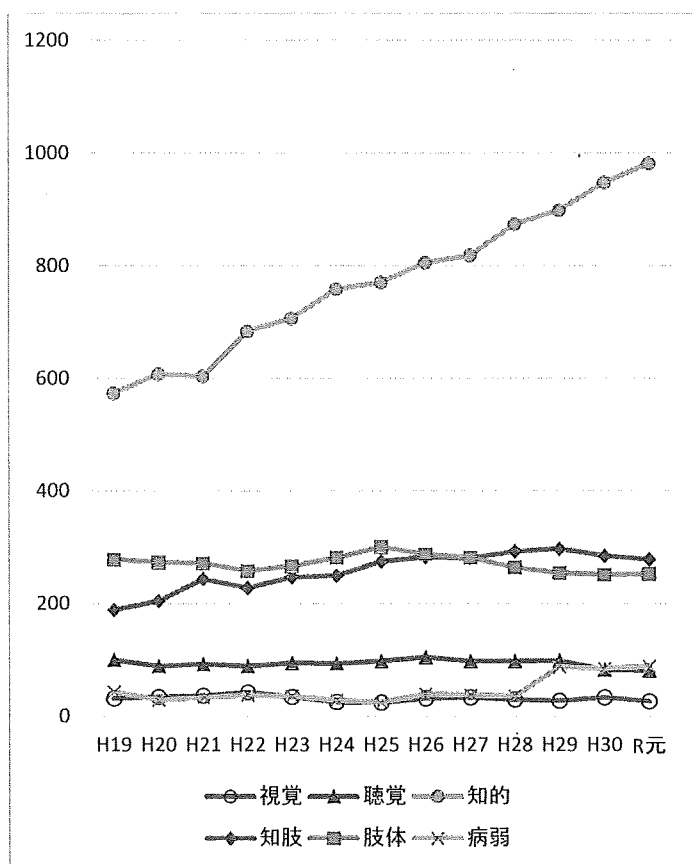
【資料19】本県における特別支援学校の学部別在籍者の人数の推移



（県教育委員会調べ）

（※19）訪問教育：通学して学校教育を受けることが困難な子どもに対して、家庭や病院等に教員を派遣して行う教育形態。

【資料 20】 本県における特別支援学校の教育部門別在籍者の人数の推移



(県教育委員会調べ)

特別支援学校では、卒業後の自立と社会参画に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の拠点として、障がい種別に応じた専門的な指導を行っています。

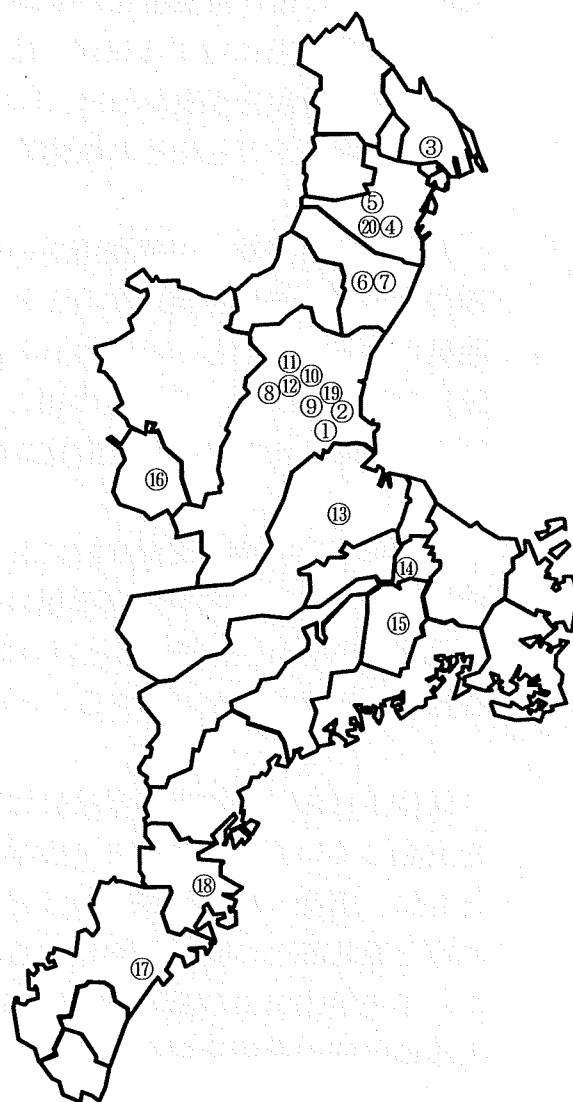
特別支援学校に在籍する子どもの障がいが、重度・重複化、多様化しています。そのため、特別支援学校の教員は、主となる障がいに関する指導の専門性だけでなく、併せ有する障がいに係る指導についても専門性を高めることが必要です。

社会の急速な情報化に伴い、子どもの学びや生活が大きく変化しています。特別支援学校においては、授業をはじめ教育活動のさまざまな場面で ICT 機器を活用しています。引き続き、子どもの可能性をさらに広げていく必要があります。

【資料 21】県内の特別支援学校の配置状況と在籍者数

(令和元年5月1日現在)

	学校名 教育部門 設置学部	人数
①	盲学校 視覚障がい 小中高専	27
②	聾学校 聴覚障がい 幼小中高専	81
③	くわな特別支援学校 知的障がい 小中高	147
④	特別支援学校西日野にし学園 知的障がい 小中高	272
⑤	特別支援学校北勢きらら学園 肢体不自由 小中高	103
⑥	杉の子特別支援学校 肢体不自由・知的障がい 小中高	88
⑦	杉の子特別支援学校石薬師分校 知的障がい 高	90
⑧	稲葉特別支援学校 知的障がい 小中高	190
⑨	城山特別支援学校 肢体不自由 小中高	86
⑩	かがやき特別支援学校緑ヶ丘校 病弱 小中高	46
⑪	かがやき特別支援学校草の実校 肢体不自由 小中高	14
⑫	かがやき特別支援学校あすなろ校 病弱 小中	43
⑬	松阪あゆみ特別支援学校 知的障がい 小中高	157
⑭	特別支援学校玉城わかば学園 知的障がい 小中高	126
⑮	度会特別支援学校 肢体不自由 小中高	50
⑯	特別支援学校伊賀つばさ学園 肢体不自由・知的障がい 小中高	141
⑰	特別支援学校東紀州くろしお学園 肢体不自由・知的障がい 小中高	24
⑱	特別支援学校東紀州くろしお学園 おわせ分校 肢体不自由・知的障がい 小中高	26



⑱三重大学教育学部附属特別支援学校
知的障がい 小中高
⑳私立 特別支援学校聖母の家学園
知的障がい 小中高専

(県教育委員会調べ)

盲学校は県内唯一の視覚障がいの教育部門を設置する特別支援学校として、専門性の高い教育を実践するとともに、全県にわたり、視覚障がいや見え方に困難さのある子どもへの指導・支援を実施しています。早期段階からの適切な支援が、その後の視機能等の発達に大きく影響することから、平成26年度からはじめた乳幼児に対する支援では「意欲的に見る・触る」活動などを取り入れています。令和元年度からは、「ひだまり教室」として回数を週3回に増やすなど、就学前の子どもやその保護者への支援を一層充実させています。

聾学校は県内唯一の聴覚障がいの教育部門を設置する特別支援学校として、専門性の高い教育を実践するとともに、全県にわたり、聴覚障がいや聞こえに困難さのある子どもへの早期からの指導・支援を実施しています。人工内耳（※20）の普及により、子どもの聞こえの課題に変化が生じていることから、一人ひとりの聞こえ方に応じた指導方法、学習内容等の工夫が求められます。

知的障がいの特別支援学校においては、小学部・中学部に在籍する子どもが増加しています。学習指導要領の改訂をふまえ、小学部、中学部、高等部と、幼稚園や小学校、中学校等とのつながりを整理し、教育課程を見直すとともに、各教科の教育内容を充実することが必要です。

肢体不自由の特別支援学校においては、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を実施しています。これまで各学校で培ってきた高い専門性を維持継続するとともに、重度・重複障がいの子どもが多く在籍していることから、自立活動の内容と教科等との関係を整理するなど、教育課程を見直す必要があります。また、小中学校および高等学校に準ずる教育課程で学ぶ子どもの学力を向上し、大学進学等の進路希望を実現するために、授業改善等、教育内容や方法の充実が必要です。

病弱の教育部門を設置する特別支援学校は、県内にはかがやき特別支援学校および同校あすなる分校のみであり、在籍する子どもは、隣接する病院に入院しています。各地域の病弱の子ども学ぶ場について検討することが必要です。

（※20）人工内耳：音声を電気信号に変換し、蝸牛に埋め込まれた電極を通じて脳の言語中枢に伝えて、言葉として認識させるシステム。（一般財団法人全日本ろうあ連盟）

訪問教育においては、障がいや病気の状態によって通学が困難な子どもに対して、教員を家庭や病院に派遣して学習の機会を設けています。限られた授業時数の中で、子どもの体調を考慮しながら一人ひとりに応じた適切な支援を進める必要があります。また、学習場所が限られていることから、子ども同士の学び合いが少ない状況があります。

【今後の取組】

特別支援学校においては、子どもの将来の姿を思い描き、保護者の願いをふまえ、効果的な指導方法の検討を進めるため、授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけているかどうかを大切にしたいうえで、一人ひとりの十分な学びとなるよう、授業研究や教材研究に取り組みます。

重度・重複の障がいのある子どもの自立活動の指導については、各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っていることをふまえ、具体的な指導内容の設定について教員の理解を深めるため、事例検討等を進めます。

特別支援学校において、子どもたちの可能性を伸ばし、生活空間や参画できる社会を広げるため、タブレット端末等の ICT 機器を各教科の学習や自立活動等で効果的に活用します。また、ネットワーク上での基本的な情報モラルについて必要な知識を身につけ、トラブル等が発生した場合には周りの大人に相談するなど、適切に対応できる力をつけられるよう情報教育を充実させます。

盲学校においては、引き続き早期からの支援を継続するとともに、幼稚部の設置を含めた支援のあり方について検討します。また、県視覚障害センター（※21）等と連携し、視覚障がいや見え方に困難さのある乳幼児から成人までを対象とした相談支援を進めます。

（※21）県視覚障害センター：目の見えない方、見えにくい方のための情報・文化・交流の拠点。点訳・音訳ボランティア養成講習会、点字図書・録音図書の貸し出し、生活相談・生活訓練、対面朗読・プライベートサービス、交流事業等を実施。

聾学校においては、難聴児支援センター（※22）等と連携し、引き続き早期からの支援を行います。また、本県では手話言語条例（※23）を制定し、手話を大切に作る取り組みを進めています。聾学校においても、誰もが手話に親しめるよう、交流及び共同学習やさまざまな機会を通して理解啓発を行います。

知的障がいの特別支援学校においては、各教科の年間計画等を見直すとともに、幼稚部から高等部までの各教科間のつながりについての研修を各学校で進めます。

肢体不自由の特別支援学校においては、一人ひとりの障がいの状況に応じた自立活動の指導を充実するとともに、教育課程の見直しを行います。

病弱の特別支援学校においては、在籍できる学校が限られていることから、地域で病弱の子どもを受け入れられる環境を整えます。

訪問教育については、一人ひとりに応じた教育内容の充実を図るとともに、スクーリングの機会を活用して子ども同士の学び合う場面を設定するなど、学びの場やそのあり方について検討します。

（※22）難聴児支援センター：「聞こえ」に関する相談や、補聴器のフィッティング等を行う、県立子ども心身発達医療センター内に設置されたセンター。

（※23）手話言語条例：（目的）手話が言語であるとの認識に基づき、手話等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民および事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会の実現に寄与する。（平成29年4月施行）。

2 キャリア教育の推進

【現状と課題】

特別支援学校に在籍する子どもの障がい種別、状態、学習の状況等はさまざまであり、卒業後の進路先は、大学等への進学、企業等への就職、福祉事業所等への就労等多岐にわたります。特別支援学校では、卒業後も地域で自分らしく豊かに暮らしていけるよう、生活年齢や障がいの状態等に応じたキャリア教育を推進しています。

全ての特別支援学校で、育む力を明確にしたキャリア教育プログラムを作成していますが、今後も子どもの自立と社会参画に向けて、幼稚部、小学部段階から高等部までのつながりのあるキャリア教育を進める必要があります。

特別支援学校においては、本人の特性と職種のマッチングを行い、早期からの計画的な職場実習等によって本人の適性を見極め、企業にも本人の特性等を十分理解していただいたうえで、雇用に結びつけています。

【資料 22】 特別支援学校高等部卒業生の進路状況

(単位：人)

		卒業者数	進学等	企業等	A型事業所	福祉事業所 (A型除く)	医療等
H26年度	人数	254	8	77	16	149	4
	割合		3.1%	30.3%	6.3%	57.5%	1.6%
H27年度	人数	237	8	63	29	134	5
	割合		3.3%	26.6%	12.2%	56.5%	2.1%
H28年度	人数	245	3	76	22	137	7
	割合		1.2%	31.0%	9.0%	56.0%	2.8%
H29年度	人数	248	6	67	17	150	8
	割合		2.4%	27.0%	6.9%	60.5%	3.2%
H30年度	人数	273	7	91	16	153	6
	割合		2.6%	33.3%	5.9%	56.0%	2.2%

(県教育委員会調べ)

企業等への就職については、生徒本人に適した職種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓や、早期からの職場実習や企業等と連携した技能検定（※24）等を実施することで、企業等への就職を希望する特別支援学校高等部生徒の就職率は、近年100%を維持しています。

【資料 23】 特別支援学校高等部卒業生の一般就職者の業種および業務内容一覧

(平成 30 年度) (単位：人)

職種 業務	製造	建設	食品加工	宿泊業 飲食 生活関連 サービス	卸売・小売	運輸・郵便	医療・福祉	金融・保険	農・林 水産	官公庁	人数	割合
機械製造	31										31	34.1%
建築・土木		1									1	1.1%
食品加工			1		2		1				4	4.4%
水産加工											0	0.0%
事務	2			1	1		1	4		4	13	14.3%
サービス	販売				8						8	8.8%
	接客										0	0.0%
	調理補助				1		2				3	3.3%
	介護補助						8				8	8.8%
	清掃	1			3		5	3			12	13.2%
	運搬・梱 包・包装	2		1		2	2				7	7.7%
	クリーニング				2						2	2.2%
農業									2		2	2.2%
人数	36	1	2	7	13	7	15	4	2	4	91	100%
割合	39.6%	1.1%	2.2%	7.7%	14.3%	7.7%	16.5%	4.4%	2.2%	4.4%	100%	

(県教育委員会調べ)

福祉事業所への就労を希望する子どもが、進路先や地域で豊かに自分らしくいきいきと生活していくことができるよう、自己選択、自己決定の場面をできるだけ増やす取組が必要です。

(※24) 技能検定：特別支援学校高等部の生徒が統一した基準で、清掃技能、接客サービス、看護・解除業務補助技能の各種検定を実施し、県教育委員会が取得級を認定する。

特別支援学校においては、ステップアップカフェ（※25）を活用し、職場実習や作業学習等の時間に製作した皿やカトラリーの製品活用を依頼するなど、関係部局、関係機関と連携した取組を実施しています。

特別支援学校においては、作業学習等で農業に関する内容を取り入れ、農福連携の取組を活用して、農業普及指導員や農業ジョブトレーナー（※26）の派遣を依頼するなど、授業内容の充実を図っています。

特別支援学校高等部卒業時には、教育・福祉・医療等の関係機関を交えた移行支援会議を開催し、円滑な移行を図っています。また、卒業後 3 年間は、進路担当者を中心に、進路先を定期的に訪問するなど、定着に向けた支援を行っています。

【今後の取組】

特別支援学校高等部生徒の進路希望の実現と地域生活への円滑な移行をめざして、幅広い選択肢から希望する進路を選択できるよう、引き続き職域を拡大するための職場開拓を進めるとともに、就労に向けた作業学習や職場実習に取り組みます。また、企業等と連携した技能検定を実施します。

「生きる力」を育み、一人ひとりが豊かな生活を営むことができる力を身につけられるよう、各特別支援学校のキャリア教育プログラムを活用して、幼稚園、小学部段階からの計画的・組織的なキャリア教育を推進します。

特別支援学校の取組が広く社会に理解されるよう、企業や福祉事業所等を対象とした学校見学会の開催等を進めます。

（※25）ステップアップカフェ：県民の皆さんや企業の方々に障がい者雇用について理解を深めていただくことを目的に障がい者の働く姿を発信し、就労における実習の場として県が設置した働くカフェ。

（※26）農業普及指導員や農業ジョブトレーナー：農業普及指導員：特別支援学校における農業に係る作業学習充実のために三重県中央農業改良普及センターから派遣する。農業ジョブトレーナー：農業経営体における職場実習を実施する場合、農業者と生徒をつなぎ、職場定着をサポートするために、一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会から派遣する。

作業学習や職場実習を通して、農業に親しみ関心を持つとともに、経験を広げ、農業分野への就労希望を実現し、農業を担える人材として活躍できるよう農福連携等を活用するなど職域を拡大します。

特別支援学校から支援の主体を関係機関へスムーズに引き継げるよう、引き続き、在学中から障がい者就業・生活支援センター（※27）と連携します。

【資料 24】特別支援学校高等部卒業生の職場定着状況

(単位：人)

年度	就職者数	継続者数	H28.3 調査	H29.3 調査	H30.3 調査	H31.3 調査
		離職者数				
		定着率				
H26 年度	98	継続者数	89	80	77	
		離職者数	9	18	21	
		定着率	90.8%	81.6%	78.6%	
H27 年度	95	継続者数		84	79	74
		離職者数		11	16	21
		定着率		88.4%	83.2%	77.9%
H28 年度	83	継続者数			80	72
		離職者数			3	11
		定着率			96.4%	86.7%
H29 年度	68	継続者数				60
		離職者数				8
		定着率				88.2%

※離職者に対しては、関係機関との連携により再就職および個別の支援を継続。

※平成 26・27 年度については事業所就職者に就労継続支援 A 型事業所（※28）を含む。

※専攻科卒業生を含む。

(県教育委員会調べ)

(※27) 障がい者就業・生活支援センター：障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面および生活面における一体的な相談支援を実施する機関。

(※28) 就労継続支援 A 型事業所：通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供および生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。

3 医療的ケアの取組の充実

【現状と課題】

特別支援学校には、日常的に医療的ケアを必要とする子どもが在籍しており、特に、人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアに対応する必要があります。特別支援学校には、必要に応じて看護師免許を有する常勤講師等（以下「学校に勤務する看護師」という。）を配置して、教員と協働し、安全な医療的ケア（※29）を実施しています。特別支援学校に在籍する子どもの約5%（通学生約4% 訪問教育生約1%）が医療的ケアを必要としています。

【資料 25】 特別支援学校における医療的ケアの必要な子ども（通学生）と配置した常勤講師の人数の推移

（単位：人）

	H27	H28	H29	H30	R 元
医療的ケアの必要な児童生徒	72	65	70	71	66
常勤講師（看護師免許有）	16	16	17	18	16

（県教育委員会調べ）

【資料 26】 訪問教育における医療的ケアの必要な子どもの人数の推移

（単位：人）

	H27	H28	H29	H30	R 元
医療的ケアの必要な児童生徒	16	12	13	11	16

（県教育委員会調べ）

【資料 27】 医学一般研修（第3号研修）を受講した教員の人数の推移

（単位：人）

	H27	H28	H29	H30	R 元
研修受講教員数	25	18	31	14	25

（県教育委員会調べ）

（※29）教員と協働した医療的ケア：社会福祉士および介護福祉士法の一部改正（平成24年）に伴い、たんの吸引等5つの特定行為に限り、登録研修機関で研修を受けた介護職員等が、一定の条件下で制度上実施できることとなり、特別支援学校の教員についても実施できることとなった。

【資料 28】 特別支援学校における医療的ケアの実施状況

(令和元年 5 月 1 日現在) (単位：件)

			通学生	訪問生
栄養	経管栄養	☆鼻腔留置の管からの注入	6	8
		☆胃ろう	35	6
		☆腸ろう	1	0
		口腔ネラトン法	0	0
	IVH 中心静脈栄養	0	0	
呼吸	口腔・鼻腔内吸引	☆咽頭より手前	32	18
		咽頭より奥の気道	11	
	気管切開部	☆気管カニューレ内からの吸引	18	16
		気管カニューレ奥からの吸引	11	
		衛生管理	1	
	経鼻咽頭エアウェイ	内吸引	3	0
		装置	1	0
	ネブライザー等の薬液吸入	7	3	
	酸素療法	5	8	
	人工呼吸器の使用	2	13	
カフアシスト	1	2		
排泄	導尿 (本人が自ら行う場合を除く。)	4	5	
	浣腸	0	3	
その他	血糖値測定 (本人が自ら行う場合を除く。)	4	0	
	インスリン注射等	3	0	

※☆は教員ができる医療的ケアの行為。

※一人の子どもが複数のケアを必要とする場合、ケアの内容によりそれぞれでカウントしているため、【資料 25】【資料 26】の数字とは異なります。

(県教育委員会調べ)

特別支援学校において医療的ケアを実施するにあたり、学識経験者や医師等の専門分野に係る有識者を助言者とする特別支援学校メディカル・サポート会議を開催し、本県の体制等について協議しています。また、安全で安心な医療的ケアを実施するために、ヒヤリハットの事例検討や学校に勤務する看護師を対象としたスキルアップ研修会を実施しています。

医療的ケアの実施にあたり、子どもの状態やケアの内容によっては、保護者の付添いを依頼（8名 平成30年度）していますが、付添いに係る保護者の負担を軽減する必要があります。

学校に勤務する看護師は、医師のいない中での医行為の判断が求められる場合があり、その不安を軽減し、安全で安心な医療的ケアを実施するために、学校における医療的ケアに精通した医療的ケア指導医や指導看護師（※30）の派遣が求められています。また、医療現場とは異なる状況での勤務となることから、看護師の確保に課題があります。

高度な医療的ケアを必要とする子どもへの対応等を検討するため、医療的ケア指導医および指導看護師を実施校に派遣し、学校に勤務する看護師への指導・助言を行うとともに、子どもに付添う保護者の相談に応じています。また、学校に勤務する看護師と保護者の役割を明確にするなど、付添う保護者の負担軽減を図れるよう、校内支援体制の整備について指導・助言を行っています。

【今後の取組】

特別支援学校には、人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを必要とする子どもが、一定数在籍することから、国の通知「学校における医療的ケアの今後の対応について」（平成31年3月）に基づき、学校に勤務する看護師を適正に配置します。

県教育委員会では、平成30年度に「特別支援学校における医療的ケアガイドライン（※31）」を作成しました。引き続き、ガイドラインを活用し、安全で安心な医療的ケアを実施します。

（※30）医療的ケア指導医や指導看護師：学校における医療的ケアの校内体制に係る助言、学校に勤務する看護師への相談等を行う、指導的立場の医師および看護師。

（※31）特別支援学校における医療的ケアガイドライン：学校における医療的ケアの今後の対応について」（平成31年3月）に基づき、本県が作成（平成31年3月）。

保護者への付添い依頼については、負担が軽減できるよう、「真に必要と考えられる場合に努めるべきであり、やむを得ず協力を求める場合にも、代替案などを十分に検討し、その理由や今後の見通しをていねいに説明することが必要」という、国の方針に基づき、保護者と十分な情報共有を行いながら、個別に検討を行います。

医療的ケア指導医および指導看護師を特別支援学校に派遣して、指導・支援を行うことにより、医師のいない状況で医行為の判断をしなければならない学校に勤務する看護師の不安の軽減に努めています。引き続き、特別支援学校において安全で安心な医療的ケアを実施するために、相談できる医療的ケア指導医および指導看護師を配置します。また、地域の医療機関や看護協会等と連携し、看護師の確保に取り組めます。

4 交流及び共同学習の充実

【現状と課題】

交流及び共同学習（※32）は、特別支援学校の子どもと地域の小中学校等の子どもが、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ機会です。県教育委員会では、平成 29 年度に「交流及び共同学習ガイドライン（※33）」を定め、基本的な考え方を示しました。

居住地校交流（※34）の一人あたりの実施回数は、小学部段階で年 2～3 回、中学部段階で年 1～2 回程度です。地域の中で共に学ぶことでお互いの良さに気づくなど、お互いの理解がさらに深まるよう、「交流及び共同学習ガイドライン」の考え方に基づく取組を進めることが必要です。

（※32）交流及び共同学習：交流及び共同学習においては、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面がある。

（※33）交流及び共同学習ガイドライン：県教育委員会が交流及び共同学習における留意点等をまとめたガイドライン。

【資料 29】 特別支援学校における交流及び共同学習の実施回数

(平成 30 年度)

交流種別の実施状況		小学部	中学部	高等部
学校間 交流 (※35)	回数	111	40	53
	学校数	16	13	14
	1校あたり回数	6.9	3.0	3.7
居住地校 交流	回数	502	114	/
	参加人数	207	68	
	全児童生徒数	443	388	
	参加した割合	46.7%	17.5%	

(県教育委員会調べ)

【今後の取組】

各特別支援学校が交流及び共同学習を計画的、効果的に進められるよう、「交流及び共同学習ガイドライン」およびリーフレット「交流及び共同学習を進めるために」を活用し、その意義やスムーズな実施について共通理解を図ります。交流及び共同学習に参加した子どもの感想や子ども同士の関わりの変化等の評価を通じて、お互いの理解がさらに深まるよう取組を進めます。

交流及び共同学習を積極的に進めるため、市町等教育委員会に居住地校との交流や学校間交流における目的や意義などについて理解と協力を求めるとともに、副次的な籍（※36）についての研究を通して、その効果や課題をふまえ、内容の充実を図ります。

(※34) 居住地校交流：特別支援学校の子どもが居住している地域の小・中学校の子どもの中に入って活動する交流及び共同学習。

(※35) 学校間交流：特別支援学校と幼稚園、小・中学校、高等学校の学年単位等との集団で行う交流及び共同学習。

(※36) 副次的な籍：特別支援学校小・中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の市町の小・中学校および義務教育学校に副次的な籍をもち、地域とのつながりを維持・継続するためのもの。

5 特別支援学校における安全・安心・健康な生活を送るための取組

【現状と課題】

南海トラフ地震等の発災が危惧される中、特別支援学校においては、各地域の状況等に応じた緊急マニュアル等を作成するとともに、「防災ノート（※37）」等を活用した防災教育に取り組んでいます。学校で学んだことを家庭に持ち帰り、家庭で話し合ったり、自分の住んでいる地域の避難場所を確認したりすることが必要です。

特別支援学校においては、全国障害者スポーツ大会「三重とこわか大会」の開催に向けて、ボッチャ等の障がい者スポーツを体育の授業等で積極的に取り入れるとともに、交流及び共同学習の機会等を通して障がい者スポーツの普及に取り組んでいます。一人ひとりの発達段階や障がいの状況、体力等に応じて、卒業後もスポーツに親しむ態度を育むことが必要です。

一人ひとりが、卒業後もより豊かな生活を送ることができるよう、生涯学習の視点を取り入れた取組を在学中から行うことが必要です。

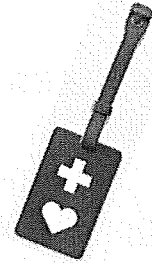
(※37) 防災ノート：自然災害から子どもの命を守るため、県教育委員会が作成したノート。

- ・子どもが地震や津波、台風等による危険や避難方法、家庭での防災対策を知り、自らの命を守るためにはどうすればよいかを考え、行動する力の育成
- ・子どもと保護者がともに家庭で防災ノートに取り組むことによる、家族の防災意識の向上と家庭の防災対策の充実

をめぐして、県内の各学校に配付し、学校における防災教育を推進。

【今後の取組】

発災時には、安全に避難することを最優先とすることが必要です。特別支援学校においては、地域の自治体等と連携した避難訓練やスクールバスの移動時での発災に備えた避難訓練等を実施するとともに、地域の状況に応じて、より安全な学校の体制を作るため、緊急マニュアル等を定期的に見直します。また、発災時だけではなく、日頃からヘルプマーク（※38）の活用などを含め、必要な支援を周りに伝える力、公共施設等に自ら避難して自分の安全を確保する力等を育成する取組を進めます。



スポーツには、「する・みる・支える・知る」などさまざまな楽しみ方があることを伝えるとともに、スポーツを生活の中に取り入れ、生涯にわたりスポーツに親しむ習慣が身につくよう体育等の授業の充実を図ります。また、特別支援学校の教員を対象とした障がい者スポーツに係る講習会を引き続き開催することで、教員の指導力の向上をめざします。

地域における生涯学習の機会に積極的に参加できるよう「個別の教育支援計画」への生涯学習に関する内容の記載を進めます。特別支援学校においては、教育活動全体を通じて生涯学習に関する関心・意欲を高めるとともに、地域の社会教育施設等におけるさまざまな学習機会に関する情報提供を行うなど、社会教育との連携を図ります。

（※38）ヘルプマーク：援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマーク。

6 特別支援学校のセンター的機能による地域支援

【現状と課題】

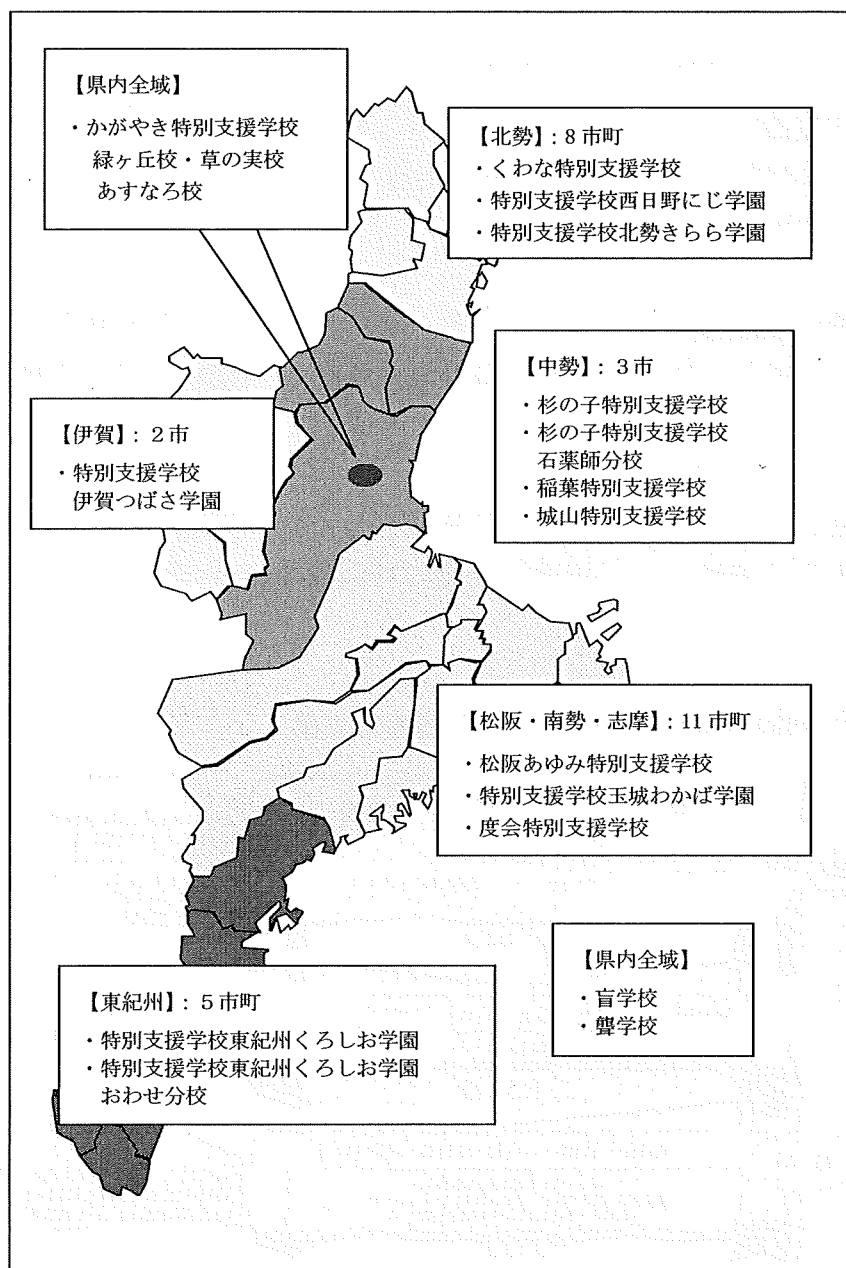
各特別支援学校においては、特別支援学校のセンター的機能（※39）として、小中学校等への支援を行うなど、地域の特別支援教育を推進する役割があります。特別支援学校のセンター的機能は、子どもの実態把握や指導・支援の方法、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」の作成・活用等、多岐にわたっています。中でも、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもへの集団の場面での指導・支援や、周りの子どもの理解を進める取組等を充実させる必要があります。

小中学校等の特別支援教育を推進するために、特別支援学校のセンター的機能として、県内の地域ごとに当該特別支援学校が協力して支援を行っています。県立子ども心身発達医療センターに隣接・併設するかがやき特別支援学校は、発達障がいに係る特別支援学校のセンター的機能の拠点校としての役割があることから、効果的な支援方法などについて他の特別支援学校に対して指導・助言を行う必要があります。

県教育委員会では、特別支援学校のセンター的機能を県内全域で展開し、各特別支援学校と小中学校等の連携をより進めていくために、「三重県立特別支援学校センター的機能ガイドブック」としてまとめました。

（※39）特別支援学校のセンター的機能：特別支援学校においては、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする（学校教育法第74条から抜粋）。

【資料 30】 特別支援学校のセンター的機能による支援担当地域



【資料 31】 特別支援学校による地域支援の回数

(単位：回)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
来校	2, 655	2, 154	2, 233	2, 118	2, 144
派遣	1, 127	1, 027	1, 057	992	918
合計	3, 772	3, 181	3, 290	3, 110	3, 062

(県教育委員会調べ)

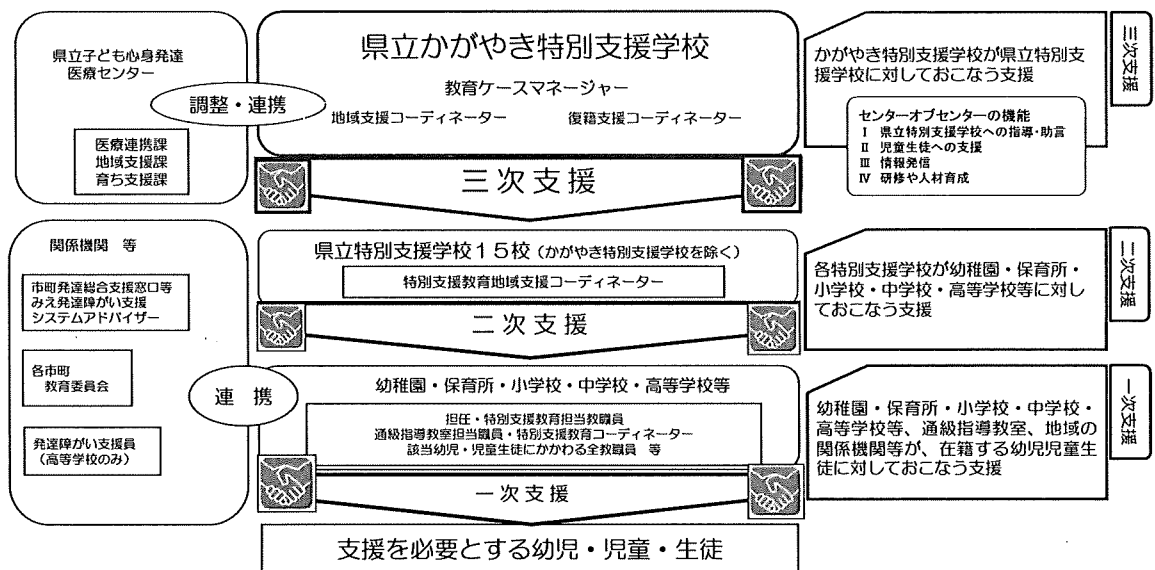
【今後の取組】

特別支援学校のセンター的機能をより有効に活用できるよう、「三重県立特別支援学校センター的機能ガイドブック」を小中学校および高等学校に周知します。特別支援学校では設置する教育部門に応じた障がいに関する支援に加えて、発達障がいに関する支援に取り組みます。

特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの発達障がいに係る専門性の向上を図るため、引き続き、かがやき特別支援学校あすなろ校における実地研修を実施します。

特別支援学校のセンター的機能を遺憾なく発揮するため、県立子ども心身発達医療センターや大学と連携して、指導的立場の特別支援教育コーディネーターの養成に取り組みます。

【資料 32】 県立かがやき特別支援学校を中核とした段階的な支援



第V章 教員の専門性の向上

【現状と課題】

特別な支援を必要とする子どもたちはどの学校等にも在籍していることから、全ての教員や保育士の特別支援教育に関する知識・技能を高めるために、全ての学校等において、特別支援教育に関する校内研修等を実施することが必要です。

小中学校の通常の学級や高等学校の教員は、特別な支援を必要とする子どもたちの特性や基本的な支援方法を理解するとともに、日常の学校生活や授業等の様子から支援の必要性に気づく力が求められます。また、通常の学級においては、周りの子どもの適切なかかわりや理解が不可欠なことから、特別な支援の必要性について周りの子どもに説明できる力が必要です。

通級による指導を担当する教員は、子どもの実態を適切に把握し、授業計画を立案して適切な指導・支援を行う力が求められます。また、通常の学級の担任と支援内容を共有し、通級による指導・支援の内容を通常の学級に引き継ぐ力が求められます。

特別支援学級を担当する教員は、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」に基づき、子どもの実態をふまえた各教科や自立活動の指導を行う力が求められます。また、通常の学級等の教員と連携し、特別支援学級における学習内容と、通常の学級における学習内容を整理し、適切に評価する力が求められます。

特別支援学校に在籍する子どもの障がい、重度・重複化、多様化しています。そのため、特別支援学校の教員は、主となる障がいに関する指導の専門性だけでなく、併せ有する障がいに係る指導についても専門性を高めることが必要です。(再掲 26 頁)

【今後の取組】

小中学校等や高等学校においては、校内委員会や研修会を開催するなど、子どもに関する情報の共有や障がいの特性、支援の方法に対する共通理解を深められるよう、特別支援学校のセンター的機能として校内委員会での助言などの取組を進めます。

特別支援学校のセンター的機能として、発達障がいに関する研修会や特別支援学校の授業体験、授業研究等の公開等を地域ごとに実施するとともに、特別支援学校と小中学校の教員が互いの専門性について共有し合うなどの連携を通して、地域の特別支援教育が充実するよう取り組みます。

通級による指導を担当する教員を対象とした研修を引き続き開催するとともに、地域ごとに通級による担当者を育成するための仕組み作りについて検討します。

特別支援学級の多様な実態の子ども一人ひとりに、適切な授業を実施できるよう、特別支援学校のセンター的機能の活用や研修会への参加等を促すなど、市町等教育委員会と連携した取組を進めます。

特別支援学校においては、子どもの将来の姿を思い描き、保護者の願いをふまえ、効果的な指導方法の検討を進めるため、授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけているかどうかを大切にしたいうえで、一人ひとりの十分な学びとなるよう、授業研究や教材研究に取り組みます。(再掲 29 頁)

発達障がいに関する専門性の向上のため、県立かがやき特別支援学校あすなろ校と小中学校の教員との人事交流について検討します。

特別支援学校において教育実習生を積極的に受け入れるとともに、教員養成段階で特別支援教育に関する授業やケース検討等に参加できるよう、大学等との連携を深めます。

大学等と連携し、認定講習等による特別支援学校教諭免許状保有率の向上のための取組を進めます。(平成 30 年度 三重県 80.1% 全国 79.7%)

第Ⅵ章 特別支援学校の整備

1 これまでの整備の経緯

東紀州くろしお学園の校舎を熊野市金山町に整備し、平成 29 年 4 月から新校舎で学習をしています。

県立子ども心身発達医療センターの整備に伴い、発達障がい支援の充実をめざして、かがやき特別支援学校（緑ヶ丘校、草の実校、あすなろ校）を平成 29 年 4 月（新校舎での学習は平成 29 年 6 月から開始）に再編整備しました。

玉城わかば学園の児童生徒数の増加による施設の狭隘化に対応するため、松阪あゆみ特別支援学校を新設し、平成 30 年 4 月に開校しました。

西日野にじ学園の児童生徒数の増加による狭隘化に対応するため、四日市市のあけぼの学園跡地を利活用し、令和元年 9 月から使用しています。

一部の特別支援学校においては施設の狭隘化、老朽化や教室不足が解消されていない状況です。

特別支援学校に通学する子どもの増加や、スクールバスの老朽化に伴い、車両の増車や更新を計画的に進めました。現在、48 台のスクールバスを運行しています。

県内の各地域における特別支援学校の整備とスクールバスの配置の充実によって通学が困難な子どもが減少し、寄宿舎に入舎する子どもの数は減少しています。寄宿舎整備協議会を開催し、今後の寄宿舎のあり方について、寄宿舎設置校と協議を重ねてきました。

寄宿舎を利用する子どもの減少に伴い、平成 30 年度末に度会特別支援学校の寄宿舎を閉舎しました。

【資料 33】寄宿舎利用者の人数の推移（単位：人）

年度	H27	H28	H29	H30	R 元
人数	33	41	43	38	32

（県教育委員会調べ）

2 今後の対応

特別な支援を必要とする子どもたちの増加や各特別支援学校における課題等に対しては、市町等教育委員会や各特別支援学校との情報共有を図り、地域の状況を考慮し、個別に検討を重ねています。引き続き、各特別支援学校への聞き取りや市町等教育委員会との情報共有をていねいに行い、在籍者数や障がい種別、地域等をふまえ、施設の狭隘化や教室不足等の課題解決に向けた検討を進めます。施設の老朽化については、「三重県立学校施設長寿命化計画（令和2年3月予定）」に基づき、計画的に対策を進めます。

スクールバスについては、子どもが安全で安心して通学できるよう計画的な配備を行い、運行します。また、導入後長年月を経過している車両については、必要な修繕を行うとともに、引き続き計画的に更新を進めます。

寄宿舎については、寄宿舎整備協議会において今後のあり方の検討を進めています。保護者等の関係者も含め、障がいの特性や地域のニーズ、統合の組合せ、防災面などに配慮し、寄宿舎のあり方について検討を進めます。

各章における目標指標

みえ県民カビジョンおよび三重県教育ビジョンの主指標

項目	現状値	R5
(☆) 特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率		

第Ⅰ章 切れ目ない支援体制の充実

項目	現状値	R5
高等学校へ支援情報を引き継いだ中学校の割合（保護者の同意が得られた場合に限る）		

第Ⅱ章 小中学校における特別支援教育の充実

項目	現状値	R5
(☆) 小中学校の通常の学級において個別の教育支援計画および個別の指導計画を作成した学校の割合		

第Ⅲ章 高等学校における特別支援教育の充実

項目	現状値	R5
通級による指導を実施している高等学校数		

第Ⅳ章 特別支援学校における教育の推進

項目	現状値	R5
(☆) 特別支援学校において、交流及び共同学習を実施した回数		

第Ⅴ章 教員の専門性の向上

項目	現状値	R5
幼稚園・小中学校・高等学校において、特別支援教育に関する校内研修を実施した学校の割合（4年間の累計）		

(☆) は、みえ県民カビジョンおよび三重県教育ビジョンの活動指標

報告 4

県立学校施設に係る長寿命化計画の中間案概要について

県立学校施設に係る長寿命化計画の中間案概要について、別紙のとおり報告する。

令和元年10月3日提出

三重県教育委員会事務局
学校経理・施設課長

県立学校施設に係る長寿命化計画の中間案概要について

1 学校施設の長寿命化計画策定の背景・目的等

(1) 計画策定の背景

県立学校施設は昭和 40～50 年代にかけて建設されたものが多く、建物や設備の老朽化対策が大きな課題となっています。また、教育に対するニーズは時代と共に変化してきており、学校施設に求められる機能も複雑化、多様化しています。

(2) 計画の目的

学校施設の維持管理・更新等にかかるトータルコストの縮減と予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保するため、中長期的な施設整備の方針を示し、計画的に老朽化対策を進めることを本計画の目的とします。

(3) 計画の位置付け

平成 25 年に策定された国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、県の公共施設の総合的・計画的な管理方針として、平成 27 年に「みえ公共施設等総合管理基本方針」を策定しました。本計画は、「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、県立学校施設の個別施設計画として策定します。

(4) 計画期間

令和 2 年度から「みえ公共施設等総合管理基本方針」の計画終期である令和 16 年度まで（15 年間）とします。

(5) 対象施設

三重県教育委員会が所管する高等学校及び特別支援学校とします。

2 学校施設のめざす姿

三重県の教育のめざす姿とその実現に向けた施策の方向性を示す中長期計画である「三重県教育ビジョン」（現在次期ビジョン策定中）において、学校施設のめざす姿を示した施策「学校施設の充実」をふまえた記述とします。

3 学校施設の実態

(1) 学校施設の設置状況

高等学校 57 校、特別支援学校 18 校の合計 75 校の県立学校施設があり、県立学校施設全体の延べ面積は約 93 万㎡となります。

(2) 学校施設の老朽化の状況

現在保有している学校施設は、築 30 年以上経過した建物が全体の約 7 割（棟数）、築 40 年以上経過した建物は約 4 割（棟数）を占める状況にあります。

平成 9 年度以降、耐震対策実施に併せて老朽化対策を実施してきましたが、劣化状況の調査を行ったところ、全体的に劣化の進行が認められました。

また、トイレの洋式化など設備面でも住環境とのギャップが大きくなっており、設備面においても改修や更新が必要になっている状況です。

(3) 施設関連経費の状況

過去5年間の県立学校施設関連経費の平均は、光熱水費等を含め全体で概ね36億円/年となっていますが、減少傾向にあり、より効果的な執行が求められます。

(4) 今後の維持・更新経費(従来型と長寿命化型の比較)

これまでどおり建替えを中心として施設を更新していく場合と、建物が劣化する前に予防保全を施す長寿命化改修を実施した場合の、建設及び維持管理にかかる経費について試算し比較したところ、今後40年間で約416億円、年平均で約10.1億円圧縮できるとの結果が算出されました。

- ・建替え中心の場合：今後40年間で約3,164億円(年平均約79.1億円)
- ・長寿命化改修の場合：今後40年間で約2,748億円(年平均約69億円)

4 学校施設整備の基本的な方針等

(1) 学校施設の規模や配置の適正化

高等学校の生徒数は減少傾向にある一方、特別支援学校の児童生徒数は増加傾向にあります。このような状況の中、学校施設の規模や配置の適正化については、「県立高等学校活性化計画」及び「三重県特別支援教育推進基本計画」との整合を図っていきます。

(2) 改修等の基本的な方針

①改修の手法

長寿命化改修を中心に行います。改修の実施に際しては、建物の状態から改修対象の部位を精査するとともに、使用状況等から減築など他の手法も検討し、より効果的な改修となるよう取り組みます。

②長寿命化改修の対象

長寿命化改修の対象施設は、延べ面積が200㎡以上の建物としますが、渡り廊下など付随する建物も一体的に工事すべきひとつの棟として扱います。

それにより整理すると、改修対象は全体で557棟(87万9千㎡)となります。

③目標耐用年数

長寿命化改修における鉄筋コンクリート造の目標耐用年数は80年とします。

④改修サイクル

長寿命化改修は、目標耐用年数の中間期である築40年を経過した段階で、構造躯体の強度やコンクリートの中性化の度合い等を調査のうえ実施します。

⑤改修の進め方

改修対象の建物の使用状況等から、必要に応じて減築も想定するとともに、バリアフリー化などの施設の機能向上にも可能な限り取り組みます。

⑥トイレの改修

学校施設は、学習の場であるとともに生活の場でもあり、住環境とのギャップが特に大きくなっているトイレについては、洋式化などの機能面の向上を早期に図る必要がある部位として位置付け、建物の改修と並行して計画的に進めます。

5 基本的な方針等をふまえた施設整備の水準等

長寿命化改修の具体的な内容は、個々の建物の老朽化の状況や使用状況を把握した上で決定しますが、建物の部位ごとに統一的な整備水準を定めます。

6 長寿命化の実施計画

(1) 実施計画の策定

より具体的な長寿命化改修方策を記載した実施計画を策定し、実施計画に基づいて、令和2年度から改修に着手します。

実施計画については、状況の変化に柔軟に対応できるよう4年ごとに策定し、工事の進捗状況等、必要に応じて見直しを行います。

(2) 改修等の優先順位付け

屋上や外壁など、その劣化が構造躯体の劣化の進行に大きな影響を与える部位の老朽化対策を優先して実施することが必要であることから、劣化している部位に着目して改修を実施する建物の優先順位を判断します。

また、トイレの改修については、洋便器の不足度合いの高い学校の改修を優先して進めます。

7 長寿命化計画の継続的運用方針

効率的かつ効果的な施設整備を進めていくため、定期的に劣化状況調査や点検を実施することにより、学校施設の実態把握・評価を継続的に行い、把握した情報や評価結果に基づきPDCAサイクルを確立し、より効果的な整備の検討や計画の見直しを行います。

三重県立学校施設長寿命化計画

(中間案)

2019年10月
三重県教育委員会

目 次

1 学校施設の長寿命化計画策定の背景・目的等	1
(1)計画策定の背景	1
(2)計画の目的	1
(3)計画の位置付け	2
(4)計画期間	2
(5)対象施設	2
2 学校施設のめざす姿	3
3 学校施設の実態	4
(1)学校施設の設置状況	4
(2)学校施設の老朽化の状況	7
(3)施設関連経費の状況	8
(4)今後の維持・更新経費(従来型と長寿命化型の比較)	8
4 学校施設整備の基本的な方針等	10
(1)学校施設の規模や配置の適正化	10
(2)改修等の基本的な方針	11
5 基本的な方針等をふまえた施設整備の水準等	15
6 長寿命化の実施計画	16
(1)実施計画の策定	16
(2)改修等の優先順位付け	16
7 長寿命化計画の継続的運用方針	16

1 学校施設の長寿命化計画策定の背景・目的等

(1) 計画策定の背景

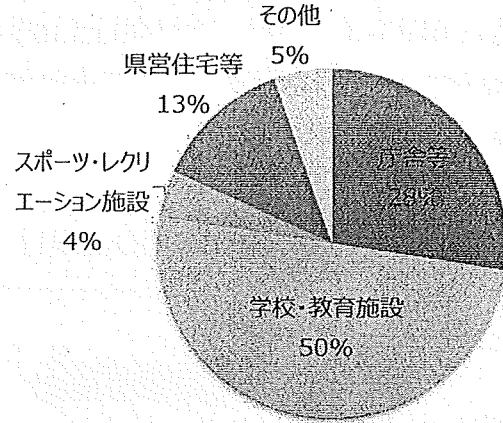
三重県では、学校施設として75校（高等学校57校、特別支援学校18校）、延べ面積にして約93万㎡の建物を保有しており、これは三重県が保有する施設の約5割にあたります。

学校施設は、その多くが昭和40～50年代を中心に建設されており、これらのうち、築40年を超える建物が約5割を占めるなど、老朽化が進んでおり、今後、維持管理や改築に多額の費用がかかることが見込まれます。

一方で、近年の教育に対するニーズは、AI技術の進展など社会経済情勢の変化に伴う学習内容の変更、グローバル化の進展に伴う外国人生徒の増加や障がいのある児童生徒や特別な支援の必要な児童生徒への対応など、時代と共に変化しており、それらの視点を取り入れた施設整備を行っていく必要があります。

さらに、地球温暖化による夏季の気温上昇に対応するための空調整備や、生活様式の変化に伴うトイレの洋式化など、安全・快適な学習環境の確保、節電、節水型の設備機器への更新による省エネルギー対策、災害時の地域の避難所としての機能充実などが求められています。

公共施設の延べ床面積グラフ
(みえ公共施設等総合管理基本方針より抜粋)



(2) 計画の目的

このように、学校に求められる機能が複雑化・多様化する中、老朽化対策は劣化した建物や設備について単に建築時の状態に戻すだけでなく、機能や性能を現在の学校に求められている水準まで引き上げていくことも重要です。

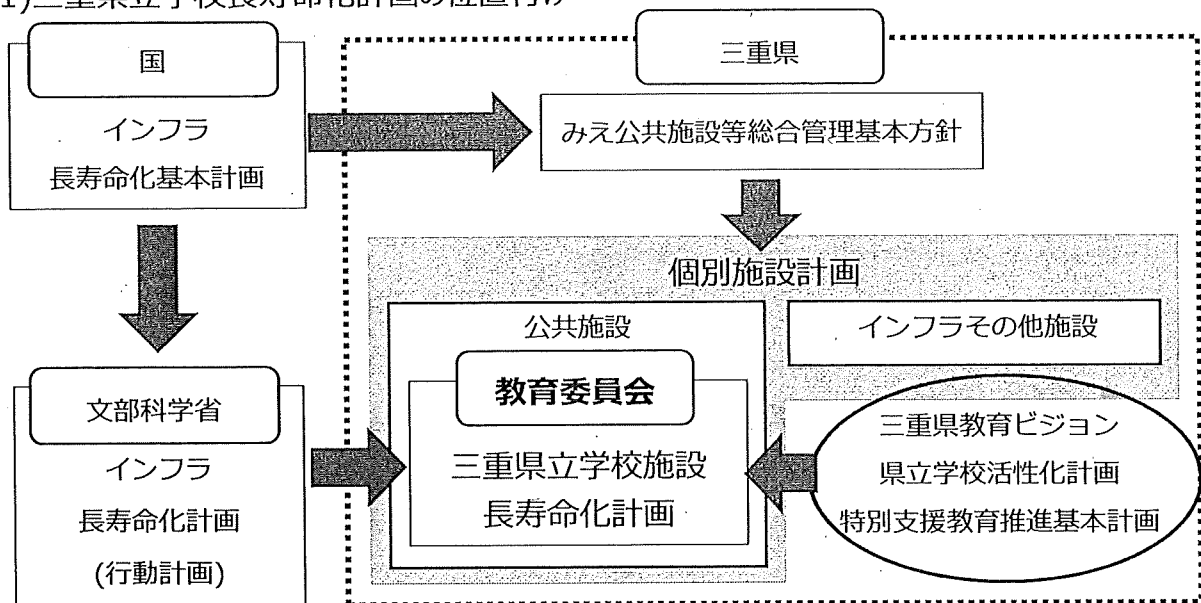
求められる老朽化対策を実施していくためには多額の費用を要することから、計画的に学校施設の改修や更新を図っていく必要があります。

そのため、本計画において学校施設の維持管理・更新等にかかるトータルコストの縮減と予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保するため、中長期的な施設整備の方針を示し、計画的に老朽化対策を進めることを目的として策定します。

(3) 計画の位置付け

三重県では、平成 25 年 11 月に策定された国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、県の公共施設の総合的・計画的な管理方針として、平成 27 年 3 月に「みえ公共施設等総合管理基本方針」を策定しました。本計画は、「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づく、県立学校施設の個別施設計画として策定します。なお、本計画は文部科学省が平成 27 年 3 月に策定した「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」、「三重県教育ビジョン」等、関係する計画に掲げられた施策と整合を図ったものとしていきます。

(図 1) 三重県立学校長寿命化計画の位置付け



(4) 計画期間

本計画の計画期間は、令和 2(2020)年度から「みえ公共施設等総合管理基本方針」の終期である令和 16(2034)年度までの 15 年間とし、学校施設を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、具体的な計画内容を示す実施計画は、4 年毎に作成していきます。

なお、本計画は、「三重県教育ビジョン」等の本計画と関連の深い計画の改訂や社会情勢等の変化により必要が生じた場合は見直しを行うこととします。

(5) 対象施設

三重県教育委員会が所管する高等学校、特別支援学校を対象とします。

2 学校施設のめざす姿

三重県の教育のめざす姿とその実現に向けた施策の方向性を示す中長期計画である次期「三重県教育ビジョン」（仮称）中間案では、基本施策「安全で安心な学びの場づくり」における、施策「学校施設の充実」のなかで、以下のとおりめざす姿や主な取組内容を示しています。

■めざす姿

老朽化や耐震への対応が進むとともに、生活様式の変化にも対応した、安全で快適な学校施設で子どもたちが安心して学校生活を送っています。

■主な取組内容

□老朽化対策の推進

県立学校において、屋上・外壁など校舎の経年劣化の修復や給排水設備や電気設備の更新を計画的に進めます。

□快適な学習環境づくりの推進

県立学校において、猛暑に備えるため、空調設備の整備・更新を進めます。また、トイレについては、生活様式の変化に対応するため、老朽化対策とあわせて大便器の洋式化や乾式清掃の床への転換など、機能面の向上を計画的に進めます。

□バリアフリー化の推進

県立学校で学ぶ子どもたちの実情に応じたバリアフリー改修を引き続き進めるとともに、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく整備を行います。

□自然環境を考慮した施設整備・改修の実施

LED照明への更新を進めるなど、県立学校の省エネルギー化を推進するとともに、「みえ公共建築物等木材利用方針」に基づく整備を行います。

□学習内容の変化に配慮した施設整備・改修の実施

県立学校の整備・改修の際には、情報関連設備等の増設を想定するとともに、学習形態にあわせて間仕切等の変更が可能となるよう配慮し、学習内容や学習形態の変化に柔軟に対応できるよう取り組みます。

3 学校施設の実態

(1) 学校施設の設置状況

① 学校数、面積等

三重県には、高等学校 57 校、特別支援学校 18 校の合計 75 校の県立学校施設があります。
高等学校全体の延べ面積は約 82 万㎡、特別支援学校全体の延べ面積は約 11 万㎡で、県立学校施設全体で約 93 万㎡となります。

表：県立高等学校施設一覧(令和元年 5 月 1 日時点)

	学校名	所在地	棟数	保有面積	生徒数	学級数
1	桑名高等学校	桑名市大字東方 1 7 9 5	25(10)	15,876	1,197	29
2	桑名西高等学校	桑名市大字志知字東山 2 8 3 9	21(6)	13,303	871	22
3	桑名北高等学校	桑名市大字下深谷部字山王 2 5 2 7	15(6)	13,113	632	18
4	桑名工業高等学校	桑名市芳ヶ崎 1 3 3 0 - 1	31(9)	14,677	475	14
5	いなべ総合学園高等学校	いなべ市員弁町御園 6 3 2	18(4)	20,052	955	30
6	川越高等学校	三重郡川越町大字豊田 2 3 0 2 - 1	16(6)	12,958	953	24
7	四日市高等学校	四日市市富田 4 丁目 1 - 4 3	25(9)	15,853	1,036	26
8	四日市南高等学校	四日市市大字日永字岡山 4 9 1 7	20(7)	11,339	957	24
9	四日市西高等学校	四日市市桜町 6 1 0 0	16(5)	13,993	833	21
10	朝明高等学校	四日市市中野町 2 2 1 6	17(7)	12,810	645	17
11	四日市四郷高等学校	四日市市八王子町字高花 1 6 5 4	13(6)	12,938	658	17
12	四日市農芸高等学校	四日市市河原田町 2 8 4 7	34(9)	17,765	714	18
13	四日市工業高等学校	四日市市日永東 3 丁目 4 - 6 3	30(15)	22,897	1,155	34
14	四日市中央工業高等学校	四日市市菅原町 6 7 8	28(16)	18,994	714	18
15	四日市商業高等学校	四日市市尾平町永代寺 2 7 4 5	22(8)	15,642	794	20
16	菰野高等学校	三重郡菰野町大字福村 8 7 0	25(7)	11,584	462	12
17	神戸高等学校	鈴鹿市神戸 4 丁目 1 - 8 0	32(7)	16,281	956	24
18	白子高等学校	鈴鹿市白子 4 丁目 1 7 - 1	20(8)	13,583	743	19
19	石薬師高等学校	鈴鹿市石薬師町字寺東 4 5 2	24(6)	13,339	429	13
20	稻生高等学校	鈴鹿市稻生町 8 2 3 2 - 1	14(7)	13,912	653	17
21	飯野高等学校	鈴鹿市三日市町字東新田場 1 6 9 5	19(9)	11,127	592	24
22	亀山高等学校	亀山市本町 1 - 1 0 - 1	24(9)	15,961	711	20
23	津高等学校	津市新町 3 丁目 1 - 1	23(9)	15,664	1,038	26
24	津西高等学校	津市河辺町 2 2 1 0 - 2	23(7)	14,302	956	26
25	津東高等学校	津市一身田上津部田 1 4 7 0	21(6)	13,741	947	26
26	津工業高等学校	津市半田 5 3 4	28(11)	17,435	718	18
27	津商業高等学校	津市浅見町 6 9 9 番地	27(8)	13,942	837	21
28	久居高等学校	津市戸木町 3 5 6 9 - 1	16(8)	13,894	705	21
29	久居農林高等学校	津市久居東鷹跡町 1 0 5	54(14)	23,989	699	27
30	白山高等学校	津市白山町南家城 6 7 8	19(6)	9,154	315	9
31	松阪高等学校	松阪市垣鼻町 1 6 6 4	29(9)	16,456	955	39
32	松阪工業高等学校	松阪市殿町 1 4 1 7	27(14)	20,893	754	22
33	松阪商業高等学校	松阪市豊原町 1 6 0 0	21(9)	12,901	594	16
34	飯南高等学校	松阪市飯南町粥見 5 4 8 0 - 1	24(10)	9,568	234	9
35	相可高等学校	多気郡多気町相可 5 0	50(13)	18,958	658	17
36	昂学園高等学校	多気郡大台町茂原 4 8	19(7)	15,912	192	9
37	宇治山田高等学校	伊勢市浦口 3 丁目 1 3 - 1	29(7)	12,300	718	18

38	伊勢高等学校	伊勢市神田久志本町1703-1	23(8)	13,727	917	23
39	伊勢工業高等学校	伊勢市神久2丁目7-18	30(10)	17,116	514	13
40	宇治山田商業高等学校	伊勢市黒瀬町札ノ木1193	23(9)	13,536	598	15
41	明野高等学校	伊勢市小俣町明野1481	48(12)	18,724	528	14
42	南伊勢高等学校・南勢校舎	度会郡南伊勢町船越2926-1	11(4)	6,332	31	3
43	南伊勢高等学校・度会校舎	度会郡度会町大野木2831	21(5)	9,889	171	6
44	鳥羽高等学校	鳥羽市安楽島町1459	20(6)	13,556	193	7
45	志摩高等学校	志摩市磯部町恵利原1308	20(7)	11,020	323	9
46	水産高等学校	志摩市志摩町和具2578	28(13)	15,360	225	6
47	上野高等学校	伊賀市上野丸の内107	26(10)	14,624	884	25
48	あけぼの学園高等学校	伊賀市川東412	12(6)	9,134	231	9
49	伊賀白鳳高等学校	伊賀市緑ヶ丘西町2270-1	62(15)	25,716	810	21
50	名張高等学校	名張市東町2067-2	29(12)	15,397	635	19
51	名張青峰高等学校	名張市百合が丘東6番町1	13(6)	12,811	863	23
52	尾鷲高等学校	尾鷲市古戸野町3-12	38(12)	18,431	551	21
53	木本高等学校	熊野市木本町1101-4	21(7)	16,274	594	18
54	紀南高等学校	南牟婁郡御浜町阿田和1960	16(7)	9,843	236	8
55	北星高等学校	四日市市大字茂福字横座668-1	11(6)	7,950	564	43
56	みえ夢学園高等学校	津市柳山津興1239	11(5)	9,905	456	21
57	伊勢まなび高等学校	伊勢市神田久志本町1560	13(5)	8,305	141	15
計			1,375(479)	823,506	38,124	1,084

※棟数欄の括弧内の数字は、延べ面積が200㎡以上の建物で、一体的に工事すべき「かたまり」をひとつの棟とした場合の棟数です。200㎡未満の小規模な建物は含みません。

※通信制（北星高等学校、松阪高等学校）の生徒数は含みません。

表：県立特別支援学校施設一覧(令和元年5月1日時点)

	学校名	所在地	棟数	保有面積	生徒数	学級数
1	盲学校	津市高茶屋4丁目39-1	16(7)	7,298	27	18
2	聾学校	津市大字藤方2304-2	21(6)	8,191	81	31
3	くわな特別支援学校	桑名市大字東方字尾弓田1073	14(4)	7,142	147	32
4	城山特別支援学校	津市城山1丁目5-29	9(5)	7,461	86	33
5	杉の子特別支援学校	鈴鹿市加佐登3丁目2-2	10(3)	3,822	88	29
6	杉の子特別支援学校石薬師分校	鈴鹿市石薬師町字寺東452	4(2)	1,123	90	13
7	かがやき特別支援学校	津市大里窪田町357	11(4)	5,612	46	23
8,9	かがやき特別支援学校草の美,あすなる分校	津市大里窪田町450-5	1(1)	4,187	57	21
10	稲葉特別支援学校	津市稲葉町字上野4101	13(7)	7,667	190	35
11	特別支援学校西日野にじ学園	四日市市西日野町4070-35	12(5)	7,918	272	53
12	度会特別支援学校	度会郡度会町大野木1825	20(5)	6,492	50	23
13	特別支援学校玉城わかば学園	度会郡玉城町宮古726-17	13(8)	7,931	126	27
14	特別支援学校北勢きらら学園	四日市市下海老町字高松161	15(7)	8,795	103	41
15	特別支援学校伊賀つばさ学園	名張市美旗町南西原229-2	9(8)	7,589	141	34
16	特別支援学校東紀州くろしお学園	熊野市金山町2496	4(2)	2,729	24	12
17	特別支援学校東紀州くろしお学園おわせ分校	尾鷲市光ヶ丘28-61	10(3)	5,110	26	9
18	松阪あゆみ特別支援学校	松阪市久保町1846-195	2(1)	5,997	157	34
計			184(78)	105,064	1,711	468

※棟数欄の括弧内の数字は、延べ面積が200㎡以上の建物で、一体的に工事すべき「かたまり」をひとつの棟とした場合の棟数です。200㎡未満の小規模な建物は含みません。

②施設の配置状況

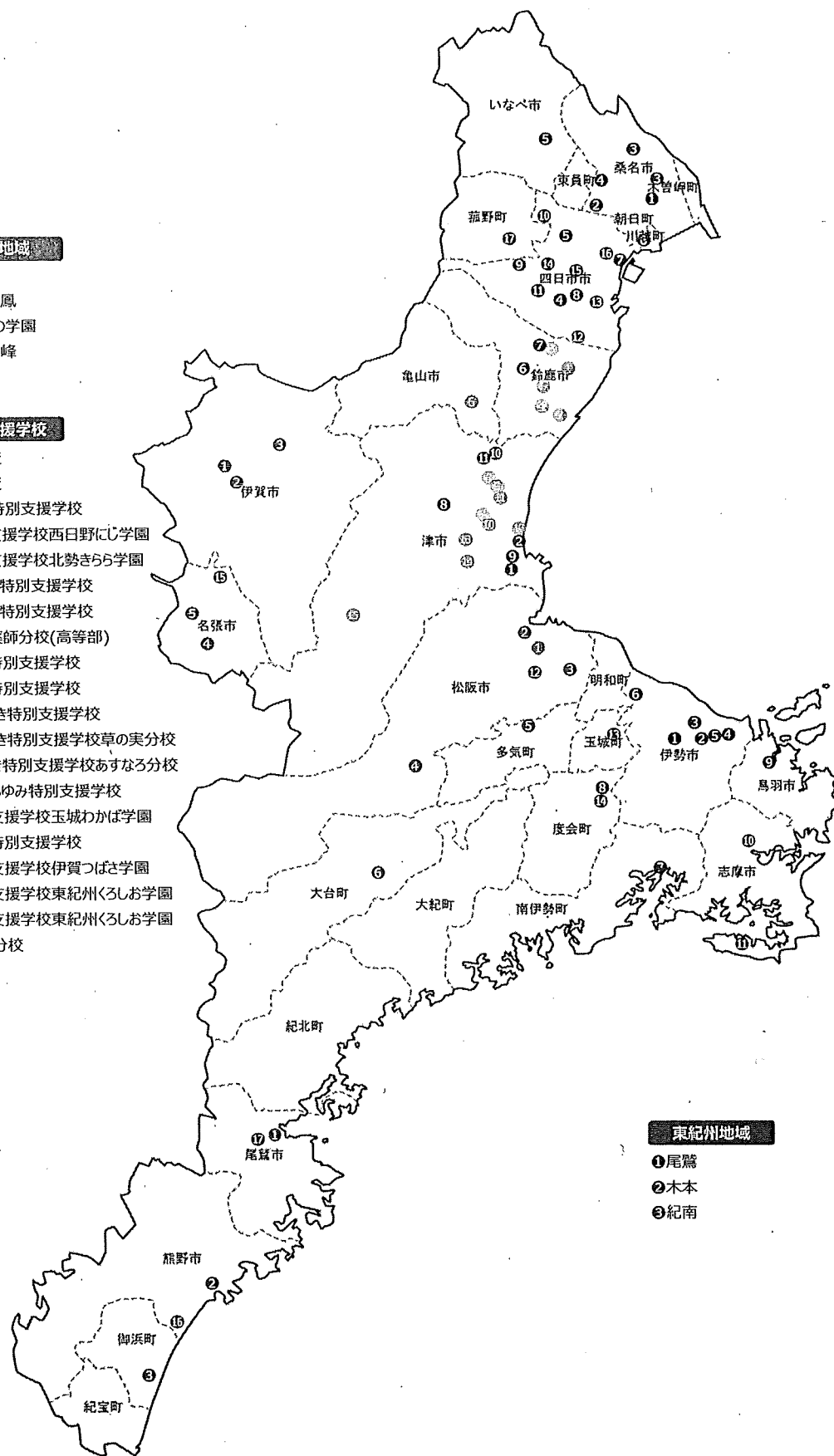
県立学校の配置状況は図のとおりです。

伊賀地域

- ①上野
- ②伊賀白鳳
- ③あけぼの学園
- ④名張青峰
- ⑤名張

特別支援学校

- ①盲学校
- ②聾学校
- ③くわな特別支援学校
- ④特別支援学校西日野にじ学園
- ⑤特別支援学校北勢きらら学園
- ⑥杉の子特別支援学校
- ⑦杉の子特別支援学校
石薬師分校(高等部)
- ⑧稲葉特別支援学校
- ⑨城山特別支援学校
- ⑩かがやき特別支援学校
- ⑪かがやき特別支援学校草の実分校
かがやき特別支援学校あすなろ分校
- ⑫松阪あゆみ特別支援学校
- ⑬特別支援学校玉城わかば学園
- ⑭度会特別支援学校
- ⑮特別支援学校伊賀つばさ学園
- ⑯特別支援学校東紀州くろしお学園
- ⑰特別支援学校東紀州くろしお学園
おわせ分校



北勢地域

- ①桑名
- ②桑名西
- ③桑名北
- ④桑名工業
- ⑤いなべ総合学園
- ⑥川越
- ⑦四日市
- ⑧四日市南
- ⑨四日市西
- ⑩朝明
- ⑪四日市四郷
- ⑫四日市農芸
- ⑬四日市工業
- ⑭四日市中央工業
- ⑮四日市商業
- ⑯北星
- ⑰菰野

三重地域

- ⑱神戸
- ⑲白子
- ⑳石薬師
- ㉑稲生
- ㉒飯野
- ㉓亀山
- ㉔津
- ㉕津西
- ㉖津東
- ㉗津工業
- ㉘津商業
- ㉙みえ夢学園
- ㉚久居
- ㉛久居農林
- ㉜白山

松阪地域

- ①松阪
- ②松阪工業
- ③松阪商業
- ④飯南
- ⑤相可
- ⑥昴学園

東紀州地域

- ①尾鷲
- ②木本
- ③紀南

南勢志摩地域

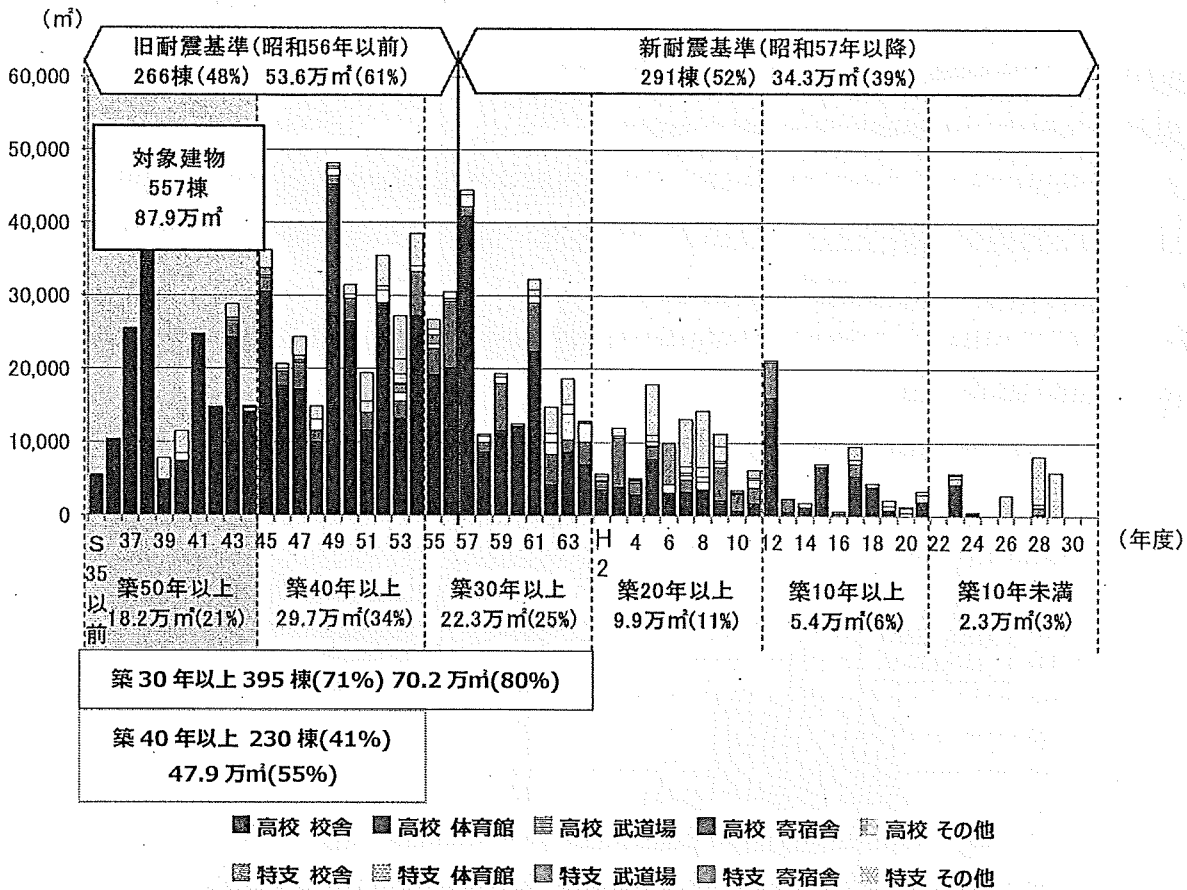
- ①宇治山田
- ②伊勢
- ③伊勢工業
- ④宇治山田商業
- ⑤伊勢まなび
- ⑥明野
- ⑦南伊勢(南勢校舎)
- ⑧南伊勢(度会校舎)
- ⑨鳥羽
- ⑩志摩
- ⑪水産

(2) 学校施設の老朽化の状況

現在保有している学校施設を、延べ面積が200㎡以上の建物で建築年代別にみると、築30年以上経過した建物は395棟(71%) 70.2万㎡(80%)、築40年以上経過した建物は230棟(41%) 47.9万㎡(55%)となっています。

また、旧耐震基準の建物(昭和56年以前に建築)は266棟(48%) 53.6万㎡(61%)、新耐震基準の建物は291棟(52%) 34.3万㎡(39%)となっています。

築年別整備状況



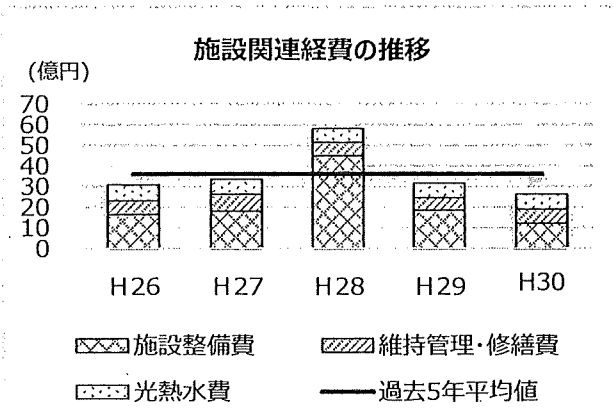
三重県では、耐震性の不足している建物の耐震化を最優先に取組を進め、平成9年度以降、耐震改修を実施する建物については、耐震改修に併せて、劣化状況に応じ、内部仕上げや電気設備、給排水設備、屋上防水、外壁改修等の老朽化対策を実施してきました。

しかし、耐震改修を実施した建物もすでに20年以上経過しているものもあり、また、旧耐震基準の建物で耐震性のある建物や新耐震基準の建物で築30年以上経過しているものの中には、老朽化対策が実施されていない建物が多くあります。こうした状況の中、平成29、30年度に実施した劣化状況調査においては全体的に劣化の進行が認められました。

また、トイレの洋式化など設備面でも住環境とのギャップが大きくなっており、設備面においても改修や更新が必要になっている状況です。

(3)施設関連経費の状況

過去5年間の県立学校施設関連経費の平均は、施設整備費は22億円/年、維持管理・修繕費は7億円/年、光熱水費は7億円/年、全体で概ね36億円/年となっていますが、年々減少傾向にあり、施設関連経費についてより効果的な執行が求められます。



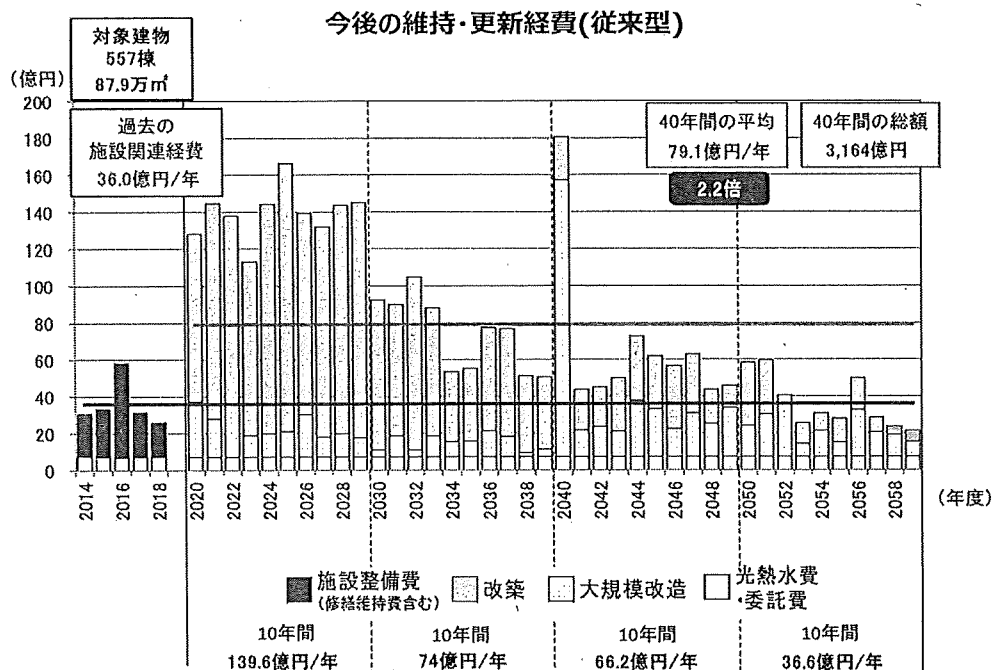
(4)今後の維持・更新経費(従来型と長寿命化型の比較)

①従来型の改築中心の整備を行った場合の経費

県立学校施設について、これまでどおり建替えを中心として施設を更新していく場合の建設及び維持管理にかかる経費を試算したところ、次のグラフのとおり、今後40年間で約3,164億円、年平均約79.1億円が必要になるとの結果が算出されました。

これは、三重県の過去5年間の学校施設関連経費の年平均施設関連経費(約36億円/年)の2.2倍に相当します。

また、令和2～11年度の10年間は年平均139.6億円が必要となっています。



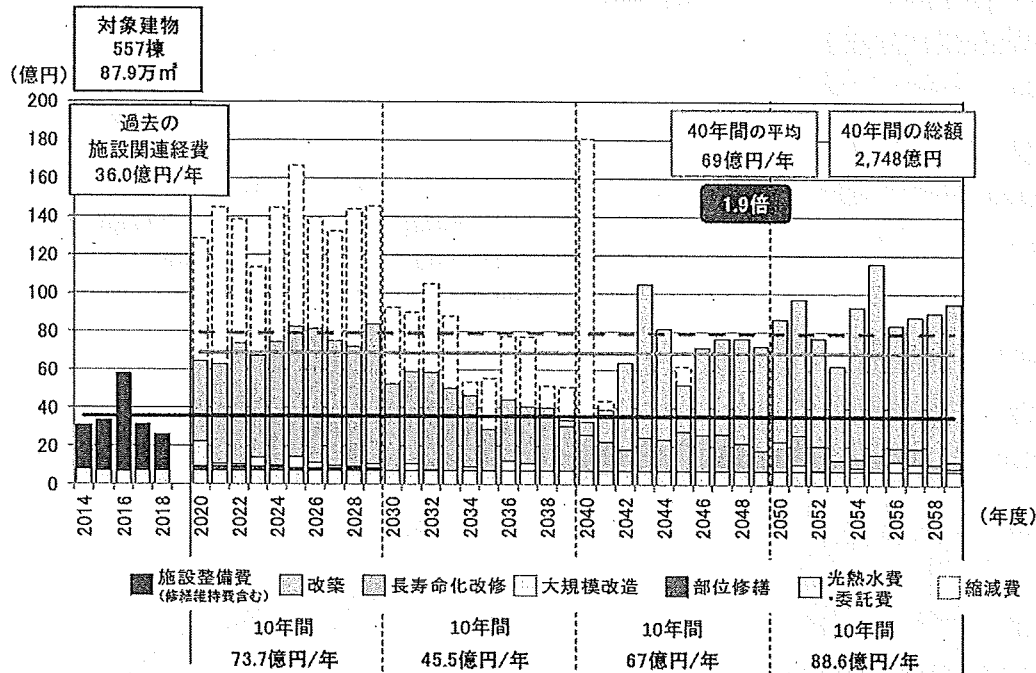
※試算条件

- 「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」(文部科学省) 付属エクセルソフトを活用して機械的に試算
- 現在の建物を対象として、築50年後に改築を行うものと設定
- 改築は2年に工事費を均等配分
- 改築の実施予定年数より古い建物は、今後10年以内に実施すると仮定し、当該経費の10分の1の金額を10年間計上
- 解体や、仮設校舎が必要な場合は、その費用が別途必要

②長寿命化型の整備を行った場合の経費

建設後、建物が劣化する前に予防保全を施し、80年程度使用していく場合の工事及び維持管理にかかる経費についても同様に試算したところ、次のグラフのとおり、今後40年間で約2,748億円、年平均約69億円が必要になり、これまでどおり建替えを中心として施設を更新していく場合と比較すると、今後40年間で約416億円、年平均で約10.1億円圧縮できるとの結果が算出されました。

今後の維持・更新経費(長寿命型)



※試算条件

- 「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」(文部科学省) 付属エクセルソフトを活用して機械的に試算
- 現在の建物を対象として、築50年後に長寿命化改修、築80年後に改築を行うものと設定
- 長寿命化改修は3年に、改築は2年に工事費を均等配分
- 長寿命化改修の実施予定年数より古い建物は、今後10年以内に実施すると仮定し、当該経費の10分の1の金額を10年間計上
- 早急に対応する必要がある部位、広範囲に劣化している部位は、それぞれ、今後5年以内、10年以内に改修を実施すると設定し、概ね良好な部位は今後10年以内に長寿命化改修を実施する建物から部位修繕相当額を差し引く
- 仮設校舎が必要な場合は、その費用が別途必要

この試算からは、これまでの改築中心から、既存施設の有効活用を図っていく長寿命化改修への転換を図った場合、経費の圧縮や予算の平準化を図ることができるものの、これまでの平均予算を上回る多額の費用を要することがわかりました。

4 学校施設整備の基本的な方針等

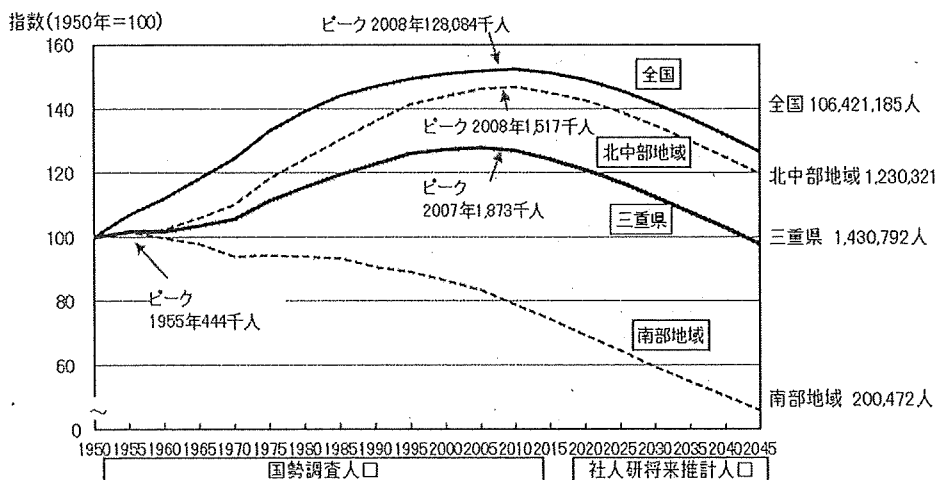
(1) 学校施設の規模や配置の適正化

三重県の人口の推移及び将来推計は、平成 19(2007)年にピーク(約 187 万人)を迎え、その後は減少し、令和 27(2045)年には三重県人口の推計値は約 143 万人となることが見込まれています。

北中部地域は、全国と同様、平成 20(2008)年にピークを迎え、その後減少し、南部地域は、昭和 30(1955)年にピークを迎え、その後減少が続いています。

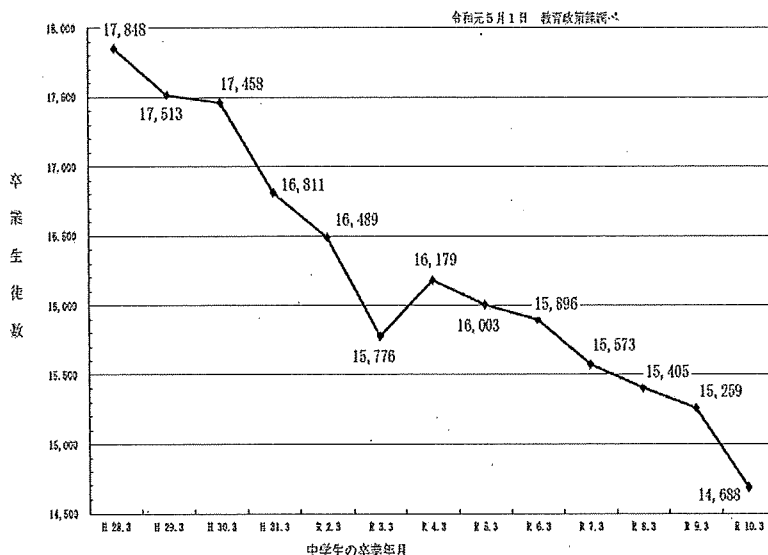
また、中学校卒業生数は、平成 28 年 3 月から令和 3 年 3 月までに約 2,100 人減少することが見込まれており、その後も減少傾向が見込まれていることから、県立高等学校において大幅な学級数の減少が予想されます。

一方、特別支援学校においては、児童生徒数の増加傾向が続いている地域があることから、教室数の不足、施設の狭隘化等への対応が求められています。



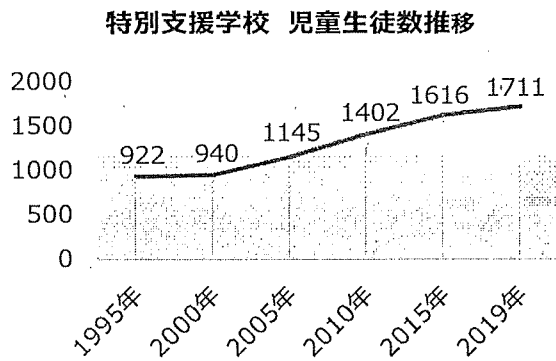
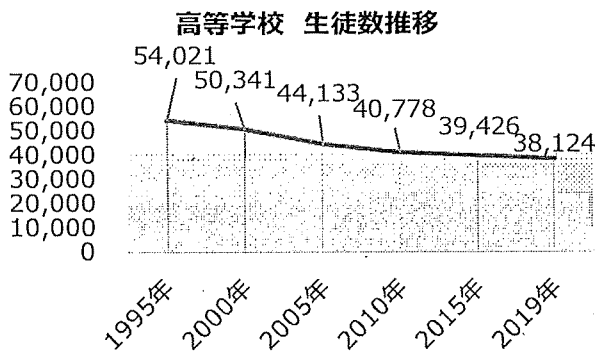
※ピーク人口は全国及び三重県は総務省「人口推計」、北中部地域は三重県統計課「人口・世帯の動き」、南部地域は「国勢調査」による。

全国及び三重県の人口推移及び将来推計



三重県中学校卒業生数の推移と予測(含社会増減)

(三重県教育委員会調べ)



こうした状況の中、学校施設の規模や配置の適正化については、「県立高等学校活性化計画」及び「三重県特別支援教育推進基本計画」との整合を図っていきます。

(2) 改修等の基本的な方針

①改修の手法

学校施設の老朽化対策は、これまでの改築中心から、既存施設の有効活用を図る長寿命化改修を中心に進めることとします。

ただし、長寿命化改修に転換を図っても、財政的な制約は依然として課題となり、また、長寿命化改修は経費の低減や廃棄物の削減にメリットがある一方、工事期間が長期に渡ることから、学校運営に与える影響も大きく、仮設校舎が必要になる場合もあります。

こうしたことから、長寿命化改修を基本としつつも、建物の状態を調査して改修対象の部位（屋根・屋上、外壁、内装等）を精査するとともに、建物の使用状況等をふまえ単純な経費比較だけでなく、トータル的なメリットデメリットを整理して、長寿命化改修、減築、建替などあらゆる方法を組み合わせ、より効果的な改修や更新となるよう取り組みます。

②長寿命化改修の対象

長寿命化改修を行う学校施設は、延べ面積が 200 m²以上の建物とします。なお、改修の対象は、主たる建物に、増築した棟、渡り廊下、昇降口棟、EV 棟などが付随している場合は、それらを含め一体的に工事すべき「かたまり」として捉えてひとつの棟として扱います。

これらの「かたまり」を一棟として整理して対象をカウントすると、改修の対象は全体で 557 棟（87 万 9 千 m²）になります。

③目標耐用年数の設定

施設の長寿命化を図るためには、いつまで施設を活用するかを検討した上で、定期的に維持管理を行い、使用できる状態を継続させる必要があります。

学校建物の法定耐用年数は、鉄筋コンクリート造は 47 年と税法上定められていますが、物理的な耐用年数は、適切な維持管理がなされれば、70～80 年^{※1}程度可能とされており、望ましい目標使用年数としては、普通品質のコンクリートの場合 50～80 年^{※2}とされています。（参考資料 P14）

また、現存の学校施設にも、昭和 30 年代半ばに建築され、耐震補強と内部改修工事を実施し、既に 55 年以上経過しながらも今後の使用にも十分耐えられる状態のものも認められます。

このことから、物理的耐用年数と実績等を考慮し、長寿命化改修における鉄筋コンクリート造の目標耐用年数を 80 年とします。

※1 学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き：文部科学省

※2 建築物の耐久計画に関する考え方：日本建築学会

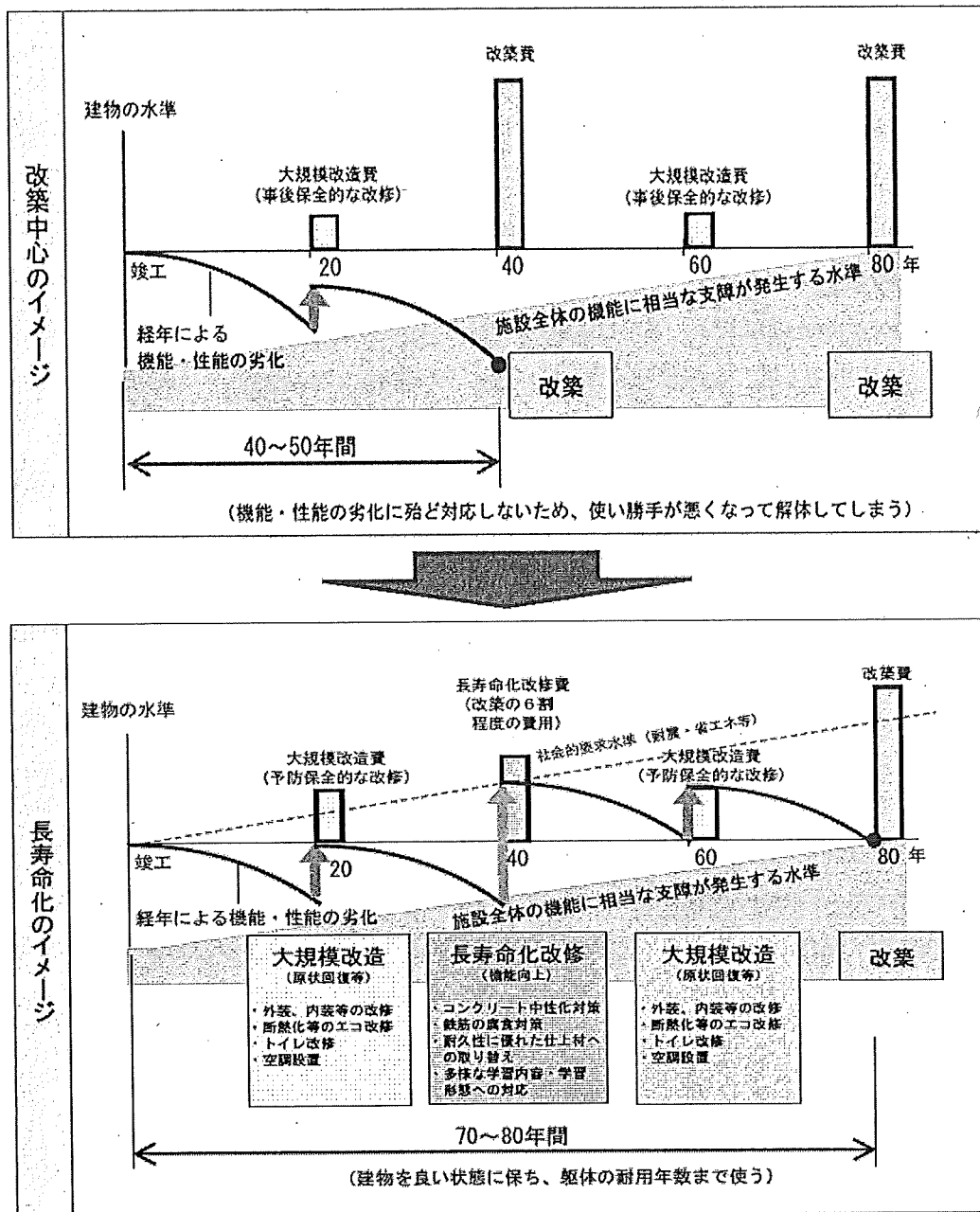
④改修サイクルの設定

鉄筋コンクリート造の施設を80年以上使用するためには、定期的な点検、調査を実施することにより、各部位や設備の劣化状況を把握し、他の部位の予防保全とあわせて実施するなど効率的に維持管理を行う必要があります。そこで、「長寿命化改修」と「大規模改造」のサイクルを設定し、計画的に実施します。

「長寿命化改修」は、目標耐用年数の中間期である建築後40年経過した段階で、構造躯体の強度やコンクリートの中酸化の度合い等を調査し、長寿命化改修が可能か検証します。

その上で、劣化した部分の更新を図るとともに、性能の向上を図ります。

図：改修サイクル（改築中心から長寿命化への転換のイメージ）



（出典：「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」文部科学省）

一方、大規模改造や部位、部材ごとの改修は、施設の計画的な整備を検討するにあたり、部位・部材ごとに計画更新周期の目安を設けている「平成 31 年版 建築物のライフサイクルコスト」（編集、発行：一般財団法人建築保全センター）を参考に検討します。

（参考 建築物の部位・部材の計画更新周期）

区分	種別	名称	計画更新周期(年)※	保全方式
屋根	露出防水	アスファルト露出防水 改質アスファルトシート防水	40 (20)	予防保全
		シート防水、塗膜防水	25 (20)	予防保全
	葺き屋根	折版、長尺金属板	40 (30)	予防保全
外部	壁	複層仕上塗材	40 (15)	予防保全
外部建具	アルミ製	アルミ製一般窓	40 (40)	予防保全
内部	床	ビニル床タイル、ビニル床シート	60 (30)	事後保全
		体育館フローリング張り	50 (30)	事後保全
	壁	ボード張りEP	40 (20)	事後保全
		ビニル幅木、木製幅木	40 (30)	事後保全
		EP 塗り	20 (20)	事後保全
	天井	せつこうボード張り	40 (30)	事後保全
	雑	便所スクリーン	40	事後保全
		化粧洗面カウンター	40 (30)	事後保全
電力	電線類	電線、ケーブル	40 (30)	事後保全
	電線保護物類	電線管（屋内露出）	65	事後保全
		電線管（屋外露出）	30	事後保全
	照明器具	蛍光灯 32W×2	25 (20)	事後保全
		LED 灯	30	事後保全
分電盤	分電盤、制御盤	30 (25)	事後保全	
通信・情報	拡声	スピーカー 天井埋込形	25 (20)	事後保全
	自動火災報知	火報受信機、感知器	25 (20)	予防保全
換気	換気機器送風機	消音ボックス付送風機	30 (20)	予防保全
給排水衛生	給水給湯配管類	ビニル管 30A	25 (20)	予防保全
	給水給湯タンク類	鋼板製貯湯タンク	20 (20)	予防保全
	衛生陶器類	洋風便器、和風便器、 小便器、洗面器	40 (30)	事後保全
	水栓	水栓類	40 (15)	事後保全
消火	屋内消火栓	屋内消火栓	40 (30)	予防保全
	消火配管類	塩ビライニング鋼管	30 (30)	予防保全
昇降機	エレベーター	一般エレベーター	30 (30)	予防保全

出典：「平成 31 年版 建築物のライフサイクルコスト」（編集、発行：一般財団法人建築保全センター）

※計画更新周期(年)の括弧内の数値は、「平成 17 年版 建築物のライフサイクルコスト」の値を記載しています。

平成 31 年版と平成 17 年版では、計画更新周期(年)が大きく見直されましたが、これまで平成 17 年版の計画更新周期を念頭にしており、すでにその計画更新周期を迎えている部位も多くあります。このことから、平成 17 年版も踏まえて検討していく必要があるため、参考に記載しています。

⑤改修の進め方

生徒数の減少はさらに進行することが見込まれることから、学校規模の変更に伴う校舎の減築なども想定しながら、長寿命化改修を進める必要があります。

また、学校施設に求められている、災害時の避難所としての機能を発揮できるよう防災機能の強化、昇降機設置や校内の段差解消、多機能トイレの整備などのバリアフリー化、太陽光発電設備の設置、照明設備のLED化、節水型便器への更新などの省エネルギー化、木質化による温もりのある環境づくりをなどについても、可能な限り取り組んでいくこととします。

⑥トイレの改修

学校施設の設備は、これまで必要な改修を実施してきていますが、基本的にはその建物の建築を行った時点の設備水準に依っており、築40年を超える建物が約5割を占める状況のなか、住環境とのギャップが大きくなっています。

特にトイレについては、住宅はもとより、商業施設や、オフィス、駅舎などのトイレの洋式化の状況に比べ、県立学校のトイレは和式便器の割合が高く、より一層の洋式化が必要となっています。また、和式便器のまわりや、床面が濡れた状態で放置される湿式清掃の床は、雑菌が発生しやすく衛生面からも改善が求められます。

学校施設は、児童生徒にとって学習の場であるとともに、一日の大半を過ごす生活の場でもあり、児童生徒がより快適に過ごすことができるよう、早急に改善する必要があります。

このことから、県立学校のトイレについては、大便器の洋式化や乾式清掃の床への転換など、機能面の向上を早期に図る必要がある部位として位置付け、建物の改修と並行して計画的に進めます。

(参考 各種耐用年数の考え方)

法定耐用年数	固定資産の減価償却費を算出するために税法で定められた年数 参考：昭和40年大蔵省令第15号 校舎・体育館等 SRC、RC：47年、S：34年、W：22年 平成14年3月25日文科省告示第53号の処分制限期間も同様		
物理的耐用年数	躯体や構成材が物理的あるいは化学的原因により劣化し、要求される性能を下回る年数 参考：「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会編・発行）		
		代表値	範囲
	高品質の場合	100年	80～120年
	普通品質の場合	60年	50～80年
経済的耐用年数	継続使用するための改修費その他の費用が、改築費用を上回る場合		
機能的耐用年数	使用目的が当初用途から変更したり、技術革新や社会的要求が向上して陳腐化する年数		

5 基本的な方針等をふまえた施設整備の水準等

長寿命化改修等を実施する際、改修の具体的な内容は、個々の建物の老朽化の状況や使用状況を把握した上で決定しますが、建物の部位ごとに統一的な整備水準を定めます。

部位ごとの主な整備水準

部位	整備水準
屋上	屋上防水を更新、主要な部分は外断熱で高耐久の防水材で更新
外装	外壁：浮き、クラック補修の上、高耐久・高弾性の塗料で全面塗装、 窓枠周り等の隙間を埋める目地材（シーリング、コーキング）の更新、 必要に応じてガラス周りの隙間を埋める目地材（シーリング、コーキング）の更新 樋：塗り替え、必要に応じて更新
内装	床：ビニル床タイル（Pタイル）を長尺ビニル床シートに張り替え、塗床は塗り替え 幅木：木製幅木は塗り替え、ビニル幅木は更新 壁：塗装を塗り替え、必要に応じて石膏ボードの張り替え 天井：木下地を軽量鉄骨下地に変更の上、化粧石膏ボードに張り替え 間仕切：教室-廊下間の木間仕切を鋼製間仕切（スチールパーテーション）に更新 ガラス：廊下に面するガラスを強化ガラスに更新、または飛散防止フィルム張り 防火設備：防火戸塗り替え、くぐり戸がない等既存不適格 [*] は防火設備の更新 階段：手すり設置、ノンスリップ更新
電気設備	照明を LED 照明器具に更新、絶縁抵抗が低下している場合は電気配線を更新、 受変電設備や分電盤等は必要に応じて改修・更新
給排水設備	給排水管、衛生器具の更新、24 時間換気設備がない等既存不適格 [*] は改修、 受水槽や消火設備等は必要に応じて改修・更新
トイレ	床：長尺ビニル床シートによる乾式化、バリアフリー化 壁：既存タイル撤去後、耐水性・耐候性のある化粧板等で更新 天井：木下地を軽量鉄骨下地に変更の上、化粧石膏ボードに張り替え 便器：小便器は節水型に更新、大便器は洋式便器(節水型)に更新 ブース：耐水性・耐候性のある化粧板等で更新 手洗設備：洗面器は更新、水栓は自動水栓に更新 電気設備：照明は人感センサー付き LED 照明器具に更新、各ブースにコンセント設置 給排水設備：必要に応じて、縦配管、土間配管等を更新
エレベーター	更新（設置後 25 年経過を目途に検討）

※既存不適格（きそんふてきかく）は、建築・完成時の法令等の基準で合法的に建てられた建築物で、その後、法令の改正などにより、現行法に対して不適格な部分が生じた建築物のことをいいます。現況のまま使い続けることは可能ですが、大規模修繕や建て替え時にはその時点の建築基準法に従うことを求められます。

6 長寿命化の実施計画

(1) 実施計画の策定

本計画に基づいて、令和元年度中に具体的な長寿命化改修方策を記載した実施計画を策定し、実施計画に基づいて、令和2年度から改修に着手します。

なお、実施計画については、状況の変化に柔軟に対応できるよう4年ごとに策定し、その計画期間中であっても、劣化の進行状況や工事の進捗状況等、必要に応じて見直しを実施していきます。

(2) 改修等の優先順位付け

建物の長寿命化を進めていくためには、コンクリート等の構造躯体の劣化を抑えることが最も重要であることから、構造躯体の劣化の進行に大きな影響を与える屋上や外壁などの老朽化対策を優先して実施することが必要です。

そのため、劣化状況調査の結果について、全体的な劣化状況とともに劣化している部位に着目して早期改修の必要性を考慮することを基本としながら、築年数、建物や設備の耐用年数、定期点検の結果、これまでの改修の実施状況等のデータの確認や現地確認を行ったうえで、改修を実施する建物の優先順位を判断し、建物の予防的保全と機能向上(回復)を同時に図る長寿命化改修を計画的に進めます。

トイレ改修については、その対象を学校のトイレの洋式化率で一律に判断するのではなく、現在の男女別の生徒数をもとに洋便器の不足の実態を考慮したうえで、洋便器の不足の度合いが高い学校を優先して実施することを基本とします。また、改修に際しては生徒の利用頻度の高いトイレを優先して改修できるよう取組を進めます。

7 長寿命化計画の継続的運用方針

効率的かつ効果的な施設整備を進めていくためには、①施設の点検・評価によって現状を的確に把握した上で、それをふまえた計画を策定(Plan)、②計画に基づき、適切な改修や日常的な維持管理等を実施し(Do)、③整備による効果の検証を継続的に行うとともに、より効果的な整備手法など改善すべき点について課題を整理し(Check)、④次期計画に反映していく(Action)、というPDCAサイクル(メンテナンスサイクル)を確立することが重要です。

このため、計画策定後においても、定期的な劣化状況調査や点検を実施することにより、学校施設の老朽化等の実態把握・評価を継続的に行い、把握した情報や評価結果に基づき、より効果的な整備となるよう計画の見直しを検討していきます。